

明治初年における聴訟事務：
民部官・民部省を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 誠一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006629

明治初年における聴訟事務——民部官・民部省を中心に——

橋 本 誠 一

はじめに——研究史の整理と本稿の課題

石井良助〔一九五四〕、手塚豊〔一九五六ほか〕、染野義信〔一九五八ほか〕、福島正夫〔一九七七〕、菊山正明〔一九九三〕などに代表される明治初年司法制度史研究^①は、おもに江藤新平^②、司法省（司法台構想を含む）、司法職務定制などに関心を向けてきた。また、司法省設置以前の時期に言及する場合でも、おもに《刑法律事務科↓刑法律事務局↓刑法官↓刑部省》という組織的系譜について考察するのがもっぱらであった。その結果、聴訟事務を所管する組織については、概括的に法令分析が行われる程度であったとい^③ってよい。同様の特徴は、府藩県を対象とする研究についても指摘することができ

るだろう(手塚豊〔一九五六〕、平松義郎〔一九八〇〕、中山光勝〔一九九〇〕など)。

近年、明治初年司法制度に関する研究に大きな進展がみられる。とくに蕪山巖〔一九八八〕、瀧川 叡一〔一九九一〕、林屋礼二〔二〇〇六〕、園尾隆司〔二〇〇九〕など法律実務家や実定法学者の業績が注目される。しかし、それらも、前述の研究状況に大きな変化をもたらすものではなかったといっ
てよいだろう^④。

そこで本稿では、こうした研究状況を踏まえ、王政復古から司法省設置までの時期に焦点を当て、この時期にどの機関が、どのような聴訟事務を行っていたのかを実証的に解明していきたいと思う^⑤。もちろん、これまで明治初年の聴訟機関について十分な研究が行われてこなかったのは、おもに史料の制約によるところが大きい。残念ながら、本稿も、その制約を打破したとはいえない。もっぱら基本諸史料を渉猟する中で得られた断片的知見を論点ごとに整理したにとどまっていることを率直に認めざるをえない。したがって、なお未解明の点も多く、引き続き今後の課題とせざるをえない。この点をあらかじめ諒とされたい。

なお、本稿がどのような視点から考察を進めようとしているのかという点について簡単に述べておきたい。かつて三日月章〔一九七二〕は、司法制度移植の動機、速度、担い手という視点と、異なる型の遍歴とその重層化による特異な司法制度の形成という視点を提示した。これに対して、本稿は、

近世と近代を連続的に把握するという観点から、維新期司法制度を中央と地方の二元構造において総体的にとらえ、それらが実態的にどのように変化し近代化していったのかを実証的に解明したいと考えている。⁽⁶⁾ その場合、「近代」の概念的意味に関連して、本稿はとくに訴訟手続の構造的特徴に注目する。そして、近代化のプロセスを《垂直的手続構造から水平的手続構造への転換過程》⁽⁷⁾ として把握する。そうすることによって、司法職務定制や大審院の設置によって画される司法制度近代化の歴史的意義がより大きな枠組みの中で把握できるのではないかと考えている。もとより本稿はそれを全面展開するものではなく、中央における司法制度の変遷をもっぱら聴訟事務に限定して論じるものであって、今後の作業の第一着手というべきものである。

一 聴訟事務所管官衙の変遷

一―一 内国事務裁判所・会計事務裁判所から会計官へ

(一) 内国事務裁判所・会計事務裁判所など

慶応三年（一八六七）一〇月一四日、徳川慶喜が上表して政権の奉還を請い、⁽⁸⁾ 翌日、朝廷は徳川慶

喜に詔して政權奉還の請を允し、政務委任の条項を指令した。^⑨ それを受けて、同月一九日、慶喜は朝廷に京都警備等八箇条を稟請し、「刑法ノ儀ハ、召ノ諸侯上京之上御取究可相成ト存候得共、夫迄ノ処ハ仕来ノ通ニテ宜敷候哉」との伺を差し出した。^⑩ そして、同月二二日、朝廷は「召之諸侯上京ノ上規則被相立候へ共夫迄ノ処ハ是迄ノ通り可心得事」との指令を出した。^⑪ つまり、この時点では、諸侯会議による規則取極めがなされるまでの間は、従前通り徳川幕府が裁判権を行使することとされていた。^⑫

しかし、同年(一八六八)十二月九日、倒幕派が引き起こしたクーデター(いわゆる王政復古の大号令)によって事態は一変する。摂政・関白・幕府等が廃され、新たに総裁・議定・参与の三職が設置されたのである。そして、新たに成立した維新政府は京都市中の裁判権の接収に着手した。すなわち、同年十二月一日、従前の京都東西町奉行所を廃し、新たに青山左京太夫忠敏(丹波篠山藩)、松平図書頭信正(丹波亀山藩)、本多主膳康穰(近江膳所藩)に市中取締を命じ、「訴訟以下每事右之藩へ可申出」こととした。^⑬ そして、元京都東町奉行所を市中取締役所とした。^⑭ この市中取締役所が、これ以後、京都市中における聴訟・断獄事務を第一次的に所管する機関となった。

維新政府が全国政權として全国の裁判権を掌握するという姿勢を闡明するのは、慶応四年(一八六八)一月一七日に三職を八課に分ち(いわゆる三職七科制)、同日三職分課制を制定して以後のこ

とであつた。ただ、三職分課制を見る限り、刑法事務総督（刑法事務科）の管轄事項は「監察・弾劾・捕亡・断獄・諸刑律」とされ、おもに行政監察・断獄事務・行刑を所管した。しかし、いわゆる聴訟事務（民事事件）についてはどの科にも記載されていなかった。たとえば、内地民政を専務とする内国事務総督（内国事務科）の管轄事項でさえ「京畿庶務及諸国水陸運輸駅路開市都城港口鎮台市尹ノ事」とあるのみであつた。^⑮

それでは、実際、維新政府内のどの機関が民事事件を処理したのか。それを具体的に示してくれる史料は、管見の限りで、慶応四年一月（日欠）「会計掛事務要件ヲ稟候ス」が唯一のものである。すなわち、

会計掛稟候

私共儀会計事務御用掛ト被 仰付候ニ付差掛り候事件先ツ二三ヶ條左ニ書取奉伺候

① 一 參與席之外ニ会計事務裁判所ト申一局ヲ先ツ仮ニ早々御取立被下置候様仕度奉存候

② 一 天朝御料所之御収納米金其外諸運上等之儀ニ拘り候儀ハ都テ右裁判所へ申出候様御総督ヨリ

一同へ御触達被成下度奉存候

（中略）

国内へ御触面案

王政復古萬機一新ニ付是迄徳川氏領分向後天朝御領ト可心得者也

附公事訴訟ハ内国事務裁判所へ申出租税法運上等之義ハ會計事務裁判所へ可申出事

内国事務総督印

改元可然
□□紀元正月

會計事務総督印

これは會計事務総督（議定）の下で會計事務掛を担当する参与¹⁷が、任命に際して會計事務裁判所の設置などを求めた稟議書である。そして、その一部として「国内へ御触面案」が添えられていた。それは、王政復古に伴い徳川家領分が天朝領となることから、以後、天朝領における「公事訴訟」は内国事務裁判所へ、同じく「租税法運上等」については會計事務裁判所へ申し出るよう触れ出ることを提案するものであった。ここにいる内国事務裁判所は、内国事務掛の掛参与¹⁸の下で公事訴訟（金公事や本公事など）を処理する機関として、他方、會計事務裁判所は租税法運上等に関する訴願を処理する機関としてそれぞれ構想されたものである。

その後の推移を見ると、同年一月一九日、會計事務裁判所が金穀出納所内に設けられ、「會計事務ニ拘り候儀都テ會計事務裁判所へ可申出¹⁹」との達が出された。他方、内国事務裁判所については、設置の成否を史料的に確認することはできない²⁰。しかし、その設置如何にかかわりなく、当時、會計事務科（會計事務総督―掛参与）の側からも、公事訴訟の処理は内国事務科（内国事務総督―掛参与）

の所管と考えられていたことは確かである。

内国事務掛参与による公事訴訟処理の実態を示す史料と思われるのが、慶応四年一月（日欠）に出された触書^②である。

一^①公事訴訟之目安書、以来於当役所懸り参与直々請取候事

一目安書請取定日、以来三日之八之日与相心得可申事^②

但、差掛り候事件ニ而差出し度節者、本文定日ニ不拘請取可申^③〔候^別〕事

一諸届諸願書等者是迄之通日々朝四〔つ〕時より夕七つ時^④〔迄^并〕之間ニ可差出、当番所ニおゐて

三藩之月番請取可申事

右之通洛中洛外江不洩様可相触もの也

正月

これによれば、「洛中洛外」の公事訴訟については、定日（毎月六の日）に「当役所」（内国事務裁判所か？——橋本）において「懸り参与」（内国事務掛参与か？）が直接目安書（訴状）を受理する。そして、それ以外の「諸届諸願書等」は、毎日朝四つ時（午前一〇時）から夕七つ時（午後四時）までの間、「当番所」（市中取締役所か？）において「三藩之月番」が受理する、というのである。

なお、この触書が対象とする地域はおもに京都市中（洛中）およびその周辺（洛外）であったこと

に触れておきたい。ここから、慶応四年一月の時点で維新政府の裁判権が及ぶ範囲はごくごく狭い地域に限られていたことが分かる。しかし、周知のように、その後、それは急速に全国に及ぶことになる。⁽²²⁾

(二) 内国事務局・会計事務局など

慶応四年(一八六八)二月三日、三職八局職制が定められた。このとき設置された内国事務局は、内国事務局と同様に内地民政を専務する機関として「京畿庶務及諸国水陸運輸駅路関市都城港口鎮台市尹ノ事」を管轄した。したがって、内国事務局は、内国事務局に引き続き公事訴訟に関する裁判権を掌握したと推測される。その一方で、「戸口賦税金穀用度貢献宮繕秩禄倉庫及商法ノ事」を所管する会計事務局も従前の会計事務局と同様に租税に関する訴訟を受理したと思われる。ただ、残念ながら、現時点ではいずれも立証しうる史料を見出していない。それを念頭に置いたうえで、ここでは内国事務局に関していくつかの事実を指摘しておきたい。

第一に、同年二月二四日、太政官は目安箱を京都三条橋に設置し、総裁局弁事⁽²³⁾がこれを所管した。⁽²⁴⁾つまり、目安箱に投ぜられた訴状の受理は弁事の管轄とされ、そこで受理された訴状はさらに内国事務局など関係官庁に回付されたと思われる。

第二に、同年三月八日、内国事務局は「市中取締三藩ヲ京都裁判所ニ附属ス」との達を出した。ここに示されているように、内国事務局は「京都裁判所」⁽²⁵⁾を媒介として京都市中の聴訟・断獄事務を掌握していた。⁽²⁶⁾実際、田宮如雲（尾張藩）が徴士参与職内国事務局判事の職と同時に京都裁判所附属をも兼ねていたのはそのゆえであった。⁽²⁸⁾

第三に、同年三月一二日、これ以後は内国事務局民政掛の者が元京都西町奉行所に出張し、同所を「民政役所」と改称する旨、同局より各局へ通達があった。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾この民政掛、そして民政役所こそ内国事務局内で公事訴訟を担当する部署だったのではないだろうか。

(三) 民政役所の会計官への移管

慶応四年（一八六八）閏四月二二日、政体書が制定され、議政官、行政官、刑法官の三官が設けられた。このうち刑法官は、「司法之権」を執行する機関として、監察司、鞠獄司、捕亡司という三つの司を擁し、「総判・執法・守律・監察・糾弾・捕亡・断獄」の事項を所管した。⁽³²⁾つまり、刑法官は、行政監察、断獄事務、行刑などを主に担当する組織であった。他方、行政官は「行法之権」を執行する機関とされ、神祇官、会計官、軍務官、外国官の四官によって分割行使された。このうち民事事件を処理したのはどの機関だろうか。

前項で内国事務局に属する民政掛、民政役所が公事訴訟を担当したという推測を述べたが、その民政役所は閏四月二一日内国事務局廃止にともない会計官に移管されたという。⁽³³⁾ そうであるとすれば、公事訴訟の裁判権は会計官に移転したことになる。これが妥当な理解であるならば、政体書の制定によって、会計官は公事訴訟と租税関係に関する裁判権を一元的に掌握する機関になったことになる。

それでは、会計官のどの部署が民政役所を引き継ぎ、公事訴訟等を処理したのだろうか。政体書は、会計官に七つの司（出納司、用度司、駅通司、営繕司、税銀司、貨幣司、民政司）を設けると定めていた。司の名称から推して民政司が公事訴訟・租税関係訴訟の処理機関として構想されたのではないかと思われる。しかし、結局、それは税銀司とともに開局されなかったといわれている⁽³⁴⁾（実際は、後述するように、明治二年初めのごく短い期間設置されていた可能性がある⁽³⁵⁾）。

（四）会計官駅通司訴訟方

前項では、内国事務科（内国事務裁判所）、内国事務局民政掛、同民政役所から会計官民政司に至る組織的系譜を追跡した。しかし、これ以外に、会計官の中にはもう一つ別の訴訟処理機関が存在していた可能性がある。それは会計官駅通司である。駅通司は、慶応四年（一八六八）二月、内国事務局中に諸国水陸運通の職が置かれ、同年三月、徴士山中献に内国事務局権判事とし駅通の事を司らせ

たのがその始まりである。その後、同年四月、宿駅役所が京都の民政役所内に置かれ、同年閏四月の政体書の制定により民政役所とともに会計官所管となり、駅通司と改称するに至った。⁽³⁶⁾

その後、その駅通司に訴訟方が置かれた。同年七月一三日「遠藤三郎外三名ニ会計官駅通司改正方ヲ命シ本庄彦左衛門外一名ニ同訴訟方ヲ命ス」⁽³⁷⁾という達書によって、それを知ることができる。左にそれを引用する。

遠藤三郎山内孫右衛門鈴木健三郎へ達

会計官駅通司改正方被仰付候事

本庄彦左衛門村田誠之進へ達

同訴訟方被仰付候事

これは、同日付で会計官駅通司訴訟方に本庄彦左衛門ら二名を新たに任命したこと、言いかえれば、訴訟事務を担当する役職として会計官駅通司中に訴訟方が設置されたことを示している。

また、明治二年（一八六九）四月（日欠）「訴訟所腰掛ニ於テ茶屋営業差許伺」⁽³⁸⁾中に次のような一節がある。

元会計官駅通司并訴訟所附公事人并諸願人共腰掛茶屋渡世之もの共別昏歎願之趣無余儀事情且平常非常共書面之通夫々御用筋相弁来候もの共ニ而右様渡世之もの無之候而者公事人共差支者勿論

当官おるても差支候義ニ付是迄之通り茶屋渡世之義御聞届相成御用筋為相弁候様仕度此段相伺申候

すなわち、「会計官駅通司」と「訴訟所」において「公事人并諸願人共」のために営業していた「腰掛茶屋」について、今後も従前通り営業を許可したいという趣旨である。ここから、当該時期に会計官駅通司にも「公事人并諸願人共」が出頭していたこと、つまり駅通司が聴訟事務を担当していたことを読み取ることができるだろう。

それでは、駅通司はどのような訴訟を処理したのだろうか。やはりその職掌から推して、全国駅通に関する訴訟（以下、「駅通訴訟」という）の一切を処理したのではないかと思われる。それゆえ、そうした職権の存在を前提として、明治二年二月、会計官駅通司から「（東海中山両道）各駅ニ目安箱ヲ置キ駅郷ニ関スル事項ヲ開申セシム」との達が出されたのであろう。

（五）訴訟処理手続——会計官を中心に

これまで述べてきたことに関連してとくに強調したいのは、民事裁判権の行使がつねに上下級の行政機関にまたがって一体的に行われていたという実態についてである（「垂直的手続構造」）。つまり、公事訴訟に関する裁判権が、《内国事務科（内国事務裁判所）↓内国事務局民政役所》という系譜を

経て、慶応四年閏四月に会計官に帰属することになったとはいっても、会計官の中だけで訴訟手続が完結したわけではなかった。そこで、本項では、この時期における訴訟処理手続の全体像を可能な限り整理してみたい。

明治四年までの時期において『太政類典』などに残されている訴訟記録（公事出入以外の訴願も含む）を一覧にまとめたのが【表一】である。このうち本項で取り上げる史料は、明治元年（一八六八）九月一六日「濃州方県郡諸村歎願処分京都府へ通達」⁽⁴⁰⁾（【表一】の番号二）である。左にその全文を引用する。

九月十六日

濃州方縣郡

一^① 上

東 栗野村

同

一^② 上 再願

同断

一^③ 濃州栗野村百姓願出

一^④ 京都府より添書

一^⑤ 会計見込

美濃国方縣郡則松村

百姓惣代

一^⑥ 嘆願書

隆三郎

儀左衛門

一^⑦ 植村梅之助^④前田新八郎^④悖逆ニ

決シ知行没収云々會計官添書

濃州方縣郡諸村歎訴兩條之義會計見込可然旨御許ニ御座候依別帑取集七通致返却候也

九月十六日

弁事

京都府

追而人相書一札御廻し申入候也

この史料から再現される処理手続は左の通りである（なお、右史料では異なる二つの事件が同時に書き込まれているが、左の整理はそのうちの一件についてのみに記している）。

①東栗野村、願書を提出（京都府宛）^④。↑第一、二条

②京都府、東栗野村願書と添書を提出（弁事宛）。↑第四条

③弁事、東栗野村願書と京都府添書を會計官へ回付。↑第五条

④会計官、東栗野村願書の件につき見込案を作成し弁事に提出。↑第五条

⑤弁事、東栗野村願書・京都府添書・会計官見込案を輔相に提出。↑添書

⑥輔相、会計官見込案を裁可。↑添書

⑦弁事、添書にて会計官見込案裁可の旨を京都府に通知。↑添書

このように会計官が聴訟事務を所管すると言っても、会計官が単独で処理していたわけではない（もちろん、実質的な審理手続は④の会計官によって行われていたと思われるが）。実際は、行政官（輔相・弁事）、会計官、京都府が一体となって事案処理を行っていたというのが実態である（前述のように、本稿では、このような手続構造を「垂直的手続構造」と呼ぶ）。

一―二 東日本における聴訟事務——江戸鎮台府と鎮将府

戊辰戦争において維新政府が軍事的に掌握した地域のすべてが維新政府（京都）の裁判権に一元的に服したわけではない。とくに親政大総督（慶応四年二月三日設置）は陸海軍の指揮権・軍令制定権などを包括的に委任された（各地に派遣された総督は大総督から指揮権を再委任されたという形式をとっている）。そして、同年二月九日、総裁熾仁親王が大総督に任ぜられ、以後、東日本への軍事遠

征が開始された⁽⁴⁵⁾。そして、江戸入城後の同年四月二日、大総督府は自らの権限に基づき、東海道先鋒総督橋本實梁を介して、旧町奉行の石川河内守(利政)、佐久間鑄五郎(信義)に暫定的に江戸府下の管理を委任した⁽⁴⁶⁾。

その後、大総督府は、江戸鎮台府(慶応四年五月一九日〜七月一六日)、鎮将府(同年七月一七日〜一〇月一八日)を設置し、江戸さらには東国一三ヶ国の民政に当たさせた。こうして、この時期、維新政府の裁判権は京都と江戸に分割されたのである⁽⁴⁷⁾。こうした裁判権の地域的分割が克服され、維新政府の裁判権が一元化されるのは、明治元年(一八六八)一〇月一八日の鎮将府廃止を待たなければならなかった。鎮将府の廃止により、会計官と刑法官の権限は駿河国以东一三ヶ国にも直接及ぶようになったのである。そこで本節では東国における聴訟事務、とくに江戸鎮台府、鎮将府における聴訟事務の変遷について概観してみたい⁽⁴⁸⁾。

(一) 江戸鎮台府

慶応四年五月一二日、大総督府は江戸府を設け⁽⁴⁹⁾、さらに同月一九日にはその上位機関として江戸鎮台を置いた⁽⁵⁰⁾。江戸鎮台府の設置にともない、旧来の寺社・町・勘定三奉行は廃され、社寺・市政・民政の三裁判所がそれぞれ新たに設置された(「東征大総督府」大総督府布告⁽⁵¹⁾)。ただ、これはもっぱら

奉行職の廃止を意図するもので、奉行より下位の者は「当分是迄之通出勤」するよう指示された。つまり、組織の実態は寺社奉行所から社寺裁判所へ、町奉行所から市政裁判所へ、そして勘定奉行所から民政裁判所へほぼそのまま引き継がれたと考えてよい。⁽⁵³⁾そして、同年五月二八日には、市政裁判所から「名主共一同是迄ノ通掛役申付」(「江戸鎮台府」市政裁判所達)⁽⁵⁴⁾との達が出された。

それでは、江戸鎮台府と大総督府はどのような関係にあったのか。その点について、慶応四年五月二二日「町奉行所引渡済ニ付当番心得方等の儀達書并鎮台府判事名前」⁽⁵⁵⁾をもとに検討してみよう。

今日御引渡済候ニ付以後諸訴出候ハ、是迄ノ通取計検使見分ノ儀モ差定候儀ハ當番見込次第相決シ万一難取計儀ハ一応拙者共へ御相談有之候様存候且右ニテモ難決候ハ、当番ノ内西城へ罷出総督府御使番ヲ以申込鎮台府判事別紙名前ノ人へ御引合御伺可被成候此段申送候事

但諸帳面認方等粗漏無之様物書同心へ能々御申付可被成候

五月廿一日

年 番

御當番中

追テ御門々通行ノ儀ハ其筋へ督府ヨリ相達候間印鑑不及旨判事被申聞候

別紙名前

鎮台府判事

土方大一郎

江藤 新平⁽⁵⁷⁾

北島千太郎⁽⁵⁸⁾

大総督府御使番

井上 勝弥

大西 道助

赤松護之助

これによれば、通常の訴訟は鎮台府管下市政裁判所の「当番」(当番与力)が自身の見込次第で決し、難決事件については「年番」(年番与力)と相談のうえ処理する⁽⁵⁹⁾。そして、両者が相談しても決しがたい事件については、当番が西城(旧江戸城西の丸)に出向き、総督府御使番を通じて鎮台府判事に伺い出るべきものとされた。江戸鎮台府では旧町奉行所の紛争処理機能がほぼそのまま温存・活用されていたのである。

江戸鎮台府は、旧幕府評定所の機能も引き継いだ。同年六月一二日、鎮台府は、社寺・民政・市政各局判事に宛て「毎月三ノ日評定所へ集会方達」を出し、以後、「毎月三ノ日巳之刻」から「評定所」に集会するよう命じた。ここで土方や江藤などの鎮台府判事たちが事件処理について審議したのであ

る。⁽⁶¹⁾

(一) 鎮將府

慶応四年（一八六八）七月一七日、江戸が東京と改称されると同時に、新たに鎮將府と東京府が設置され、その職制が定められた（同日、江戸鎮台府、社寺裁判所は廃止）。これにより、鎮將は、駿河、甲斐、伊豆、相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸、上野、下野、陸奥、出羽一三ヶ国の「政務」を包括的に委任された（ただ、「重大事件」については「時々奏問ヲ遂ケ」ることが条件づけられていた）。要するに、鎮將府は東日本一三ヶ国を管轄する民政機関であった。他方、大総督府はもっぱら軍事機関という役割に特化した。また、東京府は鎮將府の下にあって東京府中を所管した。

鎮將府の行政組織は、鎮將（三條実美）の下に、議政局、行政局、会計局、軍務局を置くというものであった。⁽⁶³⁾ このうち聴訟事務をおもに担当したのは会計局であった。⁽⁶⁴⁾ とくに重要なのは、会計局が江戸鎮台府評定所を引き継ぎ、左の人員を配置したことである。

留役與頭 坂本 三郎⁽⁶⁵⁾

同御勘定 柴田桂次郎⁽⁶⁶⁾

犬塚三四郎⁽⁷¹⁾

山本 環一⁽⁶⁷⁾

戸木 鐘作

北村鉄太郎⁽⁶⁸⁾

丹羽 省吾

増淵録三郎⁽⁶⁹⁾

三浦正之助

中村 晋平⁽⁷⁰⁾

岡田 栄八

経歴を確認できた人物に限って言えば、評定所勤務の留役組頭（坂本三郎）と留役勘定（柴田桂次郎、山本還一、北村鉄太郎、増淵録三郎、中村晋平、犬塚三四郎）の全員がかつて旧幕府評定所留役の経験を有する幕臣であった。

会計局による訴訟処理、会計局評定所の活動実態については、ほとんど史料が残されていない。管見の限りでは、わずかに明治元年一〇月（日欠）「公事出入吟味物区別之儀ニ付相伺候書付」⁽⁷²⁾（坂本三郎⁽⁷³⁾から江藤新平⁽⁷⁴⁾、北島時之助⁽⁷⁵⁾、島團右衛門⁽⁷⁶⁾へ提出）が残されている程度である。それによれば、「会計局公事出入吟味物」はこれまで「何品ニ不限」評定所留役がすべて引き受けてきたが、「旧幕府より引送相成候出入物」の件数が多いだけでなく、さらに（八月八日の）会計局設置後はわずか三、四名の留役⁽⁷⁷⁾で新事件を受理してきたので、自然と取捌方も遅れがちで、「追々臨時御詮議物も相嵩」むようになり、このままでは「年内各件皆済」も覚束ない状況になってきたという。この史料を読む限り、鎮将府会計局の訴訟処理機能はもっぱら評定所の組織と人員によって担われていたと考えてよいだろう。

一―三 会計官における聴訟事務体制整備

明治元年（一八六八）一〇月一日に鎮将府が廃止されると、従来の鎮将府支配地（東日本一三ヶ国）は行政官支配となった。それにともない国家組織の一元化が進められ、旧幕府評定所などを所管していた鎮将府会計局は会計官出張所に改められた。⁽⁷⁶⁾そして、同年一〇月二四日「東西両京会計官既ニ合一タルヲ以テ扈駕東下ノ会計諸官諸司等東京会計官へ出勤セシム」との達により、これ以後、会計官の業務は東京を本拠に展開されることになった。本節では、この時期以後における制度的変遷を概観する。

（一）会計官訴訟掛、租税司、訴訟所

組織的合一を達成した会計官がまず取り組んだのは、刑法官との権限区分を明確にすることであった。すなわち、明治元年一月（日欠）、会計官判事五名の連名で「刑法條約」⁽⁸⁰⁾と題する伺が提出された（日付不明の「伺之通」との附札がある）。その全文は左の通りである。

刑法條約

一⁽¹⁾凡犯人流罪以上ニ可処分者都而刑法官江引渡可申尤流罪以下之分ニ而も罪状之輕重難決品者同

官江問合之上可処置事

一宮公卿諸侯之家士等都而待分之犯科者不拘其輕重刑法官江差出可申事⁽²⁾

一民間ニおゐて之刑法者縦令宮公卿諸侯等家士之關係有之候与も刑法官江掛合之上都而會計官民政所おゐて取捌可申事尤手延ニ難相成品者手を下し候後其段刑法官江達し候儀も可有之事⁽³⁾

但吟味之上流罪以上之犯人有之候節者一件刑法官江引渡可申事

一駄通ニおゐて之刑法も前件同断之事⁽⁴⁾

一追而御刑典御確定相成候上者前書之件々猶衆議之上改革之次第も可有之事⁽⁵⁾
右之條件衆議決定之上者互ニ不可有違失もの也

明治元年十一月 日 池辺五位⁽⁸¹⁾

長谷川二右衛門⁽⁸²⁾

江藤五位⁽⁸³⁾

島 五位⁽⁸⁴⁾

中嶋五位⁽⁸⁵⁾

附札

伺之通被仰付候事

これによれば、以下のような処理手続が決定された。すなわち、①流罪以上の刑に処すべき事件は、刑法官管轄とし同省に引き渡す（第一条前文）。②流罪以下のものでも罪状の軽重を判断しがたいものは、刑法官に問い合わせた上で処置する（第一条後段）。③宮公卿諸侯の家士など「侍分」の犯科はその軽重にかかわりなくすべて刑部省へ引き渡す（第二条）。④「民間」における刑事事件は、たとえ宮公卿諸侯等の家士に関係があるものでも、すべて「会計官民政所」において取り捌く（第三条前段）。⑤もっとも、「手延ニ難相成品」については、会計官での着手後に刑法官へ送ることもある（第三条後段）。⑥会計官による吟味の結果、流罪以上の犯人がいることが判明すれば、一件を刑法官に引き渡す（第三条但書）。⑦駅通における刑事事件も同様の取り扱いとする（第四条）、という。

要するに、この「刑法條約」は、会計官・刑法官両者の間における刑事事件の権限分割について伺い出るものであった。このなかでとくに注目されるのは、「民間」（侍分以外）の刑事事件はすべて「会計官民政所」において取り捌くことが原則とされ、そこでの吟味の結果流罪以上と判断されたものについて刑法官に引き渡すとされていることである。これにより、会計官の有する裁判権は民事・

刑事にまたがる広範囲なものであったことが分かる。これを見る限り、この時期の会計官を単なる聴訟機関（民事裁判機関）としてのみ捉えることは若干不正確な理解ということになるだろう。⁽⁸⁶⁾

ところで、遅くとも明治元年一二月には会計官内に訴訟処理担当の部署として訴訟掛——「刑法條約」にいう「会計官民政所」と同一のものと思われる——が置かれていたことを史料的に確認することができる。明治元年一二月（日欠）、会計官は、この訴訟掛に新たに訴訟調役頭取（奏任五等官の知司事と同等とされた）を設け、柴田桂次郎と山本還一の二人を任命した。⁽⁸⁷⁾ この二人はともに旧幕臣で、鎮将府に引き継がれた旧幕府評定所において留役勘定を務めていた人物である。⁽⁸⁸⁾

頭取任命後の同年一二月、柴田と山本は、「勤向之儀ニ付心得方奉伺候書付」⁽⁸⁹⁾を提出し（一二月一二日付で伺を承認する指令が出された）、実務処理方針の確認を行った。その全文は左の通りである。

勤向之儀ニ付心得方奉伺候書付

柴田桂次郎

山本 還一

① 一調役以下取締筋之儀者一般相心得且身分ニ附候諸願諸諸届等者私共より申上候様可仕候哉

② 一当掛御入用筋之儀者都而用度司より請取候様可仕候哉

③ 一判事衆御用多等之砌者訴訟物御初席済口裁許等時宜次第御代席可仕候哉

一聴訟下調之儀者当分是迄之通調役打込平等に割合相勤候様可仕候哉

右之通心得方之儀大畧奉伺候以上

十二月

柴田桂次郎

山本 還一

辰十二月十二日此通

これによれば、訴訟掛の組織的陣容は、柴田や山本など訴訟調役頭取（五等官待遇）の下に調役が配置されるというもので、この調役が従前と同様に聴訟下調などを担当する（第四条）。取締筋については調役以下がすべてを心得、かつ諸願諸届等は頭取から会計官判事（三等官）に提出する（第一条）。初席や裁許の白洲には、通例、会計官判事が出座するが、判事多用の折は「代席」もありうる（第三条）、という。

ところが、こうした会計官訴訟掛の態勢整備を動かをまったく無視するかのような法令が、突然、行政官から発せられた。同年（一八六九）二月一八日、行政官弁事布告「府県添書ヲ以テ行政官ニ直訴スル者以後会計官租税司ニ進致セシム」⁹¹がそれである。それは、「諸府縣ニ於テ百姓共訴訟筋難取捌事件往々其府縣之添書ヲ以行政官へ及直訴候向モ有之候処是等之類以後会計官租税司へ宛可被差出候事」と定め、諸府県——藩を含まないことに注意——の「百姓共訴訟筋難取捌事件」（以下、「府

県難決事件」という)で府県の添書をもって訴え出るものは会計官租税司に訴状を差し出すよう命じるものであった。

この行政官弁事布告に関して指摘すべきことは、第一に、訴訟を処理する機関が会計官訴訟掛でなく会計官租税司とされたことである。当時の会計官租税司の人的構成を見る限り、東京在勤者⁹²⁾はわずかであり、明らかに訴訟掛より組織的に貧弱であった。にもかかわらず、なぜこのような布告が出されたのか、その理由は不明である。

第二に、行政官弁事布告の趣旨について。同年二月二三日、大阪府から「本文御布告ノ趣神祇刑法其餘諸官ヘ相属シ候願等ノ儀モ租税司宛ヲ以差出シ可申候哉」との伺が弁事宛に出された⁹³⁾。それは、これまで神祇官や刑法官など諸官が所管していた訴願等もすべて会計官租税司に差し出さなければならぬのかと問い合わせるものであった。翌二三日、弁事は大阪府宛に「民政租税ニ関係致シ當官ヘ可訴出事件ヲ租税司ヘ宛可被差出神祇刑法等ノ願書ハ其官ヘ可申出儀勿論ノ事」との達を出した。それは要するに、民政・租税に関するものはすべて会計官租税司に訴え出、それ以外のもの(神祇・刑法等)はそれぞれの担当官庁に願書を差し出すよう指示するものであった。

しかし、この弁事布告は翌月には取り消されてしまった。すなわち、明治二年(一八六九)一月(日欠)、会計官は、「訴訟類租税司ニテハ取捌方不行届候間矢張是迄ノ通本官訴訟所ヘ御差出有之儀ト

「御心得可被成」と達し、前年一二月の弁事布告により府県難決事件の処理を任された会計官租税司に「不行届」の点が多いため、これまで通り会計官訴訟所で訴状を受理するとしたのである。

この史料を文字通り解すれば、従前会計官訴訟所（あるいは、「会計官訴訟掛」または「会計官民政所」というべきか）が聴訟事務を担当していたところ、明治元年一二月弁事布告はその権限を会計官租税司に移したが、翌明治二年一月には再び会計官訴訟所にその権限を戻したということになる。それでは、このような制度的推移は、他の史料によってどの程度裏付けられるだろうか。この点を検討するため、ここではおもに当時の職員録を史料として利用する。

まず、出雲寺萬次郎版「公武有司集覧」（明治元年⁹⁴）を見ると、明治元年一二月現在、会計官中に「訴訟所」の記載があり、そこに左の職員の氏名が列挙されていた。

○同訴訟所調役

柴田桂次郎	頭取	山本 還一	増淵録三郎	北村鉄太郎
犬塚三四郎		山下八十八	榎本 莊助	丹羽 省吾
三浦正之助		岡田 栄八	岡野金次郎	

このように「訴訟所」では二名の調役頭取の下に調役九名が配されていた。このうち、柴田、山本、増淵、北村、犬塚、丹羽、三浦、岡田の八名は、旧鎮将府会計局評定所の留役勘定に在職していた人々

である。つまり、会計官訴訟所の組織的実態は旧鎮将府評定所のそれを引き継ぐものであった。さらに、その官員のうち、柴田、山本、増淵、北村、犬塚の五名は旧幕府評定所に在職した旧幕臣であった。⁹⁵ また、山下は、同年一〇月、鎮将府会計局評定所論所地改支配勘定格でありながら公事出入吟味物取捌を命じられており、⁹⁶ こちらも旧幕臣と推測される人物である。この点に注目すれば、会計官訴訟所も旧幕臣によって支えられていたといえるだろう。

このような人的特徴は、その後も認められる。明治二年二月の職員録⁹⁷を見ると、会計官中の司の一つとして「民政司」⁹⁸が置かれ、ここに左の職員が配置されていた。

知司事 (欠員)

判司事

以下東京在勤 柴田桂次郎 山本 環一 増淵録三郎 北村鉄太郎 丹羽 省吾

権判司事

以下東京在勤 犬塚三四郎 岡田 栄八 櫻井弥一郎 柳 栄之進 菅沼五一郎

三浦正之助

このうち判司事五名全員が旧鎮将府会計局評定所の留役勘定であった。同じく権判司事六名のうち旧評定所に在職していたのは犬塚、岡田、柳、⁹⁹三浦の四名である。さらに翌月分(明治二年三月)の

職員録⁽¹⁰⁰⁾を見ると、「民政司」の名称は消え、再び「訴訟所」の項目が設けられ、左の官員名が記されている。

○訴訟所調役頭取

以下東京在勤 柴田桂次郎 増淵録三郎 北村鉄太郎 丹羽 省吾 犬塚三四郎

加藤祖一郎

○調役並

以下東京在勤 山下八十八 榎本 莊助 関口斧四郎 成瀬潤八郎 大木陽三郎

新たに頭取に加わった加藤祖一郎は、旧幕府評定所で留役勘定の職にあった人物である。⁽¹⁰¹⁾つまり、ここでも頭取全員が旧幕臣であった。このように組織の人的構成——少なくともその主要部分（調役頭取）——を見ると、《訴訟所↓民政司↓訴訟所》という組織的変遷をたどりつつも、その人的実態は旧鎮将府会計局評定所、さらには旧幕府評定所に在職していた旧幕臣によって組織されているという点で一貫していたといえよう。

なお、その後の職員録⁽¹⁰²⁾を見ると、引き続き訴訟所の記載が続くことから、新たに民部官設置（明治二年四月）されるまで、会計官管轄の訴訟所が聴訟事務を処理していたと考えてよい。⁽¹⁰³⁾

(二) 府藩県交渉事件と会計官

前項では、明治元年（一八六八）一〇月の東西両京会計官の組織的合一を契機に、同年十一月以降、刑法官との権限区分、会計官訴訟掛、訴訟所などの態勢整備が進められる過程を考察した。本項では、その過程の中で他の府藩県にまたがる訴訟事件（以下、「府藩県交渉事件」という）の処理手続が整備されたことについて考察する。

明治元年（一八六九）一二月（日欠）、森対馬守家来平井代次郎から次のような伺が出された⁽⁹⁸⁾。それは府藩県交渉事件の処理の実態について次のように述べる。

府縣ノ人民ト藩治ノ人民トノ争訟此藩彼藩トノ争訟等藩々ニテモ舊幕府ノ體習ニ泥ミ折々ハ最寄府縣ノ指揮ヲ受又ハ最寄府縣へ申出候向モ有之哉ニ伝承仕候前條三治一致ノ儀御座候へハ藩々ヨリ太政官へ可申出筈右府縣へ申出候筈無御座候様奉存候右様区々相成候テハ兼テ御布令御規則ノ條理ニ反戾仕候様奉存候

このように、府藩県交渉事件の処理は旧幕時代の慣習に泥み、藩の側から最寄り府県の指揮を受けたり、指示を仰いだりするという向きもあり、その取扱方は区々としていた、という⁽⁹⁹⁾。そして、本来は藩から太政官に申し出るべきものと考えられるが、府藩県交渉事件は太政官のどの機関に伺い出るべきなのか判然としないとして、この点について尋ね出たのである。曰く、

右事件等藩々ヨリ太政官へ伺出儀ニ御座候へハ軍務刑法会計等其筋ハ夫々ノ御官へ伺出候へ共
民政へ關係仕候儀ハ何レノ御官へ伺出候テ宜御座候哉此段奉伺候

軍務、刑法、会計はそれぞれの官庁に伺い出ればよいが、民政關係の事件はどの官庁に伺い出ればよいのかからないというのである。確かに、当時、民政を専務とする官庁は存在しなかった。これに対する太政官の指令（日付不明）は、「所部ノ人民他ノ府藩縣ノ人民ト争訟等有之難決事件ハ其管轄府藩縣ヨリ太政官へ伺出事」と言うのみで、具体的に太政官のどの部署に伺い出るべきなのかについては何も言及しなかった。

この点を改めて問い質したのは旧韭山代官の江川太郎左衛門であつた。翌明治二年（一八六九）一月（日欠）、江川は左のような伺書を行政官弁事に提出した。⁽¹⁰⁾

他支配江引合候公事其外之儀取計方奉伺候書付

元評定所之義者刑法官江引渡被仰付候間向後取計方左ニ奉伺候

① 一他支配并諸候伯領地江相掛候公事出入者訴訟方府縣より相手方府縣江掛合同所ニ而利解之上不相濟義者刑法官江差出可申候

② 一支配地取締先盜賊引合之もの者他支配万石以上以下領分共直ニ呼出相糺咎迄者手限落着申渡御届可申上候仕置可相成程之犯事有之候得者仮口書を以刑法官江差出可申候

一博^③突取締之義者自他之無差別手限取計御届可申上候

右御差図相済候上同役江者私より可申通奉存候依之此段奉伺候以上

巳正月

江川太郎左衛門

御 辨 事

御 役 所

御附紙

壺「租税向之義者會計官江差出其余可為伺之通事

式「伺之通

三「伺之通

要するに、江川は、府藩県交渉事件一般について、以下のような処理手続を提案した。すなわち、訴訟方府県から相手方府県への掛合を経て相手方府県で利解不調という結果に終わったものは刑、法官へ差し出す(第一条)。他支配から盗賊の件で引合があれば、直ちに引合の者を呼び出し取り糺す。そして、「咎」までの犯罪は手限で落着させ、「仕置」に相当する犯罪であれば、「仮口書」を作成し、刑法官に差し出す(第二条)、という。刑事事件を刑法官に差し出すのは当然としても、なぜ公事出入についてまで刑法官の処理にゆだねようとしたのか、疑問が残るところである。

これに対する行政官の指令は、「租税向」の事件は会計官に差し出し、それ以外のもの——公事出入はここに含まれる——は刑法官に差し出すように、というものであった。こちらもその意図を直ちに理解するのは困難である。なぜ公事出入についてまで刑法官に差し出すように指示したのだろうか。同様の疑問を当の刑法官も持ったのかもしれない。刑法官は、行政官の指令にもかかわらず、府藩県交渉事件の受理を拒んだのである。そこで、明治二年二月（日欠）、江川らは「刑法官江差出もの不請取候義ニ付申上候書付」⁽¹⁰⁾を行政官弁事に宛て提出し、刑法官に対して「他支配并諸侯領分江引合候一件」を「請取吟味いたし候様」に下達してほしいと願い出た。これを受けて刑法官に対して訴訟を受理するように達が出されたようである。しかし、それでも刑法官は公事出入の受理を拒み続けた。そこで江川は、同月、改めて「他支配私領江引合候公事出入差出方伺書」を提出し、「農工商公事出入者猶刑法官不受取」という事態を踏まえ、「会計官訴訟所江差出」すことを、それも「租税而已ニ不限本公事金公事とも同所江差出」ことを願い出たのである。その結果、「伺之通本公事金公事、共、当分之間会計官江差出候様可致」との指令が出された。こうして、府藩県交渉事件のうち公事出入は会計官の所管となったのである。

以上の経過から窺えるのは、当時、刑法官とは言っても、必ずしも断獄事務専務の機関として厳密に観念されていたわけではなく、状況に応じて——とくに府藩県交渉事件については——聴訟事務を

担当することもあり得たということである。同様のことは会計官についても言えるのであって、聴訟事務はもっぱら会計官の専権に属すると観念されていたわけではなかった。

一四 民部官聴訟司

明治二年（一八六九）四月八日、民部官が設置された。これは慶応四年（一八六八）閏四月に内国事務局が廃止されて以来再び内治民政を専務とする官庁が登場したことを意味する。その職掌は「総・判・府・県・事・務・管・督・戸・籍・駅・通・橋・道・水・利・開・墾・物・産・濟・貧・養・老・等・事」（明治二年四月八日行政官沙汰「民部官職掌ヲ定ム」）であった。ここで検討すべき論点は、第一に、府県事務に関して法文上訴訟事項が明示されなかったことについてである。⁽¹⁰⁾ 第二に、民部官の所掌事項が「府県」事務に限られ、藩はその対象に含まれなかったことについてである。

まず、第一の論点について検討しよう。民部官の職掌中に明示こそされなかったが、訴訟事項は当然に民部官の所掌事項と考えられていた。それは、左の明治二年四月一三日「会計官ト民部官トノ掌管権限ヲ区定スルヲ太政官ニ稟申ス」⁽¹¹⁾によって確認することができる。⁽¹²⁾ すなわち、

本官民部官連署稟申シテ曰ク今、回・民・部・官・ヲ・新・置・シ・駅・通・水・利・訴・訟・物・産・牧・畜・等・ノ・諸・務・ヲ・管・掌・

シ而シテ會計官ハ租税、出納、宮繕、用度ノ諸務ヲ管掌ス因テ今後諸藩ノ転封及ヒ土地租税等ニ
關スル事項ハ一一會計官ニ下議シテ之ヲ施行スルヲ要ス

ところで、右の史料は、民部官が「訴訟」を管掌し、會計官が「租税、出納」などを管轄するとい
う。この趣旨をどのように解すべきであらうか。前述のように、それまで民政・租税に関する訴訟事
件は一括して會計官が所管していたが、民部官の設置によりこのうち民政に関する訴訟（公事訴訟な
ど）は民部官に、租税に関する訴訟は會計官にそれぞれ分属することになったと理解してよいのでは
ないか。ただ、現時点でこの推論を裏付ける史料を見出していない。今後の課題としたい。

その後、同年五月二三日には玉乃東平（世履）が民部官聴訟司知事に任命され、さらに六月四日
は民部官職制が定められ、維新以来初めて聴訟事務を専務とする司⁽¹³⁾「聴訟司」が設置された。⁽¹⁴⁾民部
官職制は、聴訟司の組織・権限を次のように定めた。

五等官

知司事 府、藩、縣ニ於テ土地人民之儀ニ付裁判シ難キ訴訟ヲ聴断スルヲ掌ル尤決ヲ本官判事
以上ニ受クヘシ餘四司准之

六等官

判司事 司事ヲ糾判スルヲ掌ル餘四司准之

七等官

権判司事 掌判司事ニ同シ餘四司准之

次に、第二の論点に移ろう。ここで注目するのは、民部官職制において聴訟司の所轄事項が「府藩県ニ於テ土地人民之儀ニ付裁判シ難キ訴訟」とされている点である。すでに見たように、明治二年四月の民部官設置当初は、「府県」の難決事件を所管するとされていた。ところが同年六月の民部官職制は「府藩県」の難決事件を聴断すると定めた。本稿では、このような字句変化の意味を次のように考えておきたい。聴訟司の設置は、同年六月一七日に聴許された版籍奉還（封建制度の形式的廃棄）⁽¹⁵⁾に連動していたのではないか。つまり、聴訟司の設置は版籍奉還に先取りの対応し、従来府県にか及んでいなかった維新政府の裁判権を藩をも含めた日本全国に拡大するという意図のもとに遂行されたのではないだろうか。⁽¹⁶⁾

さらに、このような裁判権の地理的範囲の拡大だけでなく、事件管轄の問題が改めて整理されたことにも注意する必要がある。ここでは民部官職制と同日に制定された諸法令を取り上げよう。

- ① 府県裁判ハ旧ニ仍リ其難事ハ民部官ニ稟候セシム（民部官【五〇四】）
- ② 府藩県支配中ヨリ民部官ニ出訴ノ者ハ訴状ニ府藩県ノ印ヲ押捺セシム（民部官【五〇六】）
- ③ 府藩県所轄外ニ跨ル訴訟ハ添翰シテ民部官ニ出訴セシム（民部官【五〇七】）

このうち①は、府、県が所轄する「山林田畑質地貸金銀出入等」の事件について、「永世ノ御制法御確定」まで旧法に依るという原則を示すとともに、旧法の改正が必要な場合または難決事件は（府県から）民部官に伺い出ることを指示した⁽¹⁷⁾。次に②は、府、藩、県、支配の者が民部官へ出訴する場合にはその府藩県印章の押捺を義務づけるという手続規定を定めた。さらに③は、他の府藩県にまたがる公事出入（府藩県交渉事件）は府藩県の添翰を付して民部官に差し出すことを命じるものであった。これらの規定は、従前の会計官のもとでの処理手続を踏まえたうえで、会計官に代わり新たに民部官がそれらの事件処理を担うことを明確に宣言するものであったといえよう。

一—五 民部省の聴訟機関

明治二年（一八六八）六月一七日の版籍奉還により各藩に知藩事が置かれ、同年七月八日職員令の制定により太政官制は二官六省制に改められた。これにともない民部官と会計官は廃止され、新たに民部省と大蔵省が設置された。その結果、中央政府の聴訟事務処理体制はどのように変化したのか。それが本節の検討課題である。

なお、前節で述べたように、会計官は——民部官設置後も——一貫して租税に関する訴願を処理し

ていたと思われる。それゆえ、新たに設置された大蔵省も同様の事項を所管していた可能性があるが、残念ながら、現時点ではそれを裏付ける史料を見出していない。今後の課題としたい。

(一) 民部省聴訟掛あ

職員令によれば、民部省の管轄事項は「総判戸籍。租税。駅通。鉾山。済貧。養老等事」とされ——民部官の場合と同様に聴訟事務は明記されていない——、地理・土木・駅通の三司が設置された。聴訟事務が民部省所管であることを明確に示したのは、明治二年（一八六九）七月二七日民部省規則であった。その第六項は次のように規定する。

一府藩県ニ於テ断シ難キ訟ハ審ニ其事実ヲ糺シ能ク其情状ヲ吐露セシメ毫モ壅蔽冤枉ナキ様公平ニ裁断ス可キ事

なお、民部省規則は府藩県難決事件を所管することだけを規定しているが、実際は府藩県交渉事件なども含んでいたと考えてよいだろう。

それでは、民部省はどのような組織体制で聴訟事件を処理したのだろうか。この点について、『太政類典』は次のように述べている。¹⁴⁾

七月八日民部官ヲ廃シ民部省ヲ建ツルニ当テハ別ニ司ヲ設ケス然トモ其事務ハ七月廿七日定ムル

所ノ民部省規則第六項ニ之ヲ掲記ス是ニ至リテ復々聴訟掛ヲ設ク

つまり、民部省規則の制定とともに聴訟掛が設置されたというのである。この聴訟掛における実務状況を具体的に知ることができる史料は、管見の限りで、わずかに明治二年七月二七日「白洲聴訟定則議案」がある程度である。以下、その全文を引用する。

白洲聴訟定則議案

① 一大録少録之内耆人ツ、月当番受持之事

但當番之身者新訴受不申候事

② 一毎日吟味凡十口ヲ限とすへし

但論集掛二人呼出し受持之事

③ 一白洲聴訟之定額相定置候而其掛より達掛りへ申入れ達掛より定額を照し処置可致事

但駈込訴類者定額之外たるへき事

附駈込訴たりとも事之緩急ニ従ひ呼出し之差日ハ事宜ニよるへき事

④ 一訴答人呼出候節者右一件書類呼出之當日之前日掛り之大録より少録江相渡可申事

附民部少丞初席も右ニ準し一件書類少丞江可相渡事

⑤ 一聴訟掛り之者病氣不參之節當日呼出之書類取下ケ居候ハ、無失念司中相掛り之者江差出候儀肝

要之事

一大録少録総而御用談向發意之方より出向相談いたし互ニ往来いたし候事^⑥

七月念七案^(目次カ)

この史料を読む前提として、当時の民部省の職階を確認する必要があるだろう。当時、民部省本局は《卿―大輔―少輔―大丞―権大丞―少丞―権少丞―大録―少録》によって組織され、司は《正―権正―大佑―権大佑―少佑》という構成をとっていた。また、司に属さない掛は《大佑―少佑》によって組織されていた。明治二年八月二〇日以降についていえば、民部省本局の大丞(正五位)以上は勅任官、権大丞(従五位)から少丞(正六位)、権少丞(従六位)までは奏任官、そして大録(正七位)以下は判任官であった。他方、司の場合、正(正六位)と権正(従六位)が奏任官、大佑(正七位)以下が判任官であった^⑦。本局の大録・少録と掛を組織する大佑・少佑とは職階上同格であった。

次に、史料「白洲聴訟定則議案」の内容を確認しよう。聴訟事務については、大録と少録が二人一組で月当番になり、事件処理を担当する。ただし、月当番は新事件を受任することはできない(第一条)。一日に行うべき吟味の件数は一〇口を限りとする(第二条)。白洲で聴訟事務を処理する件数はあらかじめ「其掛」(聴訟掛か)で「定額」を定め、「達掛」に伝達する。達掛はその定額に従って処置する。ただし、駈込訴の類は定額に含めない(第三条)。訴答人を呼び出す節は、呼出日の前日に

掛大録から少録に一件書類を渡す。民部少丞が初席に着座する場合も同様に——つまり、初席前日に掛大録から少丞に——一件書類を渡す（第四条）。聴訟掛の者は、訴答人病氣不参のため当日呼出の書類を取り下げたときは、忘れずに「司中相掛り之者」へ（その書類を）差し出すこと（第五条）。大録と少録の用談は、すべて発意者の側から相手方に出向き、互いに相談すること（第六条）、と定める。

若干の推測を交えて言えば、白洲における少丞以下それぞれの役割はこうであった。①法廷の長たる少丞は初席と落着に着座するのみで、②実際に聴訟事務（原告被告への審問、一件書類の作成・管理など）を総括し、目安糺（審問）を行うのは月当番（大録・少録の二人一組）の役割であった。⁽¹²⁾そして、③大録・少録とともに聴訟事務の実務を支えていたのが聴訟掛である。⁽¹³⁾白洲における聴訟掛の役割はおもに訴答人への対応業務にあったと思われる。つまり、民部省に聴訟掛が設けられたとは言っても、民部省設置当時、聴訟実務の中心は民部省本局に属する大録・少録が掌握していたのであって、聴訟掛はその下役としての役割を担っていたにすぎない。

（二）聴訟掛から監督司聴訟掛へ——民蔵合併以後

明治二年（一八六九）七月に設置されて以降、地理・土木・駅通の三司を所管していた民部省は、

同年八月一日に租税・監督・通商・鉱山の四司を大蔵省から引き継ぎ、一気に七司を擁する大組織となった。⁽¹²⁶⁾そして、そのうえで、翌八月一二日、民部・大蔵両省の合併を迎えた。⁽¹²⁷⁾

民部・大蔵両省合併後も聴訟掛が存続したことは史料的に確認できる。ここでは一つの史料を紹介しよう。一つは、明治二年八月一九日付の浦高札達案に関する史料である。⁽¹²⁸⁾

浦高札案御布告之儀弁官江御掛合相成居候間右御布告出候上ニ而別紙之通府藩縣江御布告相成候
筈ニ付則案文為御手繰御廻し申置候間宜御取斗有之度存候

八月十九日

聴訟掛

大 録
少

御当番中

これにより、浦高札などの布告文案はまず聴訟掛において作成され、それから月当番の大録・少録に提出されるという手続をとっていたことが分かる。

もう一つは、明治二年九月一四日「聴訟書類受授手続ニ付玉乃少丞ヨリ同掛へ協議」⁽¹²⁹⁾である。その全文は左の通りである。

一諸伺書掛りより差出候節ハ相渡候官員之姓名自分手控江相記し置可申事⁽¹³⁰⁾

一^② 伺書差出候当日少丞権少丞退出無之内ニ請取可申事

一^③ 伺書評議中ニ而当日受取方出来不申候節ハ誰々之手ニ有之候段承り自分之手控江相記し置可申事

一^④ 右滞居候伺書有之候得者時々催促いたし可相成早々可施行可致候事

右ハ繁雜之事ニ可相成候得共近来御用繁ニ而書類紛失之聞へも有之無扨右様仕度与存候此外ニも好都合有之候得ハ無忌諱御建議所冀ニ御座候以上

已九月十四日

玉乃少丞

聴訟掛

大佑 御印

少佑 同

御中

これは民部省本局の玉乃少丞から聴訟掛に属する大少佑への指示文書である。すなわち、聴訟掛から（民部省本局へ）諸伺書を提出するときは、それを渡した官員の姓名を自分の手控えに書き留めておくこと（第一条）、伺書が提出された当日は、少丞と権少丞が退出しないうちにこれを受け取ること（第二条）、評議中のために当日（少丞と権少丞が）伺書を受け取れないときは、（民部省本局の）

誰が保管するのかを聞き、それを自分の手控えに書き留めておくこと（第三条）、右のように滞留する伺書があるときは、ときどき催促し、できるだけ早く施行すること（第四条）、などを指示するものであった。この史料により、民部省本局に属する少丞玉乃世履が聴訟掛所属の大佑・少佑^⑧に聴訟事務に関する指揮監督を行っていたことが分かる。

その後、民部省内での聴訟掛の位置づけが若干変化した。明治二年十二月二〇日「東京府内居住士族卒関係ノ訴訟同府へ引継方照会」^⑨を見ると、「監督司聴訟掛」という表記が登場する。つまり、この時期（明治二年十二月）、聴訟掛は監督司の下に属していたのである。ただ、いつから監督司に属することになったのかは正確には把握できない。

（二）民部省庶務司聴訟掛——民蔵分離以後

その後、再び、聴訟掛はどの司にも属さない時期を迎える。明治三年（一八七〇）七月一〇日の民部・大蔵両省分離以後、民部省は以下の諸司掛を管轄することになった。^⑩

民部省へ達

土木司 駅通司 鉾山司 通商司 聴訟掛、社寺掛 鉄道掛

傳信機掛 燈明臺掛 横須賀製鉄所掛

今般分省ニ付右之通管轄更ニ被仰付候事

つまり、これ以後、聴訟掛はどの司にも属さず、独立の掛となったのである。それは、同年七月二二日に地理司と庶務司が新設された後⁽³⁴⁾も変わらなかった。しかし、同年閏一〇月二〇日の組織改正で鉦山司と各掛がすべて廃止されたとき、聴訟掛だけは存置となり、新たに庶務司の下に置かれることになった。⁽³⁵⁾

このように民部省における聴訟掛の組織的位置づけは、①監督司に属した時期、②庶務司に属した時期、③どの司にも属さない時期、という三つの時期に分かれていた。このような組織的変遷にともない聴訟事務の処理体制はどのように変化したのだろうか。③の時期については、すでに白洲聴訟定則議案を取り上げた際に検討した通りである。ここでは、民部省本局《少丞—大録—少録》の下に聴訟掛《大佑—少佑》が配置されるという指揮命令系統が存在し、実務の中心は本局（とくに大少録）が掌握していると考えた。それでは、①や②の場合はどうか。当然に指揮命令系統は③とは異なるものと想像される。司は《正—權正—大佑—少佑》という職階をとり、正、權正ともに奏任官であることから、おそらく処理手続を遂行するうえで組織としての自立性と主体性はより強まるのではないだろうか。

(四) 民部省廃止後の聴訟事務—大蔵省から司法省へ

明治四年(一八七二)七月九日、刑部省・弾正台が廃され、新たに司法省が設置された。このとき
の司法省(卿)の職掌は「掌総判執法申律折獄断訟捕亡¹³⁶⁾」とされ、刑部省のそれをそのまま引き継ぐ
ものであった。

他方、同年七月二十七日、民部省が廃されると、その事務はほぼ大蔵省に引き継がれた¹³⁷⁾。大蔵省は
—会計官時代を含めていえば—再び民政・租税に関する聴訟事務一般を総括することになったの
である。ちなみに、同年八月一日「大蔵省中寮司及ヒ等級ヲ定ム」によれば、大蔵省の組織は左の
通りであった。

一等寮	造幣	租税
二等寮	戸籍	宮繕
	紙幣	出納
三等寮	記録	統計
	駅通	勸業
一等司	正算	検査

このうちの寮司が聴訟事務を担当したのは不明である。また、大蔵省の聴訟事務に関する史料
も未見である¹³⁸⁾。同年九月一四日、ついに大蔵省所管の聴訟事務が司法省に引き渡され、ここに初めて
民事・刑事裁判権を一元的に掌握する中央国家機関が誕生したのである。

一六 聴訟機関としての神祇官・刑部省

聴訟事務機関として、これまで、公事出入を中心とする《内国事務科↓内国事務局↓(会計官に吸収)↓民部官↓民部省↓(大蔵省へ吸収)》の系譜と、租税を中心とする《会計事務科↓会計事務局↓会計官↓大蔵省》の系譜という二つの流れを中心に考察を進めてきたが、本節では、さらにこれ以外の組織的系譜について考察する。それは《神祇官↓刑部省》という系譜である。

慶応四年(一八六八)四月五日、旧代官信楽陣屋(一般に天領信楽御役所などと呼ばれている)において近江信楽のほか甲賀、神崎、蒲生三郡と美濃、山城、河内などの幕府天領代官に任じられていた多羅尾織之助⁽⁹⁸⁾は、自らの支配所寺社に関わる訴訟取扱方について維新政府に伺い出た⁽⁹⁹⁾。それは、「私支配所近江山城河内伊勢国村々寺社ニ拘り候公事出入取計方ノ儀」に関して、①「地方ニ付候筋」は支配役所で「取捌」、②「社法寺法ニ拘り候筋」は「其本所本寺触頭⁽¹⁰⁾」へ申し出るよう申し渡したというものであった。多羅尾は、寺社に係する公事出入を「地方ニ付候筋」のものと「社法寺法ニ拘り候筋」のものとに区分し、それぞれ前者は支配代官所の、後者は寺社の管轄に属すると観念していた。寺社に係する公事出入は地方官の二元的支配に服するとは考えていなかったのである。

この伺に対して下された指令の内容は不明だが、その後、同年五月九日に出された行政官達「府藩

県印鑑ヲ製シ部内ノ社寺ヲ管シ伊勢両宮並大社勅祭神社ノ外ハ神祇官直ニ社家ヲ支配セサルヲ令ス」の内容を見ると、先の伺指令に関連するものであったと考えられる。すなわち、

一各府各藩各縣之所部ニ属スル社家寺院等以来其向ニテ可為支配事

但府藩縣ニテ難決事件ハ其支配所ヨリ印鑑ヲ遣シ辨事傳達所ヘ可為差出事

伊勢両宮并大社 勅祭神社之外ハ以後神祇官ニテ直ニ社家之支配不致候事

右之通被 仰出候事

これにより、各府藩県内に存在する社寺・寺院は原則として当該府藩県によって一元的に支配されることになった。⁽⁴³⁾したがって、社寺に関する訴訟事件の処理はまず各府藩県が担当することになったのである(ただし、難決事件は太政官内の「辨事傳達所」に差し出すこととされた)。

鎮将府支配の東日本でも、ほぼ同様の布告が出された。同年七月(日欠)、「駿河以东十三国社寺所轄府藩県ニ於テ難決事件ハ鎮将府ヘ稟請セシメ又其勅祭ニ係ル神社及府内外ノ寺院ノ願伺等モ同府ニ差出サシム」⁽⁴⁴⁾との布告が出され、東日本一三ヶ国では社寺に関する難決事件は府藩県から鎮将府に差し出すことが定められた。ここでは、社寺に関する事件は府藩県が第一次的に処理することが前提となっている。それを改めて確認したのが、明治元年(一八六八)九月一九日「東京府内ノ社寺諸願伺届等ハ総テ同府ニ差出サシメ其勅祭ノ大社ニ在テハ府県ヲ經由シテ鎮将府ヘ直達セシム」⁽⁴⁵⁾である。さ

らに鎮將府廃止後も、従前の基本原則は維持された。すなわち、同年十二月二〇日、「十三州内寺院願同等所部府藩県ニテ決シ難キ者ハ府藩県ヨリ東京城弁事役所ニ進致セシメ官位等朝廷ニ関係ノ事ハ執奏ニ進致セシム」(行政官) が制定された。

ところで、これまで取り上げてきた諸法令を見る限り、社寺に関する訴訟事件は第一次的に府藩県が処理し、そのうち難決事件は太政官の弁事伝達所(後に東京城弁事役所)に差し出すという仕組みをとっていたと考えてよい。しかし、弁事伝達所に差し出された訴訟事件がその後の機関によって処理されたのかは不明のままである。この点に関する史料は少ない。わずかに、明治二年(一八六九)四月の時点で、神社(神職)に關係する訴訟が神祇官⁽¹⁴⁶⁾において処理されていたことを確認できる程度である。それを裏付けるのは、同年四月(日欠)「神祇官ヨリ神職聴訟ノ節刑法官監察司臨席ヲ乞フ、依テ直ニ刑法官ヘ照会セシム」⁽¹⁴⁶⁾である。これによれば、神祇官は、「諸社神職輩種々ノ訴訟多有之右ヲ取調不都合無之様當官ニテ取計候ハ勿論」としたうえで、それら事件の中には「非分ノ者ニテモ才力アル者ハ辨舌ヲ以利運ニ相成候」ものや「領主支配或ハ一社長官ノ者ノ好惡ニヨリテハ頗不平ノ処置」もあるのだ。「篤ト取調申度」いけれども、「當官中少人数」のため「行届不申」という。そこで、今後は「刑法官監察司ノ内ヨリ當官ヘ出勤致シ入組候訴訟ノ節ハ申談取調」ようにしたいと伺い出たのである。刑法官監察司官員の神祇官出張と難決事件に関する共同取調の要請である。これに対する

指令は「直ニ刑法官へ可懸合」というものであった。

しかし、その後、神祇官は次第に訴訟事件の処理を回避し、弾正台（刑法官監察司の後身として明治二年五月設置）にゆだねるようになった。その間の事情を窺わせるのが、明治三年（一八七〇）七月一二日付の太政官弁官宛神祇官伺⁽¹⁹⁾である。これによれば、従来、「官社以下府藩県管轄ノ神社并神主等訴訟及出入等」の「糺問筋」は神祇官では扱わず、すべて「弾正台へ差付」けてきた。神社の争論のなかには「差縫」れたもの、「神主職業ノ違乱」、「社頭ノ出入」、「地方ニ引合等有之」るものなど、他の官庁で処理するのが難しいものもある。そのため弾正台は自ら取り調べず、神祇官へ送り返すこともあったが、そのような場合でも「弾正台へ再応差返」している。その結果、双方が譲り合い、事務処理に「甚遅滞」を生みだし、訴訟当事者は「殊ノ外困窮」している。このままでは「自然狡黠ノ手段ヲ企不謂訴訟箱訴等ニ及ヒ候族モ出来」するかもしれないので、今後は「訴訟吟味モノ等」のうち神祇に關係するものは、当官で「一応取調」べたうえで、さらに「糺彈推考等」が必要なのは刑部省へ引き渡すようにしたいというのである。

太政官は、しかし、この伺を認めなかった。翌七月一三日、刑部省に対して「神社ニ係ル訴訟總テ刑部省ニ付セシム」との達を出し、「神社ニ係ル訴訟」は「以後都テ御省（刑部省——橋本）へ可相渡」と指示した。これにより、神社に関する訴訟出入は名実ともに神祇官の管轄から除外され、すべ

て刑部省の所管事項とされたのである。それは、明治四年（一八七二）七月九日、刑部省が廃止され、代わりに司法省が設置されるまで続いたものと思われる。

二 聴訟事務体制の整備—明治二年を中心に

前章では、維新政府内で聴訟事務を所管する官衙の変遷について概観したが、本章では、とくに民部官と民部省を取り上げ、そこでの聴訟事務の実態をより具体的に検討していきたい。ここでも利用するのは、法務図書館所蔵『諸達并掛合往復』⁽⁹⁾、国立公文書館所蔵『民部官書記録』⁽¹⁰⁾である（両者の内容は重複しているものが多い）。これによって民部官、民部省における聴訟事務の一端を明らかにすることができよう。あらかじめ結論的に強調しておきたいのは、民部官の設置にともない、とくに明治二年（一八六九）五月下旬以降、聴訟事務についてさまざまな改革的措置がとられたという事実についてである。⁽¹¹⁾以下、それを具体的事例を挙げながら説明しよう。

二―一 聴訟規則の改正

民部官が設置された翌月の明治二年（一八六九）五月二五日、聴訟司において聴訟規則が改正された。^⑬その全文は左の通りである。

聴訟司改正事件

一^① 訴状差出候節者直ニ知司事ニ達し知司事より申上候事

一^② 訴状難取上分者即日ニ下ケ遣し候事

一^③ 訴状取上候分者判司事一人権判司事一人懸りニ而直ニ及聞糺裏判差出し候事

但知司事も可成一同ニ聞取可申事

一^④ 判司事権判司事二人掛り之もの一人病氣之節懸り外之者一人組合聞糺し滞獄無之候様相運候事

一^⑤ 訴状者訴人国元ニ而相調へ添翰差出候役所之印を添翰江押シ差出候様御布告之事

但府藩縣より添翰并ニ訴状江押候印鑑当官江差出候様御布告之事

一^⑥ 相手呼出し之差紙者府縣藩江相達府藩縣役所より相手人江相達し候而嚴重取締候事

一^⑦ 聴訟之席江附添人罷出候儀者差留候而訴答人病氣等之節下ケ遣候儀ハ司中下吏を以扱ヒ為致候

事

但聴訟席より隔り候而席之模様不相分場所江付添人罷出候儀者差免候事

右之通御改正有之候事

巳五月廿五日

これによれば、民部官聴訟司における処理手続は、おおむね以下のようなものであった。①聴訟司に訴状を提出するときは、国元の府藩県役所「添翰」と押印が必要である（第五条）。②訴状が提出されたときは、ただちに聴訟司の長である知司事（五等官）に報告する。知司事はさらに民部官本局にその旨を上申する（第一条）。③訴状を受理し裏判を出すか否かは、判司事（六等官）と権判司事（七等官）が二人一組で判断する（第三、四条）。④受理しない訴状は即日返却する（第二条）。受理する場合は、判司事と権判司事が直ちに「聞札」を行い、訴状に裏判を書く。なお、その際、知司事もできるだけ一緒に聞き取りを行う（第三条）。⑤相手方当事者を聴訟司に呼び出すための「差紙」は聴訟司から相手方の府藩県役所に送達し、その役所から相手方に通達する（第六条）。⑥聴訟席（白洲）に付添人を同道することは認められない。ただ、聴訟席から離れた場所に付添人が着座することは許された（第七条）。

さらに、同年五月二八日、「規則概畧」⁽⁵⁷⁾と称する詳細な規定が設けられた。その全文は左の通りである。

五月廿八日

聴訟司

規則概要

一^①各府藩縣とも其管轄所市在之もの共より他之管轄所之もの江相掛候公事出入者一般其管轄所之添翰を以訴出候ハ、訴状者直ニ知司事へ相達其他訴人糺方等之儀者過日御決議相成候通取計取上ケ可然品者目安裏判差遣及吟味候積り

本文民間之公事出入其府藩縣おゐて取捌候者勿論ニ候得共各管轄所外之もの相手取候分其事之起候方へ引付取捌候而者 公裁ヲ可受程之儀ニ不至品ニ而も下民共相對之示談をも不遂其支配役所へ出訴を急き手許へ相手之もの共引寄吟味を受候訳者民情ニ立到り自然治ノ方にも差響候間其管轄所外ニ差跨り候公事者如本文取計候積

一出訴之趣意借金銀ニ准し候金公事之類ハ左之通目安裏書いたし訴人へ相渡

如斯目安差上候間其地ニ而埒明事ニ候ハ、可相濟滯義有之ハ致返答書来ル月 日当官江罷出可対決若於不參者可為曲事もの也

巳月日 民部 官印

一^③同断難渋出入或者地所又者不法出入等之本公事者左之通目安裏書いたし遣す

如斯目安差上候間致返答書来ル月日当官江罷出可対決若於不参ハ可為曲事もの也

巳月日 民部官

④一同断乱妨或者変死密通等之出入訴出相手之者共不埒ニ相聞候分ハ其府藩縣へ相達呼出し及吟味尤相手方之儀格別不埒之廉相聞候ハ、不取逃様手当いたし為差出及吟味候積り

⑤一都而公事人共双方申立之趣齟齬いたし申争ひ候分精々利解申諭候而も我意申張熟談不相整おるてハ証書類取紬速ニ裁許見込書取調相伺可申積り

⑥一各府縣管轄所同士之公事出入其府縣おるて裁許申渡之趣差拒候歟又者訴訟筋ニ関係いたし候儀ニ而難決品等有之取計向相伺候節ハ其事理ニ寄至当之御下知振取調相伺候積り

⑦一地所論并村境郡境国境等之争論場所見分不致候而難決候節ハ其事情申上為地改場所出張いたし分間并檢地等いたし裁許見込之趣取調相伺候積り

⑧一其管轄所之添翰を不持して駈込訴いたし候分者則支配を差越願出候儀ニ付其筋支配江願出候様精々利解申聞候而も承伏不致節ハ右駈込訴人并訴状与も其所部之府藩縣へ引渡候儀ニ而尤知司事出席之上其段申渡候積り

但其府藩縣おるて所置振必定非分之筋有之候而見振難捨置事情等有之節ハ其段申上添翰無之候ても取上ケ吟味いたし候積

右之通大畧規則相建置可然哉尤右之外洩溝之分者其時々申上得差図追々規則相建候心得ニ御座候
以上

巳五月

馬杉^⑩

丹^⑩

有村^⑩

(下ケ札)

訴狀之訴人国元ニ而取調添翰差出候役所之印訴狀并添翰へ押訴人差出候様府藩縣へ御布告之儀今
般御決議相成候ハ相手方返答書之儀も同様国元ニ而取調其管轄所役所之印を受差出可申旨府藩縣
へ御布告有之候様いたし度事

以上見てきた規則概略の内容を簡潔に整理してみよう。①ある府藩県の者から他の府藩県の者に係
る公事訴訟(府藩県交渉事件)は、その管轄役所の添翰をもって訴え出たときは、直ちに訴狀を知司
事へ提出する。訴人の糺し方は明治二年五月二五日聴訟規則改正により、取り上げるべき訴狀には目
安裏判を与え、吟味を行う(第一条)。②出訴の内容が借金銀などの「金公事」である場合は、訴狀
に目安裏書をいたし、訴人(原告)に渡す。裏書は、まず原被告同士に協議を行わせ(和解前置主義)、

それでも決着しない点があれば被告に返答書の提出と聴訟司での対決を指示する内容であった（第二条）。③出訴の内容が難渋出入、地所出入、不法出入などの「本公事」であるときは、目安裏書において相手方に返答書の提出と聴訟司での対決を求めた（第三条）。この場合、和解前置主義はとられていない。④乱妨、変死、密通などの出入を訴え出たときは、もし相手方に「不埒」の点があれば、相手方の府藩県にその旨を達し、吟味を行わせる。もし相手方に「格別不埒」の点があれば、聴訟司に身柄を差し出させ吟味を行う（第四条）。⑤（聴訟司において）両当事者の申分が対立し熟談が成立しないときは、証書類を取り調べ、速やかに裁許見込書を作成し、（民部官本局へ）伺い出る（第五条）。⑥各府県内の者同士の公事出入で訴訟当事者が裁許申渡の趣旨に不服がある場合、または訴訟内容について府県で判断し難い部分があり、その取計方を伺い出る場合は、その事理により至当の下知案を取り調べ、（民部官本局へ）伺い出る（第六条）。⑦地所論や境争論などで必要な場合は、（聴訟司役人が）出張して分間・検地を行い、裁許見込書を作成する（第七条）。⑧管轄役所の添翰を所持せず駆込訴した者には支配役所へ願い出るよう精々申し聞かせる。それでも承服しないときは、駆込訴人と訴状を管轄府藩県に引き渡す（第八条本文）。ただし、府藩県の処置に非分があり捨て置き難い事情があるときは、添翰がなくても訴えを取り上げ吟味する（第八条但書）。

この規則概略についてとくに強調しておきたいのは、以下の諸点である。

第一に、六月四日に制定された民部官職制および関連法令（民部官【五〇四】【五〇六】【五〇七】）と密接に係っていることである。すなわち、規則概略第一条（①）は民部官【五〇七】に、同第六条（⑥）は民部官【五〇四】に、そして、同第八条（⑧）は民部官【五〇六】にそれぞれ対応している。それとともに、規則概略は目安裏書から内済・吟味・裁許に至る審理手続（②～⑤）を具体的に定めている。

第二に、規則概略は府藩県交渉事件の処理手続を初めて整備したものとして重要である。前述したように、府藩県交渉事件の処理手続が整備されるようになったのは、明治元年一二月以降のことである。そのとき、太政官に伺い出るべきことは明確に示されたものの、会計官で処理するという方針が確定するためには翌年二月まで待たなければならなかった。そして、同年五月、民部官聴訟司の設置にあわせて府藩県交渉事件の処理手続が整備されるに至ったのである。

そもそも府藩県交渉事件を太政官管轄とした意図は奈辺にあったのか。この点について、規則概略は、原告住所地役所への出訴を認めなかったのはもっぱら訴訟当事者に対する訴訟抑制機能を期待していることであることを率直に表明している。⁽¹⁶⁾すなわち、「其事之起候方へ引付取捌」けば、「公裁ヲ可受程之儀ニ不至品」であっても、「下民共相对之示談をも不遂」、「其支配役所へ出訴を急き手許へ相手之もの共引寄吟味を受候」ようになると、「自然治ノ方にも差響候」という。⁽¹⁶⁾⁽¹⁶⁵⁾

ついでながら、ここで、明治二年における民部省（官）と東京府の取扱公事出入件数を見ておきたい（【図一】参照）。明治二年の一年間に東京府が扱った公事出入件数は九六二件、その内訳は、①東京府で取り捌く出入六九〇件、②東京府から他管轄に係る出入二三三件、③他管轄より東京府に係る出入三九件、であった。このうち①（難決事件）と②（府藩県交渉事件）の中から七二件が、東京府が自ら裁許を下すことなく、民部省（官）に引き渡したものである。東京府が裁許したのはわずかに年間三件に過ぎない。もっとも数が多いのは、「吟味中」「掛合中」「取調中」と表記される未済事件で四四四件を数え、全体に占める割合は約四七％であった。

他方、民部省（官）が明治二年の一年間に受理した出入件数は、藤原明久（二九八六）がすでに紹介しているように、二五六件、内訳は公事出入件数二〇九件、吟味物件数四七件であった。このうち裁許に至ったのは出入物二二件（一〇・五％）、吟味物二九件（六一・七％）、合計五一件（一九・九％）であった。東京府のそれに比べれば格段に裁許件数が多いということが出来る。

二―二 訴訟門番規則などの制定

明治二年五月（日欠）に差し出された伺^⑧によれば、当時、設置されたばかりの聴訟司では、まず

「仮白洲」の完成が急がれたようである。そして、この仮白洲が完成次第、「公事門」(訴訟門)が開かれ、訴訟人を受け入れることになっていた。その際、当面、公事門の門番をやり繰りして「白洲番」として一兩人を配置し、見張りに当たらせる心積もりであった。しかし、いよいよ「本白洲」が完成すれば、当然、正式に白洲番を配置しなければならない。元会計官では官等が「准九等官之下」に位置する門番を配置していたが、民部官ではどのように取り計らえばよいのか、というのが伺の趣旨であった(指令は欠けている)。

整備が必要なのは、白洲番の配置だけではなかった。同じ時期、聴訟司は、訴訟門番規則、訴訟人心得などを作成し、訴訟人の受入れ態勢を整えなければならなかった。そうした取り組みのなかから、まず同年五月(日欠)に作成された「訴訟門番規則」⁽⁸⁾について検討してみよう。

訴訟門番規則

① 一 訴訟門之義者公事出入もの之外通行嚴禁之事

② 一 公事人共御門外江出候節ハ別紙訴所免許印鑑所持無之候ハ、他出為致間敷事

但公事人共御用済之節ハ印鑑番人へ相渡候間取集メ訴所江可相納事

③ 一 腰掛へ湯茶其外持込候もの者別紙印鑑相渡置候間改之上所持いたし居候ハ、出入可為致事

巳五月

これによれば、聴訟司が所管する白洲に通じる出入口（訴訟門）に門番が配置され、公事出入人の通行を管理する。原則として、公事出入人以外の者が門内に入ることは許されない（第一条）。訴訟門を潜ると中に腰掛があり、門内への出入りを許された茶屋（事前に交付された印鑑を所持する者）が公事出入人に湯茶を提供する（第三条）、という。

次に、同じく訴訟人心得を取り上げよう。これは、内容的には訴訟門番規則と一体のものといつてよいだろう。

① 一公事人共御用中猥ニ外出嚴禁之事

但無扨子細有之節者訴所江申立印鑑受取訴訟門番改受立歸り候ハ、早速印鑑返納可致事

② 一御用済ニ而立歸り候節ハ其段申立前同様印鑑受取御門ニ而右之印鑑番人へ相渡立歸り可申事

巳五月

すなわち、御用中の公事出入人はみだりに門外へ外出することはできない（第一条）。やむを得ず外出するときは、その旨を訴訟所に申し立てて印鑑を受け取り、門外に出る際に門番の改めを受けなければならぬ。立ち返ったときはその印鑑を直ちに返納しなければならない（第一条但書）。御用済みとなり帰宅するときは、その旨を申し立て、右と同様に印鑑を受け、訴訟門を出るとき門番に印鑑を渡さなければならない（第二条）、という。

さらに同年六月(日欠)には公事訴訟人心得を記した張紙が「定」⁽⁸⁶⁾として作成された。その全文は、左の通りである。

聴 訟 司

公事訴訟ニ罷出候もの共追々御規則相立候一体之御主意柄銘々相心得不申候而者不都合之義ニ付左之通公事人共控所江張紙御差出相成可然哉此段相伺申候

定

① 一公事出入ニ付在方より罷出居候もの逗留之諸雜用多分掛り候而者銘々者勿論村方一同之難義をも増候事ニ付無益之雜用かゝらざる様可心懸事

② 一訴状返答書者国許ニ而相調支配役所之印章を請可申其外始末書等事実ニ違ひ候義無之様可心掛素より文意之巧拙ニ寄裁判いたし候義ニ無之候条心得違無之様可致又自分ニ書面相調候義難出来候ハ、其段訴所江可申立早速其役々聞取書面相調可遣間其段相心得可申事

③ 一公事出入其外願事ニ付其筋役人江内証相頼金銀等差出候ハ、非分之公事も勝利を得候事与心得違之もの共是を信用し手筋を以内証相頼金銀等差出候ハ、非分之公事も勝利を得候事与心得違之ものも有之哉ニ相聞候処素より朝廷之役人おゐて右様不筋之義者無之事ニ候

若右牀不正之儀申触候もの有之候与も決而取合申間敷強而申勸候もの有之候ハ、名住所等相

記し委細無遠慮可申出事

右之条々可相心得もの也

巳六月

民部官

聴訟司

これは、公事訴訟人の心得として、①在方の者が公事出入のため東京に逗留するときは、無益の雑用がかからないよう心がけること（第一条）、②訴状（原告）・返答書（被告）は国許で作成し、支配役所（府藩県庁）の印章を受けること、③その他始末書などを作成するときは、事実相違しないよう心がけること、④文意の巧拙によって裁判するわけではないので、心得違いのないようにすること、⑤自分で書面を作成できないときは、その旨を「訴所」へ申し立てれば、早速役人に聞き取らせ書面を作成すること（以上、第二条）、⑥公事出入その他の願い事につき、その筋の役人に内証で頼んでやるなどと申し触れる輩があり、在方の者でこれを信用し金銀などを差し出す者もいると聞くが、もとより朝廷の役人にそのような不義者はいないこと（第三条）、などを示した。

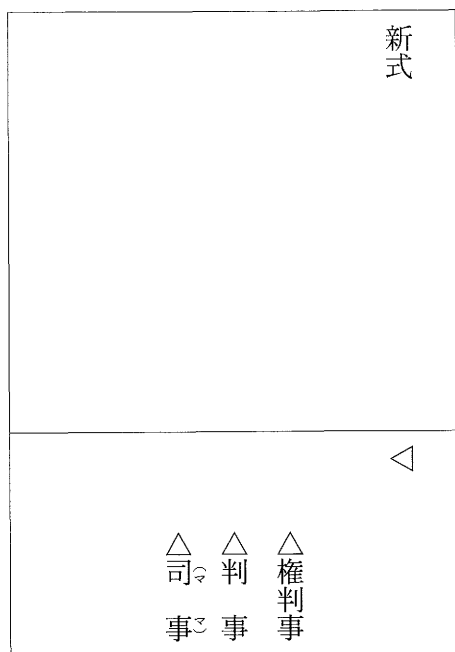
二―三 聴訟席の見直し

すでに述べたように聴訟司の新設にあわせ、新しい白洲（仮白洲と本白洲）の築造が計画された。これにあわせて、明治二年（一八六九）五月二五日、聴訟席（白洲）の改正も伺い出られた。⁽¹⁰⁾ すなわち、

聴訟席



右を廢し

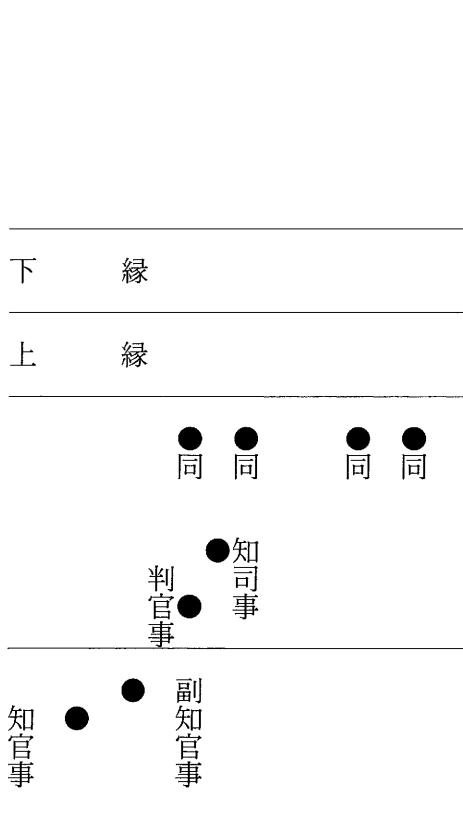


要するに、會計官訴訟所時代の白洲では、知司事（奏任五等官）が首座に、調役（判任七等官または八等官と思われる）が陪席に着座していたところ、民部官聴訟司の設置にともない、白洲の首座に會計官判事（三等官）が着座し、會計官權判事（四等官）と聴訟司知事（五等官）がそれぞれ陪席するという形式に改めたのである。実は、初席や落着の折に會計官判事が白洲に着座することは従来から行われていた。時宜により調役頭取（知司事）が代席することもあった。⁽¹⁷⁾ この改正のねらいは、聴

訟司の設置と新しい白洲の開設に伴い、調役頭取（知司事）の代席が常態化するのを排し、会計官判事が法廷主宰者であることを改めて明確に示すところにあったのかもしれない。

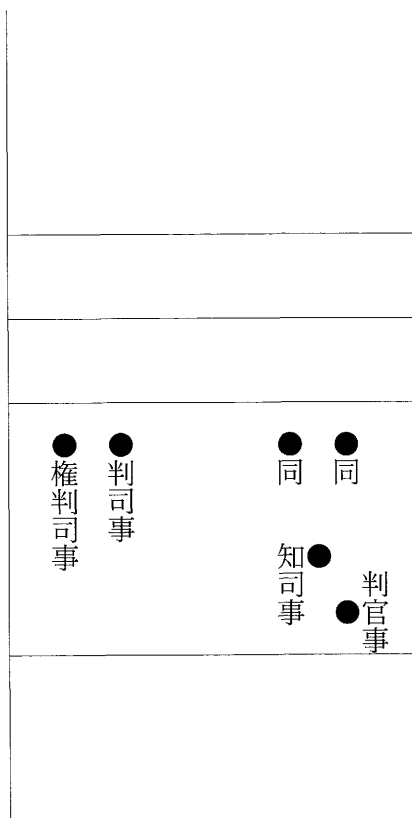
なお、翌月には民部官知事（一等官）が出座する場合の聴訟席（白洲）が新たに定められた。年六月八日伺済みの「知官事公白洲江御出座図面⁽¹⁷⁾」がそれである。これによれば、新しい聴訟席（白洲）の体裁は以下のようなものであった。

知官事公白洲御出座図面



巳六月八日伺済

しかし、これは、従来の原則を変更するものではなく、例外的に会計官知事が白洲に出座する場合の図面として作成されたと考えられる。それを示しているのが、明治二年八月（日欠）「品川縣支配所名主某駈込訴吟味席へ同縣大参事出頭ニ付着席取極方伺」（指令欠^④）である。ここには左のような白洲図が描かれている。



洲白	
掛對應	品川縣書記
少録 大録 少丞	品川縣参事
大丞	

ここでは白洲の首座に民部大丞（正五位）が着座している。民部大丞の職階上の位置は、旧民部官の判官事（三等官）に相当する。さらに陪席には少丞（正六位）、大録（正七位）、少録（従六位）が控えている。なお、この時期の民部省には聴訟掛が設置されていたが、彼らの着座位置は右図のどこにも示されていない。第一章で取り上げた明治二年七月二七日「白洲聴訟定則議案」は、このような白洲の体裁に対応するものであったと考えてよい。

二—四 白洲での莛敷き

これも聴訟司の設置にともなう制度改革の一環であろうか。明治二年五月、民部官において「白洲へ莛引込等伺」⁽¹⁵⁾が提出された（五月二五日「伺之通」との指令が出された）。その内容は以下の通りである。

白洲向之義是迄一円砂利を引有之処下民難渋不少義ニ付以来聴訟所之分者砂利之上江莛を引断獄之方者其儘いたし置可然候哉此段奉伺候

但本文之通相成候得者板縁之義も薄縁を引可然候哉

以上

五月

（附紙）

伺之通被仰付度

巳五月廿五日

これまで聴訟所の白洲は砂利を引いただけであったので「下民」も「難渋」している、そこでこれからは砂利の上に莛を引きたいというのが伺の趣旨である。そして、同年五月二五日、この伺は認め

られ、以後、聴訟所の白洲には薙が敷かれることになった。さらに、民部省設置後の同年八月七日、「断獄所へ薙引込並聴訟席へ差添人出頭等ノ義伺」⁽¹⁶⁾が出された。これも聴訟所と同様に断獄所の白洲に薙を引きたいと伺い出るものであった(指令内容は不明)⁽¹⁷⁾。

ところで、これらの伺指令をどのように理解すればよいだろうか。たとえば、慶応四年(一八六八)九月一日、東京府では、中井弘藏⁽¹⁸⁾の命を受け、調役が改正掛、会計掛等に対して、「明日より白洲も、の之内無辜之ものハ、薙敷へ、差出軽も御咎付候ものハ砂利へ差出候様御取計可被成」との指示を出した。つまり、東京府の白洲では、同年九月二日から、「無辜之もの」に限り薙敷に座らせていたのである⁽¹⁹⁾。その限りで、聴訟司の措置は東京府などのそれを後追いするものであったといえるかもしれない。

二一五 遅参者・不参者取締

聴訟司の設置に合わせて規則化されたものの一つに、遅参者・不参者の取締がある。明治二年(一八六九)五月中旬、民部官は、山城屋弥市(馬喰町二丁目)を始めとする旅人宿(郷宿)五軒に対して、「公事人共御呼出之節罷出候刻限其外之儀ニ付仰渡」をなし、以後は遅刻することなく「御呼出之節者当朝五時迄ニ無相違罷出」よう公事人に申し聞かせることを命じた(それを受けて、五月一八

日付で旅人宿五軒の請書が「民部官御訴訟所」宛に差し出された⁽⁸⁾。さらに同年五月二十九日には「訴訟呼出時限遅滞不参等ノ者処罰方伺」(指令欠)⁽⁸⁾が出された。すなわち、

公事出入吟味物等呼出し之節刻限遅滞いたし或者虚病申立不参いたし候もの不少右者御達向相背候筋ニ相当不埒之事ニ而其俣捨置候而者取締ニ拘リ不可然候間達之趣急度相守可申若心得違いたし候もの者其度毎ニ罰銭御申付相成候段当官内腰掛へ張出し置候方可然依之別紙張紙案相添此段奉伺候

本文御決議相成候ハ、在方之者者遅刻いたし候者者[、]当人過料銭三貫文[、]差添人東京宿江同[、]三貫文[、]ツ、虚病申立不参いたし候もの者[、]当人過料銭五貫文[、]差添人東京宿江同[、]三貫文[、]ツ、申付尤差添人無之分者東京宿江而已前書之通申付東京市中之分者呼出し刻限遅滞いたし候もの者[、]当人過料銭三貫文[、]町役人共同[、]壹貫文[、]ツ、虚病申立不参いたし候ものハ当人過料銭五貫文[、]町役人共同[、]三貫文[、]ツ、何れも其度毎ニ罰銭申付候積り以上

五月廿九日

張紙案

近来公事人共呼出し之節遅刻および或者虚病等申立不参いたし候もの不少甚以不埒之事ニ付已来

右躰之所業いたし候者当人并東京宿差添人町役人共等急度其度毎ニ罰銭申付候間心得違いたす
間敷事

巳月 日

公事出入などで呼出しを受けた者が遅刻または虚偽の理由で欠席した場合、以後、本人・差添人・東京宿にそれぞれ過料銭(遅参の場合は、在方・東京市中とも、本人三貫文、差添人・東京宿・町役人一貫文ずつ、虚偽の理由による不参の場合は、本人五貫文、差添人・東京宿・町役人三貫文ずつ)を科すというものであった。⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁴⁾

二一六 腰掛茶屋の営業禁止

すでに訴訟門番規則(明治二年五月)において腰掛での茶屋営業が許可されていたことを指摘した。本節では、この腰掛茶屋営業について今少し立ち入って検討してみたい。実は、訴訟門番規則が作成される以前の明治二年四月(日欠)、会計官訴訟所調役頭取北村鉄太郎から行政官弁事に宛て「訴訟所腰掛ニ於テ茶屋営業差許可」(指令欠)が出されていた。⁽⁸⁶⁾

山中 五位⁽⁸⁶⁾

中村幹之助⁽¹⁸⁷⁾

安藤 行蔵⁽¹⁸⁸⁾ 印

林 栄次郎⁽¹⁸⁹⁾

北村鉄太郎⁽¹⁹⁰⁾ 印

元会計官駅通司并訴訟所附公事人并諸願人共腰掛茶屋渡世之もの共別紙歎願之趣無余儀事情且平常非常共書面之通夫々御用筋相弁来候もの共二而右様渡世之もの無之候而者公事人共差支者勿論当官おるても差支候義ニ付是迄之通り茶屋渡世之義御聞届相成御用筋為相弁候様仕度此段相伺申候

巳四月

これによれば、元会計官駅通司と訴訟所付きの公事人・諸願人を相手に腰掛で茶屋渡世を営んできた者たちが、腰掛茶屋渡世の継続を求めて嘆願書を提出したようである（なお、嘆願書提出に至る経緯は不明）。これを受けて、会計官訴訟所は、嘆願書の趣旨について余儀なき事情があるとしたうえで、これまで御用の筋を務めてきた腰掛茶屋がなくなれば公事人に差支えが生じるだけでなく、当官も差し支えることになるので、これまで通り茶屋渡世を許可する方向で取り計らいたいという主旨の伺を行政官に提出した。これに対する指令文は存在しないが、おそらく「伺の通り」であったと思われる。その結果として、明治二年五月、訴訟門番規則に茶屋渡世への印鑑付与の規定が書き込まれたのである。

ところが、翌六月になると、事態は一転し、腰掛茶屋の訴訟門内への立入・営業が禁止されることになった(理由は不明)。そこで、立入・営業禁止後の模様を、明治二年六月(日欠)「訴訟所腰掛茶屋営業差止并全營業人へ金員下賜」^[9]によりながら明らかにしていきたい。まず、左のような腰掛利用規程の見込案が作成された。

公事人共腰掛江立入湯茶弁当并敷物草履紙類等商ひ候茶屋与唱ひ候もの共自今官内江立入候儀被止右腰掛内御改正相成候見込左ニ奉伺候

一^①腰掛内敷物者以来庭御買上ニ相成破損之節者敷替被遣候事

一^②訴訟門より腰掛迄者草履或者わらし之俣立入候儀不苦且雨天之節者下駄等も御差免相成候事

一^③公事人共弁当之節咽喉を潤し候湯茶之儀者湯風呂御買上ニ相成腰懸前江茶碗俱ニ御差置相成候

様仕度候事

本文湯茶等不被下候而者老年之もの喫飯之節咽喉之潤ひ等無之候而者難渋可仕且者自今専ら生民御憐恤之御主意より既此程白洲江庭を敷被遣候程之義ニ付本文之通湯風呂而已御差出相成候儀者悪弊を生し候儀者有之間敷公事人共おゐても御仁恤之程別而難有奉感^{マア}拜候儀与奉存候

これまで腰掛茶屋は、公事出入人に湯茶を提供するだけでなく、弁当、敷物、草履、紙類などを売

買してきた。今後は、こうした茶屋営業が禁止されるため、腰掛内の敷物については聴訟司で筵を買い上げ、破損したときに敷き替える（第一条）。訴訟門から腰掛までは草履またはワラジのまま入ってよい。雨天の節は、下駄などでもかまわない（第二条）。公事出入人が弁当を食す際に喉を潤すため、腰掛前に湯と茶碗を置いておく（第三条）、という。なお、「朱書」によれば、これは「生民御救恤之御主意」にもとづく取り扱いであった。

そして、腰掛内に張り出すべき「公事人心得」も作成された。すなわち、

公事人共腰掛江立入候茶屋と唱候業体之もの今般御趣意有之以来官内江立入候義被止候間公事人共おゐても其段一同可相心得事

一^①公事人共ハ素より自分之願筋ニ而罷出候もの之儀ニ付銘々みだりヶ間敷儀無之様心掛諸事相慎可申事

一^②訴訟門より白洲口迄者そうり又ハわらし之俣立入候儀不苦候事

但雨天之節たりとも下駄駒げた類ハ相用候義不相成候事

一^③弁当者銘々宅或宿より持参いたし都而おこりヶ間敷儀不相成候事

一^④名前書又者願書類相認候紙ハ是又銘々持参之事

一^⑤湯茶者官より被下候間難有相心得器物等ていねひニ取扱可申事

右之条々可相心得もの也

巳六月

民部官

聴訟司

その後、突然に腰掛での営業を禁止された茶屋八名に対して、政府から手当金として一〇両ずつ下
げ渡された。⁽¹⁸⁾このように手厚い対応がとられたことは、腰掛茶屋営業の禁止が茶屋側の不始末など
によるものではなく、まったく民部官側の一方的な政策的配慮によるものであったことを推測させる。⁽¹⁹⁾

二―七 聴訟と断獄の区別

これまではおもに民部官聴訟司が所管する白洲や腰掛などについて考察してきたが、本節ではさら
に溜、牢などについて検討を加えていきたい。それによって、民部官・民部省における聴訟事務の全
体像がより明らかになるだろう。

まず、明治二年(一八六九)六月(日欠)、聴訟司が提出した「裁判申渡手続中更正並手鎖人封印
改日変更及差人物取扱方伺」(指令欠)⁽²⁰⁾の検討から始めよう。

聴 訟 司

犯科有之候もの共其始末吟味詰御仕置又者御咎等申付候節是迄事件之大小ニ不拘其当人支配いたし候府藩縣之役人呼出し白洲上縁江差出御仕置又者御咎等申渡候次第為承来り候得共自今咎已上者前文之通り取計咎手鎖過料已下者科書相達其段為心得候ハ、簡易之取計与相成可申尤公事出入之裁許或者吟味下ケ之類者御咎相成候もの無之候而も如従前白洲江差出申渡之趣令聞候様可取計与存候右相伺申候

聴訟事件で訴訟当事者に「犯科」があり仕置・咎などが申し付けられるときは、従来、事件の大小にかかわらずなく管轄府藩県の役人を呼び出し、白洲上縁に着座させ、申渡を行ってきた。しかし、今後は、咎以上は従前通りとするも、手鎖・過料以下の場合には「科書」（判決言渡文か）を達して当人がそれに納得すれば簡易の取計いとしたい。もっとも、公事出入の裁許・吟味下げなどの類は、咎などを受ける者がいなくても、従前と同様、白洲へ差し出し、申渡を行うよう取り計らいたいという伺である。ここで確認しておきたいのは、聴訟司で扱う公事出入であっても、江戸時代と同様に、「犯科」があれば仕置や咎を申し付けられたということである。

次に、六月二五日付の訴所掛より聴訟司宛伺「手鎖封印改其外取計方向」¹⁹⁷（指令の日付は不明）を見てみよう。

聴訟司

訴所掛より手鎖封印改其外取計方伺附札案

第一条

自今二七日ニ可被改候事

第二条

休暇之節願出候分者定例之通裏書いたし遣し其段翌日掛り判司事江可申立其他書面之通可被取

計事

訴所掛より伺写

①一手鎖人封印改之義是迄一六定日ニ而改来候得共同日者休暇之義ニも御座候間替日相立候様可仕候哉

但右替日相立候義ニ候ハ、日限御決定御座候様仕度候

②一牢内囚人共江身寄之ものより菜飯又者煮染もの等贈遣度旨願出候節是迄訴所取計に而右品相改願書江裏書いたし為持遣候義ニ御座候右者平日願出候ハ、其段申上置取計可申候得共若休暇之節願出候ハ、如何取計可申候哉

右之段奉伺候以上

六月廿五日

訴 所 掛

(下札)

本文送り物之内難成品者とうがらし白米目立候衣類并金子蚊屋夜具之類其他半紙者式帖錢
ハ鏝式百文ニ限手拭も式尺より長キハ難相成候事

一送り物相願候もの壺人ニ付一ヶ月三度之外難相成候事

右之通是迄之仕来ニ御座候

第一条は、手鎖人封印改めの定日を従前の一・六日から二・七日に変更するというものである。第二条は、休暇中における牢内囚人への差入の取扱いについて、定例の通り、願書に裏書し、その旨を翌日の掛判司事に報告するという手続を指示するものであった。ここでは、聴訟司では手鎖を申し付け、あるいは入牢者への差入を受け付けていたことを確認しておきたい。

さらに、明治二年一二月（日不明）、民部省監督司聴訟掛から聴訟掛担当民部少丞宛に出された「入牢人須崎村代助重病ニ付溜預ケ伺」（指令欠）⁽¹⁹⁹⁾を紹介しよう。

坂本少丞⁽²⁰⁰⁾

馬杉監督大録⁽²⁰¹⁾

玉乃少丞⁽²⁰⁾

大木監督少録⁽²⁰⁾

須崎村代助溜預ケ伺

須崎村

代 助

右之者清水検校より相掛り貸金出入吟味中欠落いたし候処先般御召捕ニ相成御吟味中入牢被 仰
付置候後一ト通り吟味仕候処身之上曖昧いたし候者ニ付追々可遂吟味心得之処別紙之通同人儀重
病之趣牢内より届来候間溜預ケ被 仰付可然哉ニ奉存候此段奉伺候

(別紙)

小菅縣支配所

武州葛飾郡須崎村

百姓

已十一月晦日入牢 代 助

右之者病氣相勝不申脉体悪敷御座候由医師申之候依之御預可被 仰付哉奉存候則別紙容牀書相添
此段申上候以上

十二月廿七日

牢 屋 敷

貸金出入吟味中に欠落ちした百姓大助が召し捕られ、一月晦日に「吟味中入牢」を申し付けていたところ、牢内で発病し、医師⁽⁹⁸⁾の診察を受けたところ、容態が悪いので溜預⁽⁹⁹⁾にした方がよいという連絡が牢屋敷から届いたので、そのように取り計らいたいというのが伺の趣旨である。

この時期においても、訴訟当事者が「吟味中入牢」を申し付けられ、あるいは溜預になるというのは決して珍しいことではなかった。場合によっては、溜預となった重病人（訴訟当事者）が死亡することもあった。そのような場合の検使手続について訴訟調役から願い出たのが明治二年五月（日欠）「溜ニ於テ死亡」ノ者検使人定方伺⁽¹⁰⁰⁾である。

溜死之者検使之儀ニ付奉伺候書付

訴訟調役

只今迄溜死之もの有之候節者元会計官御門番人之内より検使差遣し候儀之処当時其員無之差支候儀ニ而既ニ病氣ニ付溜預ケ申付置候者重躰之段本日訴出此上死去いたし候ハ、差向候儀ニ付白洲番之ものニ而も可差遣候得共右者等外之もの共ニ付元来右検使之義者輕卒之取計いたし候而者不都合之次第ニ付公事門番人之儀ニ付奉伺候次第も有御座候間右番人之儀御確定相成候ハ、右之もの江為相心得可然哉ニ奉存候

巳五月

従前、溜預の者が死亡したときは、会計官御門番人の中から検使が派遣されていた。しかし、明治二年五月現在、(会計官が廃止されたため)当該門番は存在せず差し支えがある。すでに病気で溜預けを申し付けられた者が、もし今日にでも死亡すれば、差し向き白洲番の者でも検使として派遣するしかない。しかし、白洲番は「等外」の者であるので、元来それは「輕卒之取計」である。そこで「公事門番人」を検使としたいという伺である。

このように民部官・民部省における聴訟事務の実態を見てくると、取り扱う事件が公事出入であるとはいっても、江戸時代と同様に、場合によっては訴訟当事者は入牢を申し付けられ、「犯科」があれば御仕置・御咎を申し付けられることを確認できる。もちろん、これらの手続は刑部省とは別個に独立して行われていた。

周知のように、慶応四年(一八六八)八月五日、維新政府が全国の府藩県に京都府規則を頒示したことに、府藩県の行政組織中に聴訟方と断獄方を設けることが一つの範型となった。この聴訟と断獄の概念の意味について、たとえば石井良助が述べているように、「前者(聴訟方)は民事裁判所、後者(断獄方)は刑事裁判所と呼ぶことができる」というのが現在の共通理解である。しかし、留意する必要があるのは、このような理解は近代西洋法の枠組みを前提としたものであって、明治初年の維新官僚が同様の理解をしていたかどうかは別途検討する必要がある。

この点に関して注目すべき史料として、明治二年八月（日欠）「聴訟断獄區別伺」（指令欠²⁰⁹）を紹介したい。

玉乃民部少丞印

聴訟掛印

答以上之見込相立候ハ、口書相添江刑部省江引渡し村役町役取放シ以下手鎖等者当省ニ而申渡可然候依而是を聴訟断獄之境界とせハ如何

八月

これにより、明治二年当時、民部省内で聴訟と断獄の概念的区別が議論されていたことが分かる。²¹⁰

そのうえでこの伺は、両者を量刑が答以上と見込まれる事件を断獄として刑部省に引き渡す、それ以下の手鎖等が見込まれる事件は聴訟として民部省管轄にするという区別を提案している。ここではまだ西洋近代法の枠組み——民事事件と刑事事件という定性的区別——は知られていない。両者はもっぱら量刑の程度の違い（定量的区別）として把握されていたといえよう。²¹¹

実際の事件処理の事案を見ると、断獄と聴訟の区別はさらに曖昧なものとなる。神社に関する訴訟はすべて刑部省管轄とされたことはすでに述べた。このほかにも、【表一】に示したように、民部省とは別に、刑部省が聴訟事務を担当する例があった。たとえば、貸金訴訟（明治四年五月）は、左の

ような手続で処理された。

①原告（英国銀行支配人グルゴリ）より松平太郎（旧幕臣²²⁾）に係る貸金返還請求訴訟に付、英国領事から神奈川県庁へ申立（日付不明）

②神奈川県から弁官へ上申（双方突合吟味が必要だが、松平は現在兵部省預けのため、当県では処置し難い。旧幕中の猿屋町会所²³⁾貸付金関係の事件なので、外務省取扱にしてほしい）（四月七日）

③弁官から外務省へ掛合（一件書類とも）

④外務省から弁官へ意見（当省でも取調べ難い。この一件は兵部・刑部両省打合せの上、刑部省で取扱い裁判すべきである）（一件書類返却）（四月二二日）

⑤弁官から刑部省へ掛合（「金子借受候一件吟味筋ニ付…書類相廻シ相成候」）（一件書類とも）（日付不明）

⑥刑部省から弁官へ掛合（松平太郎は兵部省でも吟味中の者。刑部省から兵部省へ掛合あり次第同省へ差出すべき旨、兵部省へ達をしてほしい）（四月二八日）

⑦弁官より兵部省へ達（刑部省より掛合があれば、早々同省へ松平太郎を差出すべし）（四月二八日）

⑦ 刑部省、松平太郎を呼出し取調（五月一〇日）

⑧ 刑部省から弁官へ回答（松平太郎申立の外に手掛りがないので、この上は双方突合糺を行いたい）（五月一二日）

⑨ 弁官から外務省へ掛合（刑部省見込みの通り処置しても差支えないか）（日付不明）

⑩ 外務省から弁官へ回答（差支えない）（五月二四日）

本件は外国人から日本人に係る聴訟事件であることから、外務省管轄となる可能性もあったようだが、結局、刑部省が担当することになった。しかし、なぜ民部省でなく刑部省なのか、その理由について史料は何も述べていない。

二一八 小括

これまで民部官・民部省における聴訟事務の実態を考察してきたが、それによって以下の事実が明らかにになった。

第一に、民部官設置当初の明治二年五月から六月にかけて、民部官職制以下、聴訟事務に関するさまざまな規則や心得が集中的に制定された。このうち民部官職制は、まず何より維新政府の裁判権が

従前の府県から府藩県全体に及ぶことを宣言したという点で重要である。本稿は、こうした裁判権の適用範囲の拡大が行われた背景に、版籍奉還による封建制の形式的廃棄があったのではないかと推測した。

第二に、民部官の裁判権が及ぶ具体的範囲について、民部官職制は府藩県難決事件を「聴断」すると定めるのみであったが、関連法令などによれば、さらに府藩県添翰を付した訴訟、府藩県交渉事件、さらには駈込訴（府藩県添翰を付さずに出訴したもの）について民部官が自ら審理するというものであった。これによって民部官が管轄すべき訴訟事件の範囲が明確に示されたのである。

第三に、民部官はこれら管轄事件の処理手続を整備するだけでなく、白洲の見直し（着座位置の変更、筵の設置など）、腰掛茶屋の廃止、遅参者・不参者の取締、訴訟門番規則の制定などにも取り組んだ。

これらの点から、民部官の設置は版籍奉還による中央集権国家建設に対応して中央政府の聴訟事務処理体制を整備しようとしたものとして、近代司法制度史上の画期の一つと評価してもよいのではないだろうか。

それでは、このような聴訟事務の変革を推進したのは誰か。次章では、その担い手について検討してみたい。

三 聴訟事務の担い手

【表二】は、職員録⁽²⁴⁾などによって作成した鎮将府評定所留役組頭と留役勘定の氏名である。次に【表三】は、会計官訴訟掛、民政司、および訴訟所に所属する職員の氏名を職員録⁽²⁵⁾によって整理したものである。【表二】と【表三】を比較対照すれば明らかなように、鎮将府会計局評定所と会計官訴訟掛、民政司、訴訟所の間には明らかに人的連続性がある。言い換えれば、鎮将府会計局評定所の実務家たちの多く（旧幕臣）は、鎮将府廃止後は会計官の聴訟事務を支える人材として活躍していたのである。この点は、すでに検討したところでもある。

次に、職員録⁽²⁶⁾によって民部官聴訟司の人的配置を整理したのが【表四】である。これを見る限り、民部官聴訟司の設置によって従前の《鎮将府会計局評定所→会計官訴訟掛→同民政司→同訴訟所》という人的連続性は断ち切られたようである。

ここでとくに注目すべき人物は、聴訟司知事玉乃東平（世履）である。彼は、慶応四年（一八六八）七月、岩国藩より西京詰公議人に任命され、同年一月二七日、弁事より、東京府御用につき東下を命じられた。翌年（一八六九）一月一八日、行政官より、「当分御雇」をもって若松表民政取締に任命された。その後、同年二月二九日、行政官より、徴士会計官判事試補に任命され、さらに五月一〇日

に民部官判事試補、五月二三日に聴訟司知事に任命された⁽²⁷⁾。したがって、前章において考察した民部官聴訟司の活動は、この玉乃によって主導されたものと考えてよいのではないだろうか。ただ、残念ながら、玉乃の下で民部官聴訟司判事の任にあった有村壮一、丹安左衛門、馬杉繁については不明な点が多い。

玉乃は、民部官の廃止と民部省の設置にともない、明治二年七月一八日聴訟權正を経て、同年七月二四日民部少丞⁽²⁸⁾、三年九月二日民部權大丞に就任するなど民部省本局での経歴を積み重ねていく。それでは、民部省内には、玉乃の外にどのような聴訟事務の担い手がいたのか。その点を検討するために、職員録をもとに民部省本局および監督司、庶務司職員を整理し作成したのが【表五】、【表六】である。

まず、【表五】に示した民部省本局に属する官員の中で聴訟事務を担当した者を確認してみよう。それを現時点で史料的に確認することができるのは、すでに指摘したように、玉乃世履と坂本政均のみである。明治二年一〇月現在、玉乃と坂本は少丞の職にあって、玉乃は本公事を、坂本は金銀出入公事をそれぞれ担当していた⁽²⁹⁾。そして、民部省廃止後、この二人はともに司法省に移り、明治四年一月、玉乃は(正六位)權大判事、坂本は(正六位)權中判事となった⁽³⁰⁾。

他方、【表六】に整理した監督司・庶務司官員のうち、実際に聴訟掛に属した職員は誰か。それを

示す数少ない史料が、明治四年（一八七二）三月二十七日「佐倉藩管下総国新橋村ヨリ同国尾上村へ係ル論地検査トシテ民部省官員派出（民部省達）²²²」である。左にその全文を引用しよう。

佐倉藩へ達 民部省

其藩支配所下総国新橋村ヨリ同国尾上村へ相掛候論地為検査當省官員出張候ニ付テハ其藩ヨリモ為立会官員耆人可被差出候最於場所談筋有之節ハ旅宿へ相招候儀モ可有之且訴答之者共之内不埒有之難手於節ハ手當之儀可申談間兼テ立会之官員へ可相達置此段相達候事 四年三月廿七日 堀

田家記

野村史生口達

検査官員之者彌来ル廿九日出立途中一宿ニテ来月朔日管下酒之井町へ一泊ニ付其節相談候儀モ有之候間新橋尾上両村之者耆人宛其以前御呼出置可有之候同所ニテ相談シ可申候右ニ付出張之官員名前左之通

北、村、庶、務、大、佑、
和、田、内、権、少、佑、
山、口、少、令、史、

外ニ地理大少令史ニテ兩人

この史料の末尾に記された出張官員こそ、民部省内で聴訟事務を担当していた聴訟掛所属官員である（この時期、聴訟掛は庶務司に属していた）。このうち「北村庶務大佑」とは北村知禮（当時、民

部省庶務大佑)のことである。彼は、民部省設置以来、一貫して監督司、庶務司に所属していた人物である。⁽²²⁶⁾しかし、民部省廃止後は、司法省に移らなかったようである。⁽²²⁷⁾

このように一次史料によって聴訟掛官員であったことを確認できる者はごく少数である。しかし、関連史料によって、さらに聴訟掛官員であった可能性のある者を挙げることができるだろう。

まず、北代正臣(監督司權正、庶務司正を歴任)は、土佐出身の勤王家として知られ、維新後は、明治元年(一八六八)外国官御用掛、翌年外務大録に任じ、三年(一八七〇)初め民部省監督權正、五年大蔵省六等出仕などを経て、六年八月青森県權令(大蔵省五等出仕兼任)、翌七年一月専任權令となるも、同年二月内務省五等出仕として転出し、佐賀の乱では大久保利通の幕僚として参戦した。九年再度青森權令に就任したが、県政混乱のため一週間で離任した。その後は、一二年東京裁判所首席判事となり、一五年大阪控訴裁判所判事に転じた。⁽²²⁸⁾

増淵正脩(監督大佑、庶務大佑を歴任)は、民部省廃止後の明治四年十一月に司法大解部に転任した。⁽²²⁹⁾同じく大塚重遠(監督司少佑、庶務司權大佑を歴任)は、司法中解部に就任した。⁽²³⁰⁾彼らは民部省内で聴訟事務を担当していたと考えてよいのではないか。⁽²³¹⁾

さらに加藤祖一(監督權大佑、庶務大佑を歴任)は、後に司法省判事となり(一八七七年現在、従六位六等判事・松本裁判所勤務)⁽²³²⁾、大審院判事在職中の一八九二年、「司法省弄花事件」で児島惟謙、

岸本辰雄らとともに被告になった人物である。彼は、その後、東京組合所属弁護士となり、東洋石油株式会社専務取締役などを歴任した。⁽²⁰⁾

おわりに

本稿は、従来ほとんど分析されることのなかった明治初年維新政府における聴訟事務について、一次史料を渉猟し、現時点において可能な限りで聴訟事務所管官衙の変遷を実証的に跡づけるを試みた。その結果、実証面での課題を多く残しつつも、以下の諸点を指摘した。

第一に、慶応四年一月以降、維新政府内に内国事務裁判所、内国事務局民政役所などが存在していたことを指摘し、この時期は、内治民政を専務とする内国事務局（課）が公事訴訟を、租税を担当する会計事務局（課）が租税関係の訴願を処理していたという仮説を提示した。

第二に、慶応四年閏四月の政体書により内治専務の機関（内国事務局）が廃止され、その事務はすべて会計官に移管された。それは会計官が公事訴訟と租税関係に関する裁判権をほぼ一元的に掌握する機関になったことを意味する。政体書は、それら訴訟事務を担当する部署として会計官内に民政司を設置することを構想していたが、（ごく短い期間を除き）それが設置されることはなかった。

第三に、こうした《内国事務局（民政役所）↓会計官（民政司）》の系譜とは別に、会計官中に逓司訴訟方が置かれたことに注目し、ここで全国逓通に関する訴訟が処理されていたのではないかという推測を述べた。また、神祇官、刑部省では神社関係の聴訟事務（難決事件）が処理されていたことを指摘した。つまり、聴訟事務に関する裁判権は複数の機関に分散的に帰属していたと考えるべきであろう。

第四に、戊辰戦争に際し、維新政府は東征軍（大総督府など）に裁判権を包括的に委任した。その結果、とくに東国一三ヶ国を管轄する鎮将府会計局は旧幕府評定所を引き継ぎ、その機能を多くの旧幕臣（旧幕府評定所留役）に担わせることとした。

第五に、明治元年一〇月の鎮将府廃止以後、東国一三ヶ国の裁判権は維新政府（会計官）が直接掌握することとなった。そして、これを契機に、会計官は東京を本拠として、刑法條約（刑法官との管轄区分の明確化）を定め、訴訟調役頭取を設置するなど、訴訟掛の態勢整備を行った。訴訟掛は、その後、民政司、訴訟所などの名称で呼ばれたが、民部官が設置されるまで府藩県難決事件や府藩県交渉事件を処理する裁判機関として機能した。その実務を担ったのは、旧鎮将府会計局評定所の留役（旧幕臣）たちであった。

第六に、民部官聴訟司の設置は、維新以後、聴訟事件を専務とする機関を初めて設置したという意

味で画期的な出来事であった。実際、民部官は、聴訟司の設置に際し、聴訟規則の改正（聴訟司改正事件）や規則概略の制定をはじめ、さまざまな聴訟事務の改革を実行した。こうした変革の担い手として、本稿では、当時民部官聴訟司知事の職にあった玉乃世履にとくに注目した。玉乃は、民部官廃止後は民部省内で引き続き聴訟事務を担当し、重要な役割を果たした。

第七に、民部省は省内に聴訟掛を置き、府藩県難決事件や府藩県交渉事件などを処理していたが、民部省官員の中で——玉乃世履のほかに——誰が実務を担当していたのかという点については十分に解明できなかった。今後の課題としたい。

（以上）

※本稿は、二〇〇九年度、一〇年度の科学研究費補助金（基盤研究(C)、研究課題名「近代地域社会における司法機構の法社会史的研究—制度・人物・事件を中心に—」）の成果の一部である。

〔参考文献〕（五十音順に配列）

浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫（編）『日本法制史』青林書院、二〇一〇年。

石井 良助 「明治初年の民事訴訟法」、『明治法制史政治史の諸問題（手塚豊教授退職記念論文集）』

慶應通信、一九七七年、のち石井良助『近世民事訴訟法史』創文社、一九八四年、所収。

『明治文化史』二卷（法制編）、一九五四年、（復刻版）原書房、一九八〇年。

（監修）『府県概則』全五巻、青史社、一九八七年。

石川明・石渡哲 「明治五年・聴訟規則（原告条例・被告条例・附録）」、『法学研究』四四巻五号、

一九七一年。

奥平 昌洪 『日本弁護士史』有斐閣書房、一九一四年、（二刷）巖南堂書店、一九七一年。

笠原 英彦 「明治六年小野組転籍事件の一考察」、『法学研究』五八巻一二号、一九八五年。

霞 信彦 『明治初期刑事法の基礎的研究』慶応義塾法学会、一九九〇年。

『府県裁判所創設期にみる伺・指令裁判体制の一断面』、『研修』六〇八号、一九九九年。

『矩を踰えて・明治法制史断章』慶応義塾大学出版会、二〇〇七年。

『府県裁判所創設当時の司法省判事への追想』一、二、『司法法制部季報』一一八号、

二二〇号、二〇〇八年、二〇〇九年。

加藤 高 「明治初年代、府県裁判所異聞（一）——広島県裁判所を中心として」、『修道法学』二

二巻一―二合併号、二〇〇〇年。

「明治前期、司法官任用の一断面——明治十年、広島裁判所の場合」、『修道法学』二三

卷二号、二〇〇一年。

蕪山 巖 『明治前期の司法について』蕪山巖、一九八八年。

『明治前期の司法について〔補正版〕』蕪山巖、一九九二年。

『司法官試補制度沿革—続明治前期の司法について』慈学社出版、二〇〇七年

菊山 正明 『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、一九九三年。

『司法制度』、石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』

弘文堂、二〇〇三年。

最高裁判所事務総局 『裁判所百年史』大蔵省印刷局、一九九〇年。

園尾 隆司 『民事訴訟・執行・破産の近現代史』弘文堂、二〇〇九年。

染野 義信 『司法制度』 鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明責任編集『講座日本近代法発達

史』二卷、勁草書房、一九五八年。

『裁判制度』 鶴飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明責任編集『講座日本近代法発達

史』六卷、勁草書房、一九五九年。

『近代的転換における裁判制度』勁草書房、一九八八年。

瀧川 叙一 『日本裁判制度史論考』信山社出版、一九九一年。

手塚 豊 『明治初期民事訴訟の研究—続・日本裁判制度史論考—』信山社、二〇〇〇年。

『明治初期刑法史の研究』慶応義塾大学法学研究会、一九五六年。

『明治刑法史の研究』上、慶應通信、一九七四年。

『明治法学教育史の研究』慶應通信、一九八八年。

利谷 信義 「日本資本主義と法学エリート—明治期の法学教育と官僚養成」一、二、『思想』四九三号、四九六号、一九六五年。

中山 勝 『明治初期刑事法の研究』慶應通信、一九九〇年。

『明治四年・岡山県下赤坂郡農民騒擾裁判小考』、杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』敬文堂、一九九二年。

沼 正也 『財産法の原理と家族法の原理』三和書房、一九六〇年。

萩屋 昌志 『日本の裁判所—司法行政の歴史的研究』晃洋書房、二〇〇四年。

橋本 誠一 『在野「法曹」と地域社会』法律文化社、二〇〇五年。

『明治前期における代理法の展開—弁護士史研究の一環として』、『静岡大学法政研究』一一巻四号、二〇〇七年。

『明治初年の代言人と法学教育—静岡県最初の免許代言人前島豊太郎の場合』、『静岡大

学法政研究』一三卷三〇四合併号、二〇〇九年。

「再論・在野「法曹」と地域社会（特集・近代日本の弁護士と社会・法と民衆の関係を問う）」、『民衆史研究』七八号、二〇〇九年。

「大審院法廷における代言人・代人——一八七五年～一八八〇年」、『静岡大学法政研究』一四卷三・四合併号、二〇一〇年。

原 禎嗣

「司法本省判事に対する出入人罪条適用に関する若干の考察」、『法学政治学論究』一号、一九八九年。

「明治初期の進退伺制度に関する若干の考察——三業会社設立不服訴訟との関連において」、『法学政治学論究』七号、一九九〇年。

林 真貴子

「民事訴訟法—民事訴訟に関する史的研究を中心に」、石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』弘文堂、二〇〇三年。

林屋 礼二

『明治期民事裁判の近代化』東北大学出版会、二〇〇六年。

林屋礼二・青山善充・石井紫郎（編）『明治前期の法と裁判』山社出版、二〇〇三年

平松 義郎

「維新期の藩徒刑史料—高崎藩・広島藩—」、牧健二博士米寿記念論集刊行会編『牧健二博士米寿記念日本法制史論集』思文閣出版、一九八〇年。

福島 正夫 「司法職務定制の制定とその意義―江藤新平とブスケの功業」、『法学新報』八三巻七―八―九合併号、一九七七年、のち『福島正夫著作集』一卷（日本近代法史）、勁草書房、一九九三年、に収録。

藤田 弘道 「府県裁判所設置の一齣―足柄裁判所の場合」、『法学研究』四六巻五号、一九七三年。

藤原 明久 「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議―裁判権独立過程の一断面」上・下、『神戸法学雑誌』三四巻三号、四号、一九八四年、一九八五年。

「明治初年における東京府裁判法の展開―民事裁判をめぐる」、『神戸法学雑誌』三五巻四号、一九八六年。

松尾 章一 「明治政府の法学教育―明法寮と司法省法学校の史料を中心として」、『法学志林』六四巻三―四合併号、一九六三年。

三日月 章 「司法制度」、石井紫郎編『日本近代法史講義』青林書院新社、一九七二年。

三阪 佳弘 「明治九・一〇年代の裁判所機構改革」、『法制史研究』三八号、一九八九年。

「刑事訴訟法―近代日本刑事司法制度史研究の軌跡」、石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』弘文堂、二〇〇三年。

向井 健 「大審院創設とボアソナード意見書」、『法学研究』四四巻六号、一九七二年。

村上 一博 「府県裁判所草創期の聴訟・断獄手続—新治裁判所『四課略則』（二松学舎大学中洲文

庫所蔵）（史料）」、『法律論叢』六六卷三号、一九九三年。

横山晃一郎 「明治初年における檢察制度の導入過程—比較法的視点から」、鴨良弼先生古稀祝賀論

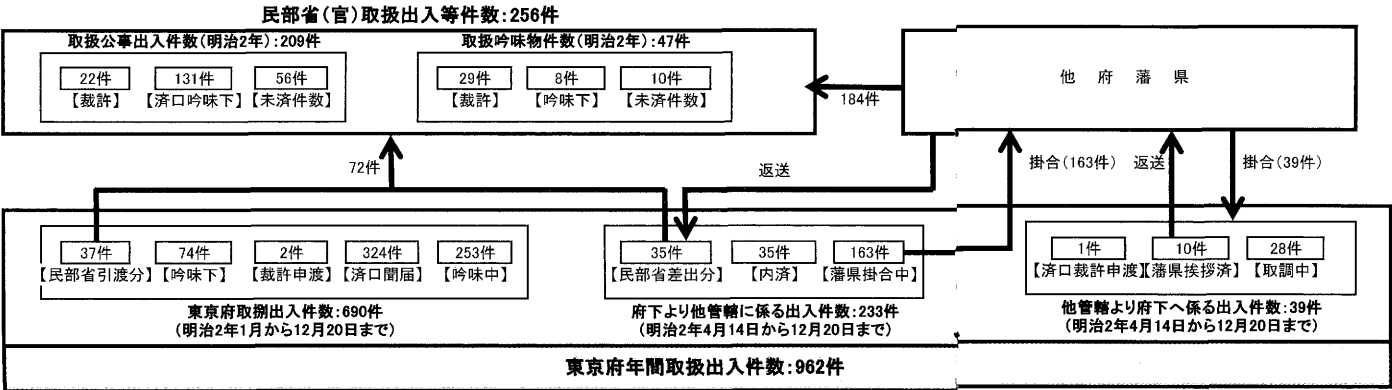
文集『刑事裁判の理論』日本評論社、一九七九年。

「刑罰・治安機構の整備」、福島正夫編著『日本近代法体制の形成』上、日本評論社、一九八一年。

「明治五年後の刑事手続改革と治罪法」、『法政研究』五一卷三〇四合併号、一九八五年。

吉岡 達生 『初代大審院長玉乃世履—年譜—』吉岡達生、二〇〇二年。

【図1】明治2年民部省（官）・東京府取扱公事出入件数



注)法務図書館所蔵『諸達并掛合往復』、東京都公文書館所蔵『府治類纂(戊辰・己巳)・聴訟』により作成。

【表1】明治 初年訴訟一覧

番号	年月	訴訟内容	原告(訴訟人)	被告(相手方)	手続	出典
1	1年6月	庄屋非分所業一件	宇兵衛(戸田采女正預所美濃国本巢郡美江寺宿)	的之助(戸田采女正預所美濃国本巢郡美江寺宿)	目安箱へ訴状投入(箱訴)→太政官から戸田家へ訴状引渡し→戸田家から弁事へ請書(早々本人に罪科申付ける旨)差出(6月17日)→戸田家による訴状廉々探索→戸田家から弁事(?)へ伺(双方共呼出シ一件吟味詰ノ上御裁許奉伺候テハ如何可有御座哉)(7月4日)→弁事(?)から戸田家へ指令(於其藩吟味詰ノ上双方口書差出可申)(7月22日)→戸田家から弁事へ届(宇兵衛行方不明に付日限尋申付け、見当り次第召連れる旨)(9月2日)	①36
2	1年9月	不明	東栗野村(美濃国方県郡)	不明	東栗野村から京都府へ願書差出→京都府から弁事へ東栗野村願書差出→弁事から会計官へ東栗野村願書を回付→会計官から弁事へ見込案提出→弁事から輔相へ会計官見込案提出→輔相、会計官見込案裁可→弁事から京都府へ会計官見込案裁可の旨通知(9月16日)	④75
3	1年10月	銅山事件	亀山玄兵衛(備中川上郡吹屋村)	不明	倉敷県から弁事へ伺(吟味は支配県か鉾山局か)→弁事から輔相へ伺(?)→輔相から弁事へ回答(?)→弁事から倉敷県へ回答(銅山所属之者ハ鉾山局支配相成可然)(10月3日)	④116
4	1年10月	不明	陸平・利右衛門・良一郎(遠州掛川領)・208ヶ村惣代(遠州横須賀領)	不明	京都府へ出訴→京都府から弁事へ掛合→弁事から京都府へ回答(鎮将府へ廻すべき旨)(10月23日)→訴訟人、弁事伝達所へ出頭(10月24日)	④165
5	1年10月	不明	堀田出羽守領分百姓	不明	目安箱へ訴状投入(箱訴)→京都府から弁事へ掛合(?)→弁事から大津県へ通達(10月晦日)	④186
6	1年10月	朝廷御料据置願一件	甚左衛門ほか3名(美濃国郡上郡13ヶ村百姓惣代)		甚左衛門ら、訴状「乍恐口上書」を太政官(?)へ差出	③11
7	1年10月	直百姓据置一件	傳吉・惣四郎・兵吉(美濃国郡上郡7ヶ村惣代)		傳吉ら訴状差出	⑤11
8	1年11月	不明	山口新五郎(旧徳川家旗本)	不明	山口新五郎より「急訴」→府県掛弁事から奈良府へ通達(取紬のうえ回答を要求)(11月20日)	④190

番号	年月	訴訟内容	原告(訴訟人)	被告(相手方)	手続	出典
9	1年11月	不明	松井周防守領分百姓	不明	府県掛弁事から大津県へ通達(急篤与御調桑田氏御出頭有之候様致度)(11月23日)	④191
10	1年11月	大津県知事復職一件	菱蔵(洪賀郡惣代)・庄兵衛(栗本郡惣代)ほか		菱蔵ら出訴(11月15日)	⑤15
11	1年12月	領地争論	三寶院門跡	朽木主計頭	京都府から朽木・三寶院へ裁許の旨達	①31
12	1年12月	名主採用見合一件	常州新治郡片野村ほか19ヶ村百姓	不明	訴状「乍恐以書付奉申上候」を「民政御裁判所」へ差出	③18
13	1年12月	暴民強借金品返済に係る各藩処分不服一件	上野国寄場中下仁田その他組合村々(無銘)		訴状を差出(一般に令致返済候様急度被仰渡)	③19
14	1年12月	蚕卵紙生糸等取締方法その他一件	相模国愛甲郡八菅山東西村々		訴状を「民政御裁判所」へ差出(蚕種紙の自由仕入れなどを要求)	③20
15	不明	金銀貸借融通取計方一件	相模国村々役人		訴状を差出(諸向貸付金ニ至迄無滞返済仕郡々融通可仕旨御布告被仰出)	③21
16	1年12月	元領主領地据置方一件	上総国市原郡片又木村惣百姓一同		訴状を差出	③22
17	1年12月	元領主領地据置方一件	総房村々(大岡主膳正領内)		訴状を差出	③23下
18	1年12月	博徒取締方一件	忠作(武蔵国多摩郡百姓)		「民政裁判所」へ箱訴(12月3日)	③23上
19	1年12月	土地取戻一件	市野本次郎(東京府貫属)	市野内匠(遠州長上郡市野村)	訴訟人から旧幕府へ出訴(2月)→会計官へ再訴(9月)→名古屋藩へ御預け→行政官から静岡藩へ御沙汰(同藩に処分を委任)(12月)→静岡藩から弁官へ上申(吟味書差出)(明治3年9月)→静岡藩から弁官へ上申(12月)→弁官から静岡藩へ指令	②89
20	2年1月	板倉家国替一件	丹治播磨ほか10名(板倉教之助旧領岩代国福島)	太政官	箱訴(1年12月)→太政官から板倉家へ訴訟人と訴状引渡し(?)→板倉教之助から弁事へ届(福島表を脱走し箱訴に及んだ者ども取糺しの上、説諭を加え帰国させた旨)(2年1月)	①37
21	2年5月	貸金延滞訴訟	八百屋五兵衛(京都府)	廣瀬自慝(軍務官兵器司知事)	五兵衛から軍務官へ願出(1年11月)→軍務官から弁官へ掛合(五兵衛願書京都府へ回付・取糺し依頼)→弁官から軍務官へ回答(是ハ其御官ノ見込通り御取計有之候テ可然儀ト被存候外ニ存寄モ無之候)(5月9日)→軍務官から京都府へ掛合(五兵衛願書回付、取糺し依頼)(5月10日)→京都府から軍務官へ回答(五兵衛無印・町役人無調印に付公然取糺はできない、被告は府の管轄外人物)(5月10日)→軍務官から五兵衛へ申渡(?)	①32
22	2年5月	不明	弥右衛門(倉敷県備中国皆部村百姓)		弥右衛門、目安箱へ投書(箱訴)→京都府、弥右衛門を呼出す→弥右衛門、手鎖にて出頭→京都府から弁事へ伺(最前倉敷県ニヲイテ答申渡答中当所へ罷越候様申立候右ハ如何所置可仕哉)(5月3日)→弁事から京都府へ回答(府ニ於テ当分宿預ケ御計置可然候其上当官ヨリ倉敷県へ及掛合可申)(5月3日)→弥右衛門を宿預→弁事から倉敷県へ掛合	①38
23	2年5月	不明	不明	不明	京都堀川目安箱に投書3通(箱訴)→弁事から奈良府へ掛合(訴状回付、取糺しの上見込申越の旨)(3月24日)	①39
24	2年7月	直吉身柄引取一件	直吉妻ふさ(東京府東片町)	松本喜三郎外一名(石山三位家来)	ふさから東京府へ夫不在願差出(出訴)(7月17日)→東京府より弁官へ掛合(7月)→弁官から弾正台へ掛合→直吉身柄差戻し(7月22日)→弾正台による石山家来取調(7月23日)→弾正台から弁官へ回答(7月23日)→弁官から東京府へ通達→ふさから東京府へ訴状下渡願(7月24日)	①50
25	2年9月	不明	與兵衛(越後国村岡村百姓)	不明	箱訴→京都府から訴訟人へ申渡(国許へ引取り御沙汰待つべき旨申渡し)→京都府から弁官へ伺(9月2日)→箱訴追願→京都府から弁官へ伺(追願御廻シ申入候右ハ如何可申渡哉)(9月4日)→弁官より京都府へ回答(何共難取計筋ニ付右願書東京へ相廻シ置キ可申願人儀ハ東下致シ彼地ニ於テ今一応願出可申)(9月4日)→京都府から弁官へ掛合(東京への弁官添翰を当府へ下渡すべき旨依頼)(9月4日)→京都府から弁官へ掛合(添翰催促)(9月5日)→弁官から京都府へ回答(追テ自此可及御答)(9月5日)	①40

番号	年月	訴訟内容	原告（訴訟人）	被告（相手方）	手続	出典
26	3年1月	田地出入一件	鶴田藩預所作州下神目村百姓喜代太郎妻むつ	下神目村（？）	むつ父塩島長門、京都三条通目安箱へ両度箱訴（2年7月、11月）→留守官から鶴田藩へ達（情実取調べ届出ること）→鶴田藩による取調→鶴田藩から留守官へ届出（尋一札「私（むつ）ヨリ頼候覚更ニ無御座」差出す旨）（3年1月10日）	①41
27	3年1月		植東鎌五郎（十津川郷士）		植東らから弾正台へ願書（2年12月9日）	⑥8
28	3年3月	村方難渋に付拝借金願一件	万助ほか1名（峰山藩丹後国荒山村）		京都府目安箱へ箱訴→京都府、訴訟人を呼出（其（地頭）支配へ可願出、支配へ願出候テモ取上無之節ハ当府へモ可願出、一刻モ早く可帰村）（1月13日）→弁官から峰山藩へ仰渡（書面下渡し、落地で訴訟人説得すべし）→峰山藩による説得→峰山藩から弁官へ上申（両人口書、嘆願書返上申越の旨）（3月17日）	①42
29	3年3月		源右衛門（古河藩作州高尾村農）		古河藩から留守官へ上申	
30	3年4月	東本願寺末寺三百ヶ寺僧兵隊組織一件（建白書）	勢州桑名郡法中		京都府目安箱へ投函（箱訴）→留守官から桑名藩へ達（書面下渡し、藩での所置を命ずる）（1月17日）→桑名藩による取調→桑名藩から留守官へ上申（建白書提出者不明の旨）（4月24日）→留守官より桑名藩へ達（聞届）	①43
31	3年5月	（国政に関する建白書）	関泰蔵（飯山藩）		京都府目安箱に投書（箱訴）（4月6日）→京都府から弁官へ建白書提出→弁官から京都府へ達（藩士ニテ一天下ノ事ヲ議候ヲ御府於テ御取次ニ相成候テハ不条理ニ付御差戻）（4月27日）→京都府から弁官へ回答（定例留守官へ封ノ俟差廻候…当府宛ニハ候得共於府ニテ一切不相心得次第）（5月8日）	①44
32	3年6月	田地出入一件	鶴田藩預所作州下神目村百姓喜代太郎妻むつ	下神目村（？）	41→古賀藩から留守官へ伺（箱訴は讒訴、支配違いのため当藩で相当の咎を申付けた後に留守官へ上申するか、留守官において咎申付けるか）→留守官から古賀藩へ指令（処置振り見込を留守官へ伺の上、古賀藩で相当の処置を）（4月2日）→古賀藩で取調→古賀藩から留守官へ伺（口書を添え、徒罪申付けのべきところ、神職許状取上げ、百日押込めとしたい）（6月18日）→留守官から古賀藩へ回答（処置振りにつき当官から下知すべき筋にない、藩で然るべく取計いを）（6月24日）	①45
33	3年6月	狼藉出入一件	西山菊蔵（高梁藩支配地備中国賀陽郡八田部村）	惣七（賀陽郡清水村）	喜久蔵ら惣七宅へ強訴（2月）→西山菊蔵の名で箱訴（3月）→留守官から浅尾藩へ達（訴状御下げ、取調の上留守官へ届出るべし）→浅尾藩から高梁藩へ菊蔵呼出の儀に付掛合→菊右衛門出頭（菊蔵という者なし）→浅尾藩による菊右衛門取調（喜久蔵に頼まれ清水村へは行ったが、上京箱訴の覚えはない）→菊右衛門を高梁藩へ差返し→浅尾藩から留守官へ届（手続書・口書写共4通添え、処置振りに付伺）（6月）→留守官から浅尾藩へ回答（？）	①46
34	3年6月	社領復旧一件	英彦山（豊前国）	香春・小笠原藩	英彦山橋本坊から弁事へ願（1年閏4月23日）→小笠原藩へ達（総テ旧ニ復シ候様取計可申）（5月24日）→小笠原藩から神祇官へ願（今一応御詮議被成下候様）（11月7日）→神祇官から刑法官へ掛合（昨年来於当官取扱候処…可然御取計可給候）（2年3月5日）→本件の処理が刑法官から弾正台に交付された（9月）→小笠原藩公用人を弾正台に呼び出し、願出の件に付尋ね（9月15日）	⑥3
35	3年11月	照高院聖護院故障一件	照高院宮	聖護院門跡	出訴→留守官から弁官へ伺（見込案を差出す）→弁官から留守官へ回答（当年収納米の儀を除き、見込みの通り）→留守官から弁官へ伺（過日相伺候見込ノ通両院ノ元禄ヲ区別シ収納判然候様不申渡候テハ不相叶）（10月15日）→弁官から留守官へ回答（10月29日）→弁官から留守官へ照会（再答催促）（閏10月19日）→留守官から弁官へ回答（回答の通り双方へ達済、いまだ落着せず）（閏10月28日）→留守官から弁官へ届（双方和解成立の旨）	①51
36	3年12月	土地金品等取戻請求一件	増右衛門（若森県常州福原村農）	元地頭勝田綱吉（東京府）	若森県から弁官へ伺（刑部省裁決一件に連絡し、かつ旧地頭家来との突合吟味必要のため、一件を刑部省で吟味してほしい）（12月9日）→弁官から刑部省へ掛合（？）→刑部省から弁官へ回答（？）→弁官から若森県へ指令（百姓泰助等の刑部省差出を命じる）→弁官から刑部省へ達	①33

番号	年月	訴訟内容	原告（訴訟人）	被告（相手方）	手続	出典
37	3年12月	富次郎差戻し一件	渡邊傳太郎（東京府士族）	手島霞厓（大学南校出仕） （富次郎父隠居士族）	原告より触頭曲淵敬太郎へ東京府宛願書差出（11月）→触頭曲淵から東京府へ上申（原告願書提出）（11月26日）→触頭三枝千足から東京府へ上申（11月26日）→東京府から弁官へ伺（霞厓父子は官員だが、「当府庁訟掛ニテ取調可申哉」）（12月12日）→弁官から民部省へ掛合（？）→民部省から弁官へ回答（？）→弁官から東京府へ回答（東京府での審理を命ずる）（12月15日）	①34
38	4年1月	旅所寺地分界一件	正徳院隆真・木内太右衛門 （下総国香取郡鎗木村什長） ・高根七郎兵衛	佐藤信孝（鎗木神社神主） ・村方庄屋始め一同	原告から民部省へ越訴（明治3年1月）→民部省から宮谷県へ越訴者・書類を引渡（3年閏10月）→宮谷県による取調→宮谷県から弁官へ伺（「確証無之」／下知を伺出る）（明治4年1月）→弁官から民部省へ掛合（？）→民部省から弁官へ回答（？）→弁官から宮谷県へ指令（欠）	①35
39	4年1月	地所出入一件	青柳太右衛門（岩槻藩武州 薄谷村百姓）	渡邊貞蔵（薄谷村名主）	岩槻藩へ出訴（？）→岩槻藩による取調（？）→岩槻藩から民部省へ裁許伺→民部省から岩槻藩へ回答→岩槻藩、裁許申渡（明治4年1月17日）→岩槻藩から弁官へ届（裁許申渡の件／訴答共不埒筋答申付の件）（1月22日）	①53
40	4年2月	藤内故障申立一件	日原百己（甲斐国山梨郡三 日市場村白髪大明神外七社 神主）	藤内（別家）	藤内から甲府役所へ出訴（3年4月）→甲府県の取調なし→日原が越訴（1月）→神祇官による取調→神祇官から弁官へ上申（聞届け難し）（2月19日）	①49
41	4年2月	引受地出入一件	藤吉外13名（若森県常川島 村）	藤蔵（若森県常川真壁郡下 川島村年寄）	藤蔵より貞助らに係る引受地出入一件、若森県へ出訴（3年）→若森県、「当県吟味難相成」に付民部省へ伺→民部省回答→出入一件を民部省へ差出→民部省吟味中に内済成立、済口証文を差出（3年4月）→一同帰村→民部省申渡に従い、藤吉らと小作証文作成を協議するも不調→若森県へ申立→若森県による取調→若森県から弁官へ伺（最前の済口証文故障申立の上は再論の筋、再び一件を民部省へ差出し同省吟味を依頼）（4年2月24日）→弁官から若森県へ回答（伺の通）→若森県から弁官へ伺（済口証文遵守に付吟味下げ願）（5月25日）→弁官から若森県へ回答（吟味下の件了承）	①52
42	4年2月	ハワイ島差遣候御国人 仕度並賄代金滞り一件	久次郎（神奈川県横浜弁天 通伊勢屋和助店支配人）ほか一名	半兵衛（横浜末廣町正八店）	久次郎ら神奈川県へ出訴→神奈川県、半兵衛取組し→神奈川県から弁官へ伺（出納司から940両余支払うべき旨）（4年1月）→弁官から大蔵省へ掛合（？）→大蔵省から弁官へ意見（下知案申し進める）（2月）→弁官から神奈川県へ回答（？）	①54
43	4年2月	蒸気船買入違約一件	ジャーディン・マセソン商 会	天野恕一（川越藩）	蒸気船買入契約（3年10月）→英国領事から神奈川県知事・外務権大丞などへ約定違約の儀に付書簡（3年11月19日）→神奈川県から川越藩へ達（天野恕一の横浜出頭要請）→川越藩から神奈川県へ回答（天野不在）→天野恕一手代願書（12月）→神奈川県から弁官へ届（12月）→弁官から外務省へ達（12月24日）→川越藩から外務省へ届／川越藩から神奈川県へ回答（12月26日）→川越藩から上申（1月12日）→外務省から弁官へ伺／弁官から刑部省へ掛合（外国人へ関シ候儀故早々見込御立有之度）（4年1月25日）→神奈川県知事・桜田内海両大参事から英国領事へ回答（恕一帰着を待って取調の事）（4年2月8日）→刑部省から弁官へ回答（本件は当省で引受け取調べる旨）（2月2日）→外務省から弁官へ伺（廣田千秋東京出立見合せの可否について）（4月2日）→弁官から外務省へ指令（欠）	①55
44	4年5月	貸金訴訟	英国銀行支配人グルゴリ	松平太郎（旧幕臣）	英国領事から神奈川県庁へ出訴→神奈川県から弁官へ上申（当県では処置し難く、外務省で取扱うべし）（4月7日）→弁官から外務省へ掛合（一件書類とも）→外務省から弁官へ意見（松平太郎は兵部省御預けの者、当省では取調べ難く、兵部・刑部両省打合せの上取組すべし）（4月22日）→刑部省から弁官へ掛合（松平太郎兵部省においても吟味中）（4月28日）→弁官より兵部省へ達（松平太郎を早々刑部省へ差出すべし）（4月28日）→刑部省による松平太郎呼出・取調（5月10日）→刑部省から弁官へ回答（この上は双方突合糺）（5月13日）→弁官から外務省へ掛合（刑部省見込みを送付）→外務省から弁官へ回答（刑部省見込みの通り）（5月14日）	①56

番号	年月	訴訟内容	原告(訴訟人)	被告(相手方)	手続	出典
45	4年6月	父親(黒野十兵衛)横死始末一件	黒澤やす(東京府深川森下町)		目安箱に投書(箱訴)→弁官から東京府へ達(訴状下渡し、取調を命ずる)→東京府による取調(投書者の呼出・尋問)→東京府より関係者に申渡(以後、心付申すべし)→東京府より弁官へ上申(6月29日)	①47
46	4年6月	藩政不折合一件	兼平理左衛門外1名(弘前藩脱走者)		兼平ら久保田藩へ嘆願(3年12月5日)→久保田藩大少参事列座で聞取り→久保田藩使者、弘前藩知事に申入れ→久保田藩から弁官へ上申(4年1月12日)→兼平ら弾正台へ出訴(1月)→弾正台から弁官へ伺(6月13日)→指令(伺之通)	⑥7
47	4年7月	神社氏子分配一件	(府下願主共)		目安箱へ投書(箱訴)→太政官伝達所から神祇官へ通達(目安箱入り訴状2通送付)(7月27日)→神祇官で審理(?)	①48

【注】 マル囲いの数字(①など)は以下の簿冊名を略記したものである。それに続くアラビア数字は当該簿冊に集録されている史料の件名番号を示す。

- ①『太政類典』第1編(慶応3年～明治4年)・第188巻(訴訟・民事裁判所)
- ②『太政類典』第1編(慶応3年～明治4年)・第194巻(治罪・審理四)
- ③アジア歴史資料センターRef.A05020336200『民部省雑書類』(国立公文書館)
- ④アジア歴史資料センターRef.A05020335400『行在所并大総督府諸道鎮撫使諸往復留』(国立公文書館)
- ⑤アジア歴史資料センターRef.A05020336000『民部官諸記録・明治元戊辰年ヨリ同三庚午年ニ至ル』(国立公文書館)
- ⑥国立公文書館所蔵『太政類典草稿』第1編(慶応3年～明治4年)・第178巻(訴訟・審理一)

表 4 民部官聴訟司職員（明治2年）

	6 月	7 月
知司事	玉乃 東平	玉乃 東平
判司事	有村 壮一	有村 壮一
	丹安左衛門	丹安左衛門
	馬杉 繫	馬杉 繫

注) アジア歴史資料センターRef.A0905427
2000『職員録・明治二年六月・官員録改』、
同Ref.A09054272200『職員録・明治二年
七月・官員録全改』より作成。

表 2 鎮将府評定所職員
（明治元年）

7 月	10月
留役與頭	
坂本 三郎	坂本 三郎
留役勘定	
柴田桂次郎	5 人 (氏名不詳)
山本 環一	
北村鉄太郎	
増淵録三郎	
中村 晋平	
犬塚三四郎	
戸木 鐘作	
丹羽 省吾	
三浦正之助	
岡田 栄八	

注) アジア歴史資料センターRe
f.A09054269900『職員録・明
治元年七月・東京官員録全改』、
同Ref.A07060040300『記録材
料・会計局附属役々人数書』
より作成。

表3 会計官訴訟掛・民政司・訴訟所職員（明治1～2年）

元年12月	2年2月	2年3月	2年4月	2年5月
訴訟掛	民政司	訴訟所		
訴訟調役頭取	知司事			
柴田桂次郎				
山本 環一				
調 役	判司事	調役頭取		
榎本 莊助	柴田桂次郎	柴田桂次郎	柴田桂次郎	柴田桂次郎
山下八十八	山本 環一	犬塚三四郎	犬塚三四郎	山本 環一
増淵録三郎	増淵録三郎	増淵録三郎	増淵録三郎	増淵録三郎
北村鉄太郎	北村鉄太郎	北村鉄太郎	北村鉄太郎	北村鉄太郎
丹羽 省吾	丹羽 省吾	丹羽 省吾	丹羽 省吾	丹羽 省吾
岡野金次郎		加藤祖一郎	加藤祖一郎	
三浦正之助	権判司事	調役並		
犬塚三四郎	犬塚三四郎	山下八十八	山下八十八	山下八十八
岡田 栄八	岡田 栄八	榎本 莊助	榎本 莊助	榎本 莊助
	三浦正之助	関口斧四郎	関口斧四郎	関口斧四郎
	柳 栄之進	成瀬潤八郎	成瀬潤八郎	犬塚三四郎
	菅沼五一郎	大木陽三郎	大木陽三郎	
	櫻井弥一郎			

注) 明治元年12月分は出雲寺萬次郎版「公武有司集覧」(深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成・第36巻(慶応三年—明治元年)』東洋書林、1999年、438頁以下)により、それ以降のものは各年月改めの国立公文書館所蔵『職員録』により作成した。

表5 民部省職員名簿(1)―民部省本局(明治2～4年)

年月 職階	明治2年		明治3年				明治4年		
	10月	12月	3月	6月	9月	11月	2月	4月	6月
脚	伊達宗城	伊達宗城	伊達宗城	伊達宗城					伊達宗城
大輔	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大隈重信	大木喬任	大木喬任	大木喬任	大木喬任	大隈重信
少輔		伊藤博文	伊藤博文	伊藤博文					伊藤博文
				吉井徳春	吉井徳春	吉井徳春	吉井徳春	吉井友實	吉井徳春
大丞		山口尚芳	渡辺 清	渡辺 清	渡辺 清	渡辺 清	渡辺 清	渡辺 清	渡辺 清
		加賀伊忠	加賀伊忠	林 友幸	林 友幸	林 友幸			林 友幸
		井上 馨	井上 馨	井上 馨		秋月種樹	秋月種樹	秋月種樹	井上 馨
				得能通生	菱田重禮	松方正義	松方正義	松方正義	得能通生
権大丞	渡辺 清	中村清行	中村清行	中村清行	井上 勝	岩村定高	岩村定高	岩村定高	中村清行
				山尾庸三	山尾庸三	吉井正澄	吉井正澄	吉井正澄	山尾庸三
少丞	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	玉乃世履	*玉乃世履
		坂本政均	坂本政均	坂本政均			林 友幸	林 友幸	*坂本政均
		郷 濬	郷 濬	郷 濬	土肥通慶	土肥通慶		安岡良亮	郷 濬
			岡本義方	岡本義方	細川 習	細川 習	細川 習	細川 習	岡本義方
権少丞	岡本義方	岡本義方	島 惟精	島 惟精	島 惟精	島 惟精	島 惟精	島 惟精	島 惟精
				上野景範	福原俊孝	福原俊孝	福原俊孝	福原俊孝	上野景範
大録	石井延俊		江口高廉	江口高廉					江口高廉
	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直	岩崎保直
	家永恭種		長岡敦美	長岡敦美					長岡敦美
	岩井徴言	岩井徴言	岩井徴言					稲垣勝道	
権大録					杉山 璞	杉山 璞	杉山 璞	杉山 璞	稲垣勝道
少録	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器	桃井守器
	篠原敏行	篠原敏行	篠原敏行	篠原敏行	篠原敏行	篠原敏行	小菅揆一	小菅揆一	篠原敏行
	高田陳近		稲垣勝道	稲垣勝道			春名修徳	春名修徳	
	小野就義	小松就義		根本公晃					根本公晃
	山田重安								
権少録	佐久間克典		大竹依直	大竹依直	大竹揆一	大竹揆一			大竹依直
			藤沢高猷	藤沢高猷	市河三兼	市河三兼	市河三兼	市河三兼	藤沢高猷
				神山広孝	春名修徳	春名修徳			神山広孝
				荒木政樹	荒木政樹	荒木政樹	荒木政樹	荒木政樹	荒木政樹

注) 各年月刊行の『職員録』(国立公文書館所蔵)により作成した。

表6 民部省職員名簿(2)—監督司・庶務司(明治2～4年)

年月 職階	明治2年		明治3年				明治4年		
	10月	12月	3月	6月	9月	11月	2月	4月	6月
	監督司	監督司	監督司	監督司	庶務司	庶務司	庶務司	庶務司	監督司
正	安藤 就高	安藤 就高	安藤 就高	安藤 就高	兵頭 懿徳	兵頭 懿徳	兵頭 懿徳	兵頭 懿徳	安藤 就高
		吉井 正澄	吉井 正澄	吉井 正澄	北代 正臣	北代 正臣	北代 正臣	北代 正臣	田中 光頭
権 正	岩男 俊貞	岩男 俊貞	岩男 俊貞	田中 光頭	福田 重固	福田 重固	福田 重固	福田 重固	吉井 正澄
	北代 正臣	北代 正臣	北代 正臣	平岡 温熙	熊谷 直光	熊谷 直光	長岡 重弘	長岡 重弘	平岡 温熙
大 佑	松井 清蔭	松井 清蔭	松井 清蔭	松井 清蔭	河口 淳	渡辺 弘篤	菅浪 武忠	菅浪 武忠	岩男 俊貞
	佃 正副	佃 正副	西川 甫美	岩男 俊貞	青木 義信	橋本 重賢	橋本 重賢	橋本 重賢	北代 正臣
	菅浪 武忠	菅浪 武忠	菅浪 武忠	北代 正臣	兵動 嘉知	兵頭 嘉知	兼松 貞	新海 祚胤	松井 清蔭
	塩谷 良翰	塩谷 良翰	塩谷 良翰	則武 正副	渡辺 弘篤	加藤 祖一	加藤 祖一	加藤 祖一	則武 正副
	田中 光儀	田中 光儀	田中 光儀	田中 光儀	南部 信近	熊野 知時	熊野 知時	熊野 知時	菅浪 武忠
	丹 武韶	丹 武韶	則武 正副	菅浪 武忠	橋本 則順	橋本 則順	石渡 幹	石渡 幹	塩谷 良翰
	馬杉 義質	馬杉 義質	馬杉 義質	塩谷 良翰	岩崎 道行		園田 忠苗	園田 忠苗	田中 光儀
	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮	北村 知禮
	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	増淵 正脩	*増淵 正脩
	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満	谷 信満
		石井 延俊	石井 延俊	石井 延俊	橋本 重賢	河口 定義	南部 信近		南部 信近
		家永 恭種	家永 恭種	家永 恭種	石渡 幹	石渡 幹	新海 祚胤		石井 延俊
	加藤 静侯	加藤 静侯	南部 信近	南部 信近	根本 茂樹	根本 茂樹	齊藤 淡	齊藤 淡	兵動 嘉知
	古谷 敏節	古谷 敏節	兵動 嘉知	兵動 嘉知	真鍋 知足	真鍋 知足	小橋 元雄	小橋 元雄	橋本 清廉
権大佑	斎藤 延世	斎藤 延世	橋本 清廉	橋本 清廉	伊藤 勅典	伊藤 勅典	大久保親彦	大久保親彦	渡辺 弘篤
	加藤 祖一	加藤 祖一	加藤 祖一	渡辺 弘篤	稲垣 勝道	稲垣 勝道	稲田 勝道	稲垣 勝道	高石 和道
		岡村 義昌	加藤 静侯	高石 和道	井上 知時	岸本 且矩	岸本 且矩	岸本 且矩	熊谷 直光
		高田 陣近	斎藤 延世	喜悦 氏房	大木 良房	大木 良房	三宅 正性	三宅 正性	喜悦 氏房
		石渡 幹	石渡 幹	熊谷 直光	加藤 祖一		河口 定義	河口 定義	家永 恭種
		滝田 正喬	熊谷 直光	加藤 静侯	滝田 正喬	滝田 正喬	滝田 正喬	滝田 正喬	加藤 静侯
	高梨 義温	高梨 義温	真鍋 知足	斎藤 延世	大塚 重遠	大塚 重遠	大塚 重遠	大塚 重遠	斎藤 延世
	丹羽 正大	丹羽 正大	丹羽 正大	加藤 祖一	丹羽 正大	丹羽 正大	丹羽 正大	丹羽 正大	丹羽 正大
	大塚 重遠	大塚 重遠	大塚 重遠	石渡 幹	竹内 正義	竹内 正義	力石 重遠	力石 重遠	石渡 幹
	熊谷 直光	熊谷 直光	滝田 正喬	真鍋 知足	島 忠之	*島 忠之	佐伯 惟馨	佐伯 惟馨	加藤 祖一
少 佑	山下 正辰	佐藤 忠寄	岡村 義昌	丹羽 正大	五月目由澄	五月女由澄	吉田 恭重	吉田 恭重	真鍋 知足
	大木 良房	大木 良房	大木 良房	岡村 義昌	尾高 淳忠	尾高 淳忠	尾高 淳忠	尾高 淳忠	岡村 義昌
	伊藤 重保	伊藤 重保	伊藤 重信	永山 盛輝	桃井 直徳	桃井 直徳	桃井 直徳	桃井 直徳	永山 盛輝
	伊藤 勅典	伊藤 勅典	伊藤 勅典	滝田 正喬			大槻 吉直	大槻 吉直	滝田 正喬
	前田 忠造	前田 忠造	高田 陳近	大塚 重遠				竹田 信順	*大塚 重遠

注) 各年月刊行の『職員録』(国立公文書館所蔵)により作成した。

① 司法制度史に関する研究史の整理については、とくに菊山正明(二〇〇三)、三阪佳弘(二〇〇三)、林真貴子(二〇〇三)などを参照。

② 近年に至る江藤新平の研究史については、星原大輔「江藤新平研究史」、早稲田大学日本地域文化研究所編『肥前の歴史と文化(日本地域文化ライブラリー5)』行人社、二〇一〇年、一一九頁以下、が有益である。

③ この点について、たとえば石井良助(一九五四)は、「民事裁判に関してはべつの系列があった。それは会計事務科より会計事務局・会計官をへて民部官・民部省へという系列である。もともと会計事務科で民事訴訟を裁判したか否かは不明であるが、会計官で取扱ったことのあることは、一八六八年(明治元年)十二月に、諸府県で百姓の訴訟を取捌きたいとき、行政官へ直訴する向もあるが、以後会計官・租税司へあて差出すべき旨定められていることより察せられる」(二二頁以下)という。また、菊山正明(一九九三)は次のように述べている。「民事裁判については、規定がないためどの機関の所管に属したか明らかではないが、明治元年一二月、諸府県において百姓の訴訟で取り捌き難い事件は、会計官租税司に差し出すことになっているので、会計官の前身である会計事務科・会計事務局が民事裁判を担当する機関とされていたと推定される」(五六頁注七)。

④ たとえば蕪山巖(一九九二)は、おもに江藤新平の司法観、司法職務定制、治罪法下の裁判所構成などを分析する。

⑤ なお、当該時期の聴訟事務に関する先行研究のなかで、本稿に直接関連するものとしては、藤原明久(一九八六)がとくに重要である。同論文は本稿と分析対象を異にするものの、史料的にも分析内容においても重複する部分は多く、実に多くのことを学ばせていただいた。

⑥ 同様の視点を具体化したものとして、橋本誠一(二〇〇五)がある。

⑦ 訴訟手続の構造を『時間軸』と『職階・機関』という二つの次元において考察するとき、近世の手続構造は、時間の経過とともに複数の職階または機関を担い手として——いわば上下運動を複雑に繰り返しながら——集合的に遂行されるという特徴を有している。幕府の場合でいえば、町奉行所与力、町奉行、老中などが関与して一件の処理がなされる。本稿は、このような手続構造を説明の便宜のため『垂直的手続構造』と呼ぶこととする。訴訟当事者・村役人を主体とする内済手続なども、こうした垂直的手続

構造の一環と捉えることができる。これに対して、近代の手続構造は、時間の経過にもかかわらず、訴訟はつねに裁判官（裁判所）という一つの職階・機関において自己完結的に遂行される。そして、判決後の上訴によって初めて上級裁判所による審理手続に移行する。上訴後は、上級裁判所によって再び一つの裁判官（裁判所）によって自己完結的に遂行される。このような特徴を有する手続構造を『水平的手続構造』と呼ぶ。いうまでもなく、裁判官の「職権の独立」は、したがって「司法権の独立」は、水平的手続構造のもとでしか存在しえないものである。その意味で、水平的手続構造は近代に固有の手続構造といえる。このような説明概念をことさらに用いるのは、司法制度史における近世と近代の質的相違をより明確に示す必要があると考えているためである。

⑧ 太政官編纂／東京帝国大学蔵版『復古記』第一冊、内外書籍株式会社、一九三〇年、二頁。

⑨ 『復古記』第一冊、一一頁。

⑩ 『復古記』第一冊、一五頁以下。

⑪ 『法規分類大全』刑法門二・刑律一、一四頁。

⑫ なお、ここにいる諸侯会議による規則取極とは、全国に妥当する刑法典の制定を意味していたわけではなく、おもに京都町奉行所管轄（京都警備等八箇条にいう「山城、大和、近江、丹波四ヶ国、竝摂家、宮、門跡、堂上方御家領、其他寺社領、大名領分ニ関係致シ候公事出入、京都町奉行所ニテ取扱来ル廉々」）に関する規則の制定を意図していた。

⑬ 『法令全書』慶応三年、整理番号【一九】。以下、出典が法令全書である場合は、繁を避けるため、とくに注記しない。

⑭ 『太政類典』一編六八巻、件名番号【四〇】。なお、元東町奉行所の所在地は京都市中京区西ノ京職司町（神泉苑西隣）。

⑮ それゆえ、三職分課制をもって『刑法事務科』及び『内国事務科』が刑事裁判及び民事裁判をそれぞれ所管し（た）（園尾二〇〇九）五一頁）というのは、若干不正確である。

⑯ 『太政類典』一編一八巻【二】。資料の内容からみて、文書が作成されたのは一月一九日以前のことと思われる。

⑰ 慶応四年一月一七日、三岡公正、小原忠寛の二人が会計事務掛に任命された（アジア歴史資料センター Ref. A0905446700『職員録・慶応三年〜明治元年・官職通鑑巻一』）。

(18) 慶応四年一月一七日、内国事務掛参与に任命されたのは、辻維岳、大久保利通、田宮篤輝、廣澤真臣、中根師質、神山郡廉の六名（アジア歴史資料センターRef. A0905446700『職員録・慶応三年～明治元年・官職通鑑巻1』）。

(19) 『太政類典』一編一八巻【1】。

(20) 『太政類典』一編一八巻【2】には、「此伺書及ヒ草案其施行セシヤ否ヲ詳ニセス且日ヲ失ス姑ク附記シテ参考ニ供ス」との追記がある。

(21) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一三巻（自元治元年至明治四年）、資料番号【四〇七】、岩波書店、一九八七年、一六六頁。なお、引用にあたって、条文番号を付した。

(22) 翌月になると、さっそく「洛中洛外」から「洛中洛外山城国」に範囲が拡大している。たとえば、

訴訟を初総而当御役所江差出候願書之義、向後下半紙帳ニ而写相添、都合式通可差出事
右之通洛、中洛外、山城国、中寺社共不洩様可相触者也

辰二月

（前掲『京都町触集成』一三巻、【四五六】）。

(23) 弁事は総裁局に属し、総裁（定員一人）、副総裁（二人）、輔弼（二人）、顧問（無定員）の下に位置し、定員は四人であった。その任用資格は、参与職・公卿・諸侯・徴士であった（内閣記録局『明治職官沿革表』第一、内閣記録局、一八八六年、二頁）。

なお、慶応四年二月二八日「諸願伺届等太政官代弁事役所ニ進致セシム」を参照。

(24) 「投訴願ヲ京都三條橋ニ置キ。弁事之ヲ管ス。相踵テ各所ニ増置シ。終ニ府藩県ニ及フ。」（アジア歴史資料センターRef. A0401711400『大政紀要』下編・第七一巻）。

(25) 京都裁判所は、慶応四年二月三日、従前の「市中取締役所」（慶応三年二月一四日、元京都東町奉行所に設置）を改称したものである（『太政類典』一編六二巻【六】、なお、『復古記』は二月一九日とする（『復古記』第二冊、四一六頁））。そして、慶応四年閏四月二九日、京都裁判所は京都府となった（『太政類典』一編六二巻【七】）。

- (26) この場合、刑法事務局の権限とどのように関係したのかは不明である。
- (27) 内国事務局判事は、督・輔を補佐する、局内第四位の役職で、定員四名であった（前掲『明治職官沿革表』二頁）。
- (28) 前掲『京都町触集成』二三巻、【五一二】。
- (29) 元京都西町奉行所のこと。所在地は千本通二条城西側（中京区西ノ京北聖町）。
- (30) 『太政類典』一編一八巻【八】、一編二三巻【三〇】。
- (31) なお、『太政類典』一編一七巻【二】「太政官中民部官ヲ置ク」は「元年二月廿二日内国事務局中ニ民政役所ヲ設ケ」としているが、これは日付記載の誤りと思われる。
- (32) なお、『大政紀要』は、「閏四月。官制ヲ更メ。刑法事務局ヲ以テ。刑法官ト為シ。鞠獄司ヲ置キ。以テ聴訟断獄ヲ専当ス。」（『大政紀要』下巻・第七一卷）と記しているが、断獄だけでなく聴訟まで担当したとは考えられない。誤記ではないだろうか。
- (33) 『太政類典』一編一八巻【七】「元町奉行西役所ヲ民政役所ト称ス」中の追記による。
- (34) 『明治職官沿革表』は「税銀民政二司ハ終ニ開局ノ事ナシ」（前掲『明治職官沿革表』五頁）という。
- (35) アジア歴史資料センターRef.A09054270800『職員録・明治二年二月・官員録改』。
- (36) 『太政類典』一編一八巻【九】。
- (37) 『太政類典』一編一九巻【三】、国立公文書館所蔵『職務進退・職務進退録二』[請求番号]本館2A-031-09・職00102100、マイクロフィルム・リール番号001000、開始コマ0971。
- (38) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八一】。
- (39) 慶応四年九月八日（グレゴリオ暦一八六八年一〇月三日）、慶応から明治への改元が行われた。
- (40) アジア歴史資料センターRef.A05020335400『行在所并大総督府諸道鎮撫使諸往復留』【七五】。
- (41) 植村梅之助は旗本で、美濃・武蔵・上野・上総国に所領を有する。禄高一五〇〇石。元治元年（一八六四）書院番より小納戸へ、慶応三年（一八六七）勤仕並寄合より銃隊差図役頭取、慶応四年（一八六八）銃隊頭並を歴任した（小川恭一編著『寛政譜以降旗

『本家百科事典・第一巻』東洋書林、一九九七年、七三二—二七三C。

(42) 前田新八郎は旗本と思われるが、詳細は不明である。

(43) 維新政府に宛てて提出される願書類を京都府が受理するという手続がいつから始まったのかは不明である。なお、明治元年一月二日から会計官と京都府が合一したこと、これ以後、「会計官へ差出候願書類同京都府江被差出可申事」とされたことはすでに知られている(『京都町触集成』一三巻、【六六四】)。

(44) この処理手続において要となるのが弁事である。弁事の職掌に関しては、明治元年(一八六八)一〇月二九日、「弁事分課」——各弁事の分担する掛として「諸侯」、「府県」などを設けるというものが定められ、「以後五官并府県ヨリ相伺候諸事件必其引受ノ弁事へ可差出」ことが命じられた(明治元年一〇月二九日「弁事分課ヲ定ム」)。なお、注(24)参照。

(45) その途次、同年二月(日欠)、旧伊豆葦山代官江川英武は、大総督府より支配地・石高・人別帳などを携参すべき旨の命を受けている(国立公文書館所蔵内閣文庫『静岡県史料』四・県治紀事本末・伊豆国部之部)。

(46) 『復古記』第三冊、七六九頁。さらに、同年閏四月二日、大総督府は、江戸鎮撫万端取締を田安慶頼(中納言)、大久保忠寛(一翁)、勝義那(安房)に委任した(『復古記』第四冊、一八五頁)。

(47) したがって、この時期、場合によっては、管轄違いを理由に京都での訴状受理が拒否されることもあった。たとえば、明治元年一〇月三日「遠州掛川領并横須賀領百姓歎訴裁判ニ付鎮将府へ出頭ノ儀右訴訟人へ達方京都府へ照会」(アジア歴史資料センターRef.A05020335400『行在所并大総督府諸道鎮撫使諸往復留』【一六五】)はその一例である(【表一】の番号四)。本件は、遠州浜松藩・掛川藩の領民が京都の朝廷に訴え出たもので、訴訟の不受理と鎮将府への訴状回付が指示された。

(48) なお、表一に明らかのように、明治二年以後も、京都の太政官代(後に留守官)が一定の裁判事務を自律的に行っていたようである(なお、難決事件は東京に廻付されていた)。この点に関する分析は今後の課題とせざるをえない。なお、小林文広『明治維新と京都——公家社会の解体』臨川書店、一九九八年、参照。

(49) 『復古記』第五冊、一三八頁。江戸府の陣容は以下の通りであった。江戸府知事鳥丸光徳(五月一四日任命)、判事清岡公張(五

月二一日任命)、土肥實匡(同上)、土方久元(同上)、西尾為忠(五月二二日任命)、小原忠寛(五月二一日任命)(アジア歴史資料センターRef. A0905446700『職員録・慶応三年〜明治元年・官職通鑑巻一』)。なお、『官職通鑑巻一』には六月一七日廃止と記載されている。ただ、実際に江戸府が設置されたという確証はない(『法令全書(明治元年)』【三八七】)。

(50) 江戸鎮台の陣容は以下の通り。大総督有栖川宮熾仁親王(五月一九日摂知、六月五日就任)、輔橋本實梁(五月一九日任命)、大原重實(同上)、烏丸光徳(六月一七日任命)、西四辻公業(五月二四日任命)、判事新田義雄(五月二〇日任命)、土方久元(六月一七日任命)、清岡公張(同上)、西尾為忠(六月九日任命)(アジア歴史資料センターRef. A0905446700『職員録・慶応三年〜明治元年・官職通鑑巻一』)

(51) そして、五月二〇日までに「寺社町勘定三奉行所并諸記録類」をすべて鎮台に引き渡すことが命ぜられた(東京都公文書館所蔵『鎮台府一件・壹』)。

(52) 「南北市政裁判所ヲ江戸ニ置キ。府下ノ訟獄ヲ聴断ス」(『大政紀要』下巻・第七一卷)とあることから、市政裁判所は南北に二つ置かれていたようである。

(53) たとえば、慶応四年五月二二日「江戸鎮台被差置町奉行所被廃市政裁判所ニ於テ事務取扱候儀等口達(組々世話掛名主共宛)」(東京都公文書館所蔵『府治類纂(戊辰・庶務之部)』)は、「今般江戸鎮台被差置候ニ付町奉行ハ被廃候ヘトモ市政裁判所ヘ相詰候役々ノ儀ハ是迄ノ与力同心并支配向当分ノ内徳川家臣ノ俣ニテ事務取扱可申旨被仰出候間右ノ趣組々番外迄不洩様可申通事」という。

(54) 『法令類纂』(一)六七上(巻)一章【一】。

(55) 東京都公文書館所蔵『府治類纂(戊辰・庶務之部)』。

(56) 注(59)、(60)参照。なお、土方は市政担当(『鎮台府一件・三』)。

(57) 江藤新平は、慶応四年五月一二日、軍監をもって江戸府判事の兼帯を命ぜられた(『復古記』第五冊、一三八頁)。なお、民政兼会計宮繕を担当(『鎮台府一件・三』)。

(58) 北島千太郎は、慶応四年五月一日、江戸鎮台府加勢(輔助)に任命された(『復古記』第五冊、四七五頁)。なお、民政兼会計を担当(『鎮台府一件・三』)。

(59) 年番与力、当番与力などの職掌については、慶応四年五月(日欠)「勤向改革大概」(東京都公文書館所蔵『鎮台府一件・二』、同『府治類纂(戊辰・庶務之部)』)が参考になる。すなわち、

一 公用人勤向之儀ハ以来年番与力兼帯可致事

一 公用人取扱候御仕置モノ同書下調進達書読合等ハ吟味方与力之内兩人兼帯可申事

但用部屋手附同心ハ右掛之手附ニ可致事

一 目安方取扱候用向目安裏判札等者吟味方兼可申事

一同取扱之内白洲訴状読并公事訴訟帳取扱ハ当番物書同心之内ニ而兼帯可致事

一 白洲呼込もの之儀ハ以来都而当年寄同心可相勤事

但検使等ニ而差支候節ハ同心世話役相勤可申事

一 白洲之節当番与力侍座同心蹲踞之儀ハ是迄之通可相勤事

一 廣間役ハ三人撰挙可致事

一 祐筆取扱候御用ハ筆記役之もの三人撰挙可致事

一 目安方取扱公事訴訟差日其外取扱ハ書記役ニ而可勤事

一 今般之御改正ニ付年番方之名目相廃以来御入用筋取扱会計掛之もの三人撰挙可致事

一 年番方ハ改正掛と唱替是迄之市中改正掛打込可相勤事

但会計方ハ別局可致事

一 欠所物方三人撰挙可致事

一 白洲高張提灯玄関台提灯等ハ市政南北裁判所ト記其外提灯類ハ是迄通ニ候事

一五月廿二日ヨリ言上帳其外改正ノ事

以上

(60) 東京都公文書館所蔵『鎮台府一件・三』、アジア歴史資料センターRef.A0502036400『民部官書記録・自明治元年至同三年』。

(61) この評定所がどのような事件を、どのような手続で処理していたのかはまったく不明である。今後の課題としたい。

(62) 『復古記』第六冊、七五九頁。

(63) アジア歴史資料センターRef.A09054289900『職員録・明治元年七月・東京官員録全改』。

(64) なお、会計局は江戸鎮台府管下の旧民政裁判所を改称したものである。すなわち、慶応四年八月八日鎮将府布告「今般改江戸称東京是迄之江戸城へ鎮将府ヲ被置民政裁判所ヲ会計局ト被改候間此段相達候事」。また、同じく市政裁判所の機能は、東京府によって引き継がれた。

(65) 坂本三郎は旧幕臣。「慶応二年武鑑」に「勘定」との記載がある（小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第六卷、東洋書林、一九九八年、二二五七—二二一〇C）。「慶応三年有司武鑑」「慶応四年有司武鑑」に「評定所御留役」の記載がある（渡辺一郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、柏書房、一九六七年、七三九、七九〇頁）。

(66) 柴田桂次郎は旧幕臣。「慶応三年有司武鑑」に「評定所御留役」の記載がある（『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七三九頁）。なお、慶応三年四月二六日勘定評定所留役より代官に任ぜられたと記載されている「柴田啓次郎」（『寛政譜以降旗本家百科事典』第六卷、一三四三—新二一〇C）は柴田桂次郎と同一人物か。

(67) 山本環一は旧幕臣。「慶応四年慶応武鑑」「慶応四年大成武鑑」に「評定所留役勘定」との記載がある（深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六卷（慶応三年—明治元年）』東洋書林、一九九九年、二七三、三六一頁）。

(68) 北村鉄太郎は旧幕臣。「慶応二年武鑑」に「評定所留役勘定」との記載がある（『寛政譜以降旗本家百科事典』第六卷、一六六〇—六一一A）。「慶応三年有司武鑑」に「評定所御留役」の記載がある（『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七三九頁）。

(69) 増淵録三郎は旧幕臣。「慶応三年有司武鑑」に「評定所御留役」の記載がある（『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七三九頁）。

さらに「慶応四年慶応武鑑」「慶応四年有司武鑑」に「評定所留役勘定」との記載がある(『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六巻(慶応三年)明治元年』二七三頁、『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七九〇頁)。

(70) 中村晋平は旧幕臣。「慶応四年有司武鑑」に「評定所御留役」との記載がある(『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七九〇頁)。

(71) 犬塚三四郎は旧幕臣。「慶応四年慶応武鑑」「慶応四年大成武鑑」「慶応四年有司武鑑」に「評定所留役勘定」との記載がある

(『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六巻(慶応三年)明治元年』二七三、三二二頁、『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七九〇頁)。

(72) 法務図書館所蔵『諸達并掛合往復』。

(73) 評定所留役與頭准五等官坂本三郎(明治元年一〇月二日「会計局附属役々人数」、アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』)。鎮将府廃止後は会計官権判事に改任(出雲寺萬次郎版「公武有司集覧」、深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六巻(慶応三年)明治元年』東洋書林、一九九九年、四三八頁以下)。

(74) 鎮将府会計局判官事江藤新平(明治元年一〇月二日「(鎮将府)会計局附属役々人数」、アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』)。鎮将府廃止後は会計官判事に改任(『太政類典』一編一八巻【二三】)。

(75) 鎮将府会計局判官事北島時之助(明治元年一〇月二日「(鎮将府)会計局附属役々人数」、アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』)。鎮将府廃止後は会計官判事に改任(『太政類典』一編一八巻【二三】)。

(76) 鎮将府会計局判官事島團右衛門(明治元年一〇月二日「(鎮将府)会計局附属役々人数」、アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』)。鎮将府廃止後は会計官判事に改任(『太政類典』一編一八巻【二三】)。

(77) 確かに、明治元年一〇月頃になると、評定所留役の人数は、当初の留役組頭一名と留役勘定一〇名の合計一一名から、組頭一名、留役勘定五名、合計六名にまで減少していた(アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』)。

(78) ただ、鎮将府廃止にともない、評定所の事務は刑法官に移管された。明治元年(一八六八)一〇月一八日「鎮将府会計局所管旧幕府元評定所事務ヲ刑法官ニ附ス」(『太政類典』一編二〇巻【三三】)。刑法官移管後、旧幕府評定所がどのように機能したのかは不明である。

(79) 『太政類典』一編一八卷【二三】。

(80) 『諸達并掛合往復』。

(81) 池辺五位とは池辺節松藤左衛門のこと。池辺は福岡県土族（元柳川）。慶応四年（一八六八）三月徴士会計事務局権判事、同年閏四月会計官判事、叙従五位下。翌二年（一八六九）三月依願免職、位階返上（日本史籍協会編『百官履歴・二』北京社、一九九七年、三二八頁以下、アジア歴史資料センターRef.A09054270700『職員録・明治元年十二月・官員録改』）。

(82) 長谷川二右衛門は、当時、会計官判事（アジア歴史資料センターRef.A09054270700『職員録・明治元年十二月・官員録改』）。なお、明治元年（一八六八）一〇月二〇日、長谷川は鎮将府判事から会計官判事に改任となった（明治元年一〇月一八日「鎮将府ヲ廃スルニヨリ会計局ヲ改メテ会計官出張所ト為ス」（会計局へ達）『太政類典』一編一八卷【二三】）。

(83) 江藤新平（一八三四〜一八七四）。肥前佐賀藩士。慶応四年（一八六八）閏四月徴士、同年五月軍監と江戸府判事を兼帯、叙従五位下、同年六月江戸鎮台府判事に改めて任命、明治元年（一八六八）一〇月、鎮将府判事から会計官判事に改任、東京府判事兼務。翌二年（一八六九）五月職務被免・位階返上、同年一月中旬弁に任命（前掲『百官履歴・一』八八頁以下、奈良本辰也監修『幕末維新人名事典』学芸書林、一九七八年、九三頁以下）。

(84) 島園右衛門義勇。元佐賀藩士。慶応四年（一八六八）五月軍監、江戸鎮台府判事加勢に任命、同年六月改めて江戸鎮台府権判事に任命、明治元年（一八六八）一〇月会計官判事、従五位下。翌二年（一八六九）府県御用掛に任命（前掲『百官履歴・一』三七七頁、明治元年一〇月一八日「鎮将府ヲ廃スルニヨリ会計局ヲ改メテ会計官出張所ト為ス」（会計局へ達）『太政類典』一編一八卷【二三】）。

(85) 中嶋五位については詳細不明。

(86) ちなみに、明治二年の一年間で、会計官を引き継いで民部官（省）が取り扱った事件数は公事出入二〇九件、吟味物四七件であった（『諸達并掛合往復』）。【図一】参照。

(87) 『諸達并掛合往復』。

(88) 柴田桂次郎については注(66)、山本還一については注(67)を参照。

(89) 『諸達并掛合往復』。

(90) 明治元年二月現在、調役は九名であった(出雲寺萬次郎版「公武有司集覧」(深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六巻(慶応三年〜明治元年)』東洋書林、一九九九年、四三八頁以下)。なお、「公武有司集覧」は明治元年刊行とされるので、正確な刊行月日は不明である。しかし、そこに記載されている職員名から推して(たとえば、同年二月四日東京府知事兼務を命じられた参与大木民平喬任の名がすでに記載されている)、明治元年二月以降に刊行されたと考えてよい。

(91) アジア歴史資料センターRef.A05020335800『書記類』【二四三】「府県添書ノ直訴訟会計官租税司へ差出方達」。なお、『太政類典』一編一八巻【三七】には日が欠けている。

(92) 当時の租税司の人的構成は以下の通りである。①東京在勤者として氏名が判明するのは、【租税司知事】吉川栄左衛門、【租税司判事】林又七の二名である。他方、②京都在勤者は、【租税司知事】内海多次郎利貞(慶応四年六月任命、翌明治二年三月東京下向、同年五月職務被免)、【租税司判事】南部綱蔵、加藤佐四郎、曾根興一之助の四名であった(アジア歴史資料センターRef.A09054270700『職員録・明治元年十一月・官員録改』)。

(93) 『太政類典草稿』一編二〇六巻【五】。

(94) 『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六巻(慶応三年〜明治元年)』四三八頁以下。

(95) 注(66)、(67)、(68)、(69)、(71)参照。

(96) 『諸達并掛合往復』。

(97) アジア歴史資料センターRef.A09054270800『職員録・明治二年二月・官員録改』。

(98) 前述のように、この民政司こそ、政体書で設置するとされていたにもかかわらず、その後長らく設置されていなかった民政司であると思われる。ただ、現時点では、職員録以外に民政司の存在を裏付ける資料は存在しない。引き続き検証が必要である。

(99) 柳栄之進は、かつて鎮将府会計局評定所書物方支配勘定に在職していた(『諸達并掛合往復』)。

(100) アジア歴史資料センターRef.A09054271000『職員録・明治二年三月・官員録改新』。

(101) 加藤祖一郎については、熊井保編『改訂新版・江戸幕臣人名事典』新人物往来社、一九九七年、三三五頁、以下の記載がある。

□歳二十□ 高百俵三人扶持 本国三河 生国武蔵 養祖父加藤吉蔵死元御勘定 養父加藤治右衛門死元」 実祖父中

島貞蔵死元三丸明地御番 実父中島祖兵衛支配勘定付勘定所」 助

安政三辰年十一月二十八日養父家督被下置如養父時小普請人 文久元酉年十」 九日御仕置物評議書類集認方御用出役被仰

付 同三年十二月二十四日支配勘定出役被仰候

また、「慶応三年有司武鑑」に「評定所御留役」の記載がある。また、「慶応四年慶応武鑑」「慶応四年大成武鑑」「慶応四年有司武鑑」に「評定所留役勘定」の記載がある（『江戸幕府役職武鑑編年集成・第三六卷（慶応三年～明治元年）』二七三、三六二頁、『徳川幕府大名旗本役職武鑑』四、七四〇、七九〇頁）。

(102) アジア歴史資料センターRef.A09054271300『職員録・明治二年四月・官員録全改新』、アジア歴史資料センターRef.A09054271700『職員録・明治二年五月・官員録改（十）』。

(103) 訴訟所調役は目安箱も所管していた。たとえば、明治二年五月（日欠）「〔民部官〕訴状函建設及開緘日伺」（アジア歴史資料センターRef.A0502036800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』）は、「訴訟調役」が提出したものである。

(104) 播磨国三日月藩一万五〇〇〇石森家第九代当主、森俊滋（一八三三～一八七九）。前掲『三百藩藩主人名事典』第三卷、四九三頁以下。

(105) 「府藩県交渉訴訟ハ管庁ヨリ太政官ヘ伺出シム」（『太政類典』一編一八八巻【二二】）。

(106) 他方、東京府と神奈川県の間では、慶応四年（一八六八）七月以降、神奈川県（当時は神奈川裁判所）で取り扱う公事出入吟味もので東京府民に引合がある場合には、神奈川県（当時は神奈川裁判所）から直接当該府民に差紙が送られることとされた（東京都公文書館所蔵『鎮台府一件・三二』）。

(107) 江川太郎左衛門英武。江川英龍（坦庵）の子。旧幕時代は韭山代官（在職期間文久二年二月～慶応三年二月）、家禄一五〇

儀(西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』岩田書院、二〇〇一年、九八頁)。維新後は韭山県知事を務める。

⁽¹⁰⁸⁾ 法務図書館所蔵『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』。

⁽¹⁰⁹⁾ 『諸達并掛合往復』、『太政類典』一編二〇〇巻【三】。

⁽¹¹⁰⁾ 明治二年四月一〇日民部官規則(太政官達)でも、とくに明示されていない。

⁽¹¹¹⁾ 『太政類典』一編一八巻【五九】。

⁽¹¹²⁾ さらに、同年五月一八日付で旅人宿行事山城屋弥一(東京馬喰式丁目)外四名が民部官訴訟所宛に差し出した請証文(『諸達并掛合往復』)によって、遅くとも同年五月中旬までに民部官内に訴訟所が設置されたことが分かる。

⁽¹¹³⁾ 国立公文書館所蔵『職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書 転免病死ノ部』、『請求番号』本館2A-031-09・職20148100【〇五〇】。

玉乃世履(一八二五〜一八八六)は、岩国藩士。幼時より藩儒玉乃九華、二宮錦水に師事し神童といわれた。のち藩命で京都に遊学、梁川星巖、斉藤拙堂らについて学ぶ。一時父桂修助が脱藩して絶家となったが、その後才を認められ、師九華の養嗣子となった。以来、藩主の近習役から藩校養老館の訓導、教授に進み、自らも私塾を開校した。西洋兵字にも優れ、農兵を編制して洋式訓練を施した。明治以降は徴士となって諸官を歴任。大審院長、司法大輔高等法院裁判長を務めた。日本史籍協会編『百官履歴・二』北泉社、一九九七年、二二八頁以下、『幕末維新人名事典』四二二頁、吉岡達生(二〇〇二)、参照。

⁽¹¹⁴⁾ 聴訟司は、六月四日の民部官職制の制定に先行して設置されていたようである。同年五月二五日、聴訟司は「民部官聴訟司」の印章彫刻を願ひ出て、後日許可されている(アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【三二】)。このほかにも聴訟司は、五月二五日以後活発な活動を展開している。そうしたことから推して、聴訟司の設置時期はおおよそ五月下旬であったと考えてよいだろう。

⁽¹¹⁵⁾ 岩倉具視らが、版籍奉還後の国家組織を不完全ながらも「郡県制」とみなし、その「大成」を目的としていたことについては、原口清「廢藩置縣政治過程の一考察」(名城大学商学部『名城商学』第二九巻別冊、一九八〇年、のち『日本近代国家の成立・原口清著作集四』岩田書院、二〇〇八年、に採録)を参照。

(116) ただ、法官官について同様の變化を——少なくとも法令上は——認めることはできない。

(117) 民事事件に関する裁判は「永世ノ御制法御確定」までは旧法によると定めたのは、これが初めてではないかと思われる。

(118) 裁判規範の具体的内容を「旧法」と指示しているのは府県のみであることに注意する必要がある。裁判規範の内容に関しては、維新政府は藩の裁判権に介入していない。つまり、この時期、裁判規範としていかなる法源を用いるかは藩の自律的判断にゆだねられていたのである。

(119) 『太政類典』一編一七卷【四一】「民部省大蔵省ト分離スルニ因リ更ニ諸司ノ管轄ヲ定ム」中の補足記事から引用。

(120) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四六】。

(121) 前掲『明治職官沿革表』二二頁。

(122) 職員令は少丞の職掌を「掌糾判省事」と定める。

(123) 本来であれば、民部大丞が白洲に出座すべきものと思われる。ただ、日常的には少丞が代席（大丞の代理出席）を務めていたのではないか。この時期の白洲については、改めて後述する。

(124) 職員令は大録・少録の職掌を「掌勘署文案。検出替失。」と定める。

(125) ただ、大録・少録はともに判任官で、それぞれ正七位と従七位である。他方、聴訟掛に属する大佑も同様に正七位の判任官である（少佑は正八位）。職階的には上下関係にない。

(126) 他方、大蔵省は、造幣寮、出納司、用度司の一寮二司を所管した（前掲『明治職官沿革表』二二頁）。

(127) これにともない、民部卿松平慶永は大蔵卿に、民部大輔大隈八太郎は大蔵大輔にそれぞれ就任し、大蔵少輔伊藤俊介は民部少輔を兼任することとなった（『太政類典』一編一七卷【一八】）。

(128) アジア歴史資料センターRef.A05020336200『民部省雜書類』【二七】。

(129) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八五】。

(130) 少丞は従五位の奏任官で民部省では序列六番目の地位である。これに対し大佑は正七位の判任官、少佑は正八位の判任官である。

前掲『明治職官沿革表』二二頁。

(31) アジア歴史資料センターRef.A0502036800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八七】、東京都公文書館所蔵『府治類纂(戊辰・己巳)・聴訟』。

(32) 監督司とは、本来、「会計出納ノ當否ヲ監督スルヲ専務ト為ス」部局で、それが「権限漸次ニ拡張シテ大ニ民政ニ関渉スルニ至ル因テ更ニ民部省ニ隸屬シテ以テ民政会計ノ二事ヲ監督」することになったという(『太政類典』一編一七卷【一七】)。なお、民藏合併後の両省所管寮司の序次は以下の通りである。造幣寮、監督司、租税司、出納司、土木司、用度司、駅通司、鉾山司(『太政類典』一編一七卷【一九】)。つまり、監督司は司の中でもっとも席次の高い重要部局であった。

(33) 明治三年七月一七日「民部省大蔵省ト分離スルニ因リ更ニ諸司ノ管轄ヲ定ム(太政官)達」『太政類典』一編一七卷【四一】。

(34) 『太政類典』一編一七卷【四二】。

(35) その後、明治四年六月の職員録では庶務司が消え、再び監督司が登場する(アジア歴史資料センターRef.A09054276400『職員録・明治四年六月・職員録改』)。ただ、その直後、再び庶務司が復活し、そのまま民部省の廃止を迎えた(明治四年七月二四日「民部省中庶務司ヲ廃ス」、『太政類典』一編一七卷【六五】)。

(36) 明治四年七月九日太政官布告「司法省職制」。

(37) 明治四年七月二七日沙汰「民部省事務土木司ヲ除クノ外大蔵省ニ管理セシム(大蔵省宛)」。

(38) たとえば、囚獄事務に関する史料として「刑法囚獄決議(壬申分)」が国立公文書館所蔵『大蔵省記録抜萃・八』に収められている。今後もし引き続き、大蔵省文書中における聴訟断獄事務関係史料の調査を進めていく必要がある。

(39) ここにいう多羅尾織之助とは多羅尾主税光弼(代官在職期間慶応三年六月〜同年十二月)のことと思われる。光弼の先代が多羅尾織之助純門(代官在職期間天保八年六月〜慶応三年六月)である。前掲『江戸幕府代官履歴辞典』三四九頁以下、参照。

(40) 『太政類典』一編一八八卷【二二】。

(41) 旧幕時代に、本寺(本山)と末寺の階級制度を設け、本寺を核とした宗派組織が作られた。

⑭ 「触頭」は、旧幕時代、幕府や藩からの伝達を触下へ通達し、触下からの訴訟を寺社奉行や本寺・本所へ取り次ぐ役目を負うために設置された。触下間の利益調整や統制なども行った。

⑮ その例外として、伊勢神宮の内宮・外宮、出雲大社、勅祭神社（天皇が例祭などに勅使を派遣し、奉幣を行った神社）二〇余社については、神祇官が直接支配する。

⑯ 『太政類典』一編一二三卷【五】。

⑰ 『太政類典』一編一二三卷【六】。

⑱ 神祇官は、慶応四年一月一七日、神祇事務総督、神祇事務掛の設置（『法規分類大全』官職門・第七・官制、一頁）をもって嚆矢とする。同年二月三日、三職八局職制のもとで神祇事務局となり、同年閏四月二日には政体書の制定により神祇官が設置された（神祇官の長官として知官事一人が置かれた）。その後、明治四年八月八日、神祇省に改組された。

⑲ ただ、神祇官がいつから神社に關係する訴訟を処理していたのかは不明である。今後の課題としたい。また寺院に関する訴訟についても不明の点が多い。

⑳ 『太政類典』一編一八八卷【二三】。

㉑ 『太政類典』一編一八八卷【二四】。

㉒ この史料は、すでに藤原明久（一九八六）によって綿密に分析されている。

㉓ 『民部官書記録』は、一九八一年度に警察庁から国立公文書館に移管された「民部官・民部省・神祇省記録」の一部である。「民部官・民部省・神祇省記録」は、太政官時代の達、通知、伺、照会、回答等の公文書綴りである大総督府書記類（明治元—三年）、民部官書記類（明治元—四年）、神祇省記録（明治二年、庶務・建白・伊勢神宮關係等）などを収録している。これらの資料は、アジア歴史資料センターのデジタル画像で閲覧することができる。

㉔ その一方で、民部官は法的紛争の減少を図ろうとしていた。たとえば、明治二年六月一〇日、民部官知事は、以下の諮問を発している（宛先不明）。「天下之爭訟十ノ半者土地境界ニアリ大ニシテハ隣國ト爭ヲナシ小ニシテハ田畑持分ヲ論スモトヨリ不得止情

実モアルヘケレトモ常ニ精誠可成之配慮ヲメクラシ各田地持分之境界ヲ明白ニシテ争訟之減少ヲ務ムヘシ於其法如何」(東京都公文書館所蔵『府治類纂(戊辰・己巳)・聴訟』)。

(135) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【三三】。

(136) 民部官本局には知官事(一等官)、副知官事(二等官)、判官事(三等官)、権判官事(四等官)がいる。前掲『明治職官沿革表』一七頁以下。

(137) このような送達方法が確立すれば、江戸時代のように奉行所の命を受けた公事宿が飛脚を立てて差紙を送達するという仕組みは不要になるだろう。

(138) この「聴訟司改正事件」と題する聴訟規則は、民部官本局の下位に位置する聴訟司(知司事―判司事―権判司事)が民事事件処理の中核を担っていることを示している。しかし、繰り返し言及しているように、それから数ヶ月後に作成された明治二年七月二七日「白洲聴訟定則議案」は、民部省本局(とくに大少録)が主導する形で手続を再編成するものであった。

(139) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【三三】。

(140) 民部官聴訟司判事馬杉繫(一八三三―一八九九)。京都に生まれ、はじめ京都興正寺門の近侍を務めた。森田節斉に文を、梁川星巖、藤井竹外に詩を学び、頼山陽を深く尊敬していたため、彼らの激烈な尊王思想の影響を受け、松本奎堂、藤本鉄石ら尊攘志士と行動をとるが多かった。とくに天誅組の拳兵(一八六三)に際しては、多量の硝石を用いて弾薬を製造し、天誅組に与えた。これが発覚して投獄されたが、元治元年(一八六四)改元の大赦で出獄。維新以後は東京に出て、明治二年、神田に和漢学の私塾「溫和塾」を開いた。著書に『三器略伝』『俗日本外史』『英烈遺事』など。奈良本辰也監修『幕末維新人名事典』学芸書林、一九七八年、六三二頁。

(141) 民部官聴訟司判事丹安左衛門。

(142) 民部官聴訟司判事有村壮一。詳細は不明。なお、一八七七年(明治一〇)一二月に刊行された蘆騷(ルーソー)著／服部徳訳／田中弘義閲、『民約論』には有村壮一蔵版とある。

(16) 「出入型」の訴状形式をとり、特定の他人を相手取って、乱妨・変死・密通などを訴え出たものを指していると思われる。したがって、事案の内容によっては、出入でありながら刑事事件としての性格も帯びることがある。この点については、大平祐一「近世日本の訴状——訴願手続の考察に向けて——」『立命館法学』二七一―二七二合併号、二〇〇〇年、二〇六頁以下、参照。

(17) この規定によれば、聴訟司ではすべての事件について和解前置主義がとられていると解してよいのではないか。

(18) しかし、その後もこの指令の趣旨と異なる実務が行われていたようである。たとえば、明治二年五月、東京府市政裁判所は原告住所地役所として他県（信州松本）居住の被告を市政裁判所に呼び出し、審理を行った（藤原明久〔一九八六〕一〇三六頁）。規則概略はこうした裁判実務を否定する意味を有していたといえるだろう。

(19) この府藩県交渉事件に関する規則概略の規定に対応して、東京府は、明治二年六月、「他支配江相掛候出入取捌方規則」を定めた。それによれば、原告から出訴があった場合、原告方役所による「一通り糺」の後、同役所より相手方管轄府藩県へ訴状を送達する。同地で熟談が成立せず、原告方役所へ訴状が返送されると、原告による民部省への出訴という運びになる（この規則は、その後、明治三年六月「聴訟掛規則」、同年八月「聴訟局規定」に受け継がれた）。この点について、藤原は、東京府は「府藩県交渉事件をすべて民部官に移送するわけではなく」「支配違訴訟を解決しえないときに民部官の裁判に委ねるのであり、民部官を上級裁判所として位置づけている」（藤原明久〔一九八六〕一〇三一頁）、さらに、「被告管轄の府藩県が裁判権を行使する原則がここ（「聴訟局規定」―橋本）で明確にされた」（同右一〇三三頁）、「（民部省は）すべての『府藩県管轄交渉之訴訟』について裁判管轄権を掌握する基本方針をもっていたが、その実現は不可能であった。東京府の上掲諸規則が示すように、民部省は、府藩県間で解決しがたい訴訟の裁判をゆだねられた」（同右一〇三三頁）という。

(20) その後、明治三年（一八七〇）一月二八日、府藩県交渉訴訟准判規程（太政官布告）が制定され、これまで民部省が管轄していた府藩県交渉事件は、以後、相手方管轄府藩県において裁判されることとなった。藤原明久〔一九八六〕一〇三三頁以下、参照。

(21) 『諸達并掛合往復』。

(22) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A0502036800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四三】。

- (163) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四三】。
- (164) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四三】。
- (165) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四三】。
- (166) 当時の聴訟手続は、一般的に、目安札→初席→落着の三段階で構成されていた。具体的な例としては、福岡県「聴訟科條例」(アジア歴史資料センター Ref.A0790074600 『府県概則』第四卷、国立公文書館)、福島県「聴訟課規則」(アジア歴史資料センター Ref.A0790078000 『府縣概則』第二卷・明治六年、国立公文書館)、などを参照。なお、石井良助(一九八七) 参照。
- (167) 明治元年十二月(日欠)「勤向之儀ニ付心得方奉伺候書付」、『諸達并掛合往復』。
- (168) 『諸達并掛合往復』。
- (169) アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八四】。
- (170) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【三二】。
- (171) アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四七】。
- (172) また、断獄所の一件がなぜ刑部省ではなく民部官・民部省の簿冊の中に記録されていたのかは不明である。
- (173) 中井弘蔵は、慶応四年(一八六八)七月現在、東京府鉄砲洲外国開市掛の職にあったが(アジア歴史資料センター Ref.A0905426 9900 『職員録・明治元年七月・東京官員録全改』)、同年九月一日時点での現職は不明である。
- (174) 東京都公文書館所蔵『明治元年府中達・知事官房』。
- (175) なお、浅古弘はか(二〇一〇)は、江戸時代について、「狭義の『白洲』は、法廷内の砂利を敷き詰めた庭を指し、『砂利』ともよばれる。屋根はなく、明障子を庇のように張り出して日除けとしていた。百姓・町人や浪人、無宿等はここに筵を敷いて露座する。」と説明している(二二五頁)。
- (176) 『諸達并掛合往復』。
- (177) 『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センター Ref.A05020336800 『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【三六】。

⑭『大政紀要』に「是年。民部省令ス。凡ソ争訟スル者。原告被告ヲ問ハス。召喚ノ期ニ後ル、者ハ。過料錢三貫ヲ料シ。病ト称シテ至ラサル者ハ。五貫ヲ料ス。差添人扶同スル者ハ。本人ノ例ニ照シテ。各二貫ヲ減ス。尋テ東京府モ。亦出廷時限ヲ定メ。訴所ニ帳簿ヲ置キ。姓名ヲ自署セシメ。期ヲ愆ツ者ハ。枷鎖若クハ責付ヲ命ス。」（『アジア歴史資料センターRef.A04017114000』『大政紀要』下編・第七一卷（国立公文書館））という記載があることから、これ以後、東京府でも遅参者・不参者の取り締まりが強化されたようである。

⑮ 民部省による遅参・不参者の取り締まりは、刑部省とのやり取りを重ねながら、その後も引き続き検討されていく。

⑯『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八一】。

⑰ 山中献行政官弁事（東京在勤）（アジア歴史資料センターRef.A09054271300『職員録・明治二年四月・官員録全改新』）。

⑱ 中村幹之助の詳細は不明。

⑲ 安藤行蔵会計官出納司知事（アジア歴史資料センターRef.A09054271300『職員録・明治二年四月・官員録全改新』）。

⑳ 林栄次郎の詳細は不明。

㉑ 北村鉄太郎会計官訴訟所調役頭取（アジア歴史資料センターRef.A09054271300『職員録・明治二年四月・官員録全改新』）。

㉒『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八三】。

㉓ 公事人がさらに腰掛から白洲へ進むときは、草履やワラジを脱がなければならないのであろう。

㉔『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八三】。

㉕『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八三】。

㉖ 管見の限りでは、その後、茶屋営業が復活したことを示す史料は存在しない。

㉗『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四四】。

㉘『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四四】。

㉙ なお、当時、とうがらし、白米、「目立候衣類」、金子（金銭）、夜具などの差し入れは認められなかった。その他、半紙は「式

帖、銭は「鐳式百文」まで、手拭は「式尺」までしか認められなかった。また、差入の願出は一ヶ月に三度までしか許されなかった(アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四四】)。

⑨『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八六】。

⑩坂本政均民部少丞(アジア歴史資料センターRef.A09054273100『職員録・明治二年十二月・職員録改』)。

⑪馬杉義質民部省監督司大佑(アジア歴史資料センターRef.A09054273100『職員録・明治二年十二月・職員録改』)。

⑫玉乃世履民部少丞(アジア歴史資料センターRef.A09054273100『職員録・明治二年十二月・職員録改』)。なお、坂本少丞と玉乃少丞は聴訟掛を所管し、坂本は金銀出入公事を、玉乃は本公事をそれぞれ担当した(明治二年一〇月四日「民部省聴訟掛分課」、『諸達并掛合往復』)。

⑬大木良房民部省監督司少佑(アジア歴史資料センターRef.A09054273100『職員録・明治二年十二月・職員録改』)。

⑭当時、民部省聴訟掛に属する囚獄付医師には手当金が年二〇円給付されていた(「刑法囚獄決議(壬申ノ分)」、アジア歴史資料センターRef.A04017214800『大蔵省記録抜萃(八)』)。その起源については、年月日不明「訴訟所御用掛医師任命方伺」(アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四二】)、参照。

⑮ここという「溜^{なま}」は、新吉原裏の溜か、それとも品川の溜か。いずれにしても詳細は不明である。

⑯伝馬町牢屋敷(日本橋小伝馬町)か。これとは別に、「省内仮牢」に収容される場合もあったようである(年月日不明「訴訟所御用掛医師任命方伺」、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四二】)。

⑰『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【八一】。

⑱石井良助(一九五四)二二三頁。

⑲『諸達并掛合往復』、アジア歴史資料センターRef.A05020336800『民部官書記録・明治元年ヨリ同三年ニ至ル』【四九】。

⑳実際、表一に示しているように、民部省が聴訟事務を担当する一方で、刑部省が聴訟事務を担当している例(蒸気船買入違約一件や貸金訴訟など)もある。これがどのような理由によるものかは、いまのところ不明である。

(21) この点については、藤原明久（一九八六）一〇一五頁、参照。

(22) 松平太郎は、旧幕時代、外国奉行支配組頭、外国奉行並、歩兵奉行などを歴任。戊辰戦争では、蝦夷共和国政府副総裁として函館戦争に参戦。戦後、榎本武揚らとともに東京に送られ禁錮。明治五年一月、特赦により出獄した。

(23) 猿屋町御貸付金会所。寛政改革の棄捐令発令に伴い札差救済のために浅草猿屋町に設置された機関である。後に札差に対する監督機関としての機能も有した。この会所には、勘定奉行所から勝手方掛七人が出張して、旗本・御家人への貸付事務などに当たっていた。松平太郎は、慶応四年八月下旬、榎本らとともに軍艦で江戸を脱走するまで、この会所を所管していたようである。

(24) アジア歴史資料センターRef.A0905426900『職員録・明治元年七月・東京官員録全改』、アジア歴史資料センターRef.A07060040300『記録材料・会計局附属役々人数書』。

(25) アジア歴史資料センターRef.A09054270800『職員録・明治二年一月・官員録改』、アジア歴史資料センターRef.A09054271000『職員録・明治二年三月・官員録改新』、アジア歴史資料センターRef.A09054271300『職員録・明治二年四月・官員録全改新』、アジア歴史資料センターRef.A09054271700『職員録・明治二年五月・官員録改（上）』。

(26) アジア歴史資料センターRef.A09054272000『職員録・明治二年六月・官員録改』、アジア歴史資料センターRef.A09054272300『職員録・明治二年七月・官員録全改』。

(27) 国立公文書館所蔵『職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書 転免病死ノ部』【五〇】『請求番号』本館Z.A-031-09・職00148100。

(28) 職員令（明治二年七月八日）によれば、権正は司の序列第二位のポストであることから（前掲『明治職官沿革表』二〇〇頁）、聴訟権正とは聴訟司の副長官に相当する地位であると考えられる。しかし、当時、民部省に設置されたのは地理・土木・駅通の三司であり、聴訟権正がそのいずれに属するのかは不明である。

(29) なお、玉乃は、民蔵合併後の明治二年八月一七日に大蔵少丞の兼任を命じられている（翌年七月一三日被免）。

(20) 『諸達并掛合往復』。

(21) アジア歴史資料センターRef.A09054276600『職員録・明治四年十二月・諸官省官員録（袖珍）改』、同Ref.A09054277800『職

員録・明治五年五月・官員全書改(司法省)』。

(222) 『太政類典』一編一八八卷【一〇】。

(223) なお、「和田内権少祐」と「山口少令史」も庶務司聴訟掛に属する官吏であったと思われるが、その詳細は不明である。

(224) アジア歴史資料センターRef. A09054276600 『職員録・明治四年十二月・諸官省官員録(袖珍)改』同Ref. A09054277800 『職員録・明治五年五月・官員全書改(司法省)』に北村の名は記載されていない。

(225) 『幕末維新大人名事典』上、四四五頁、大植四郎編著『明治過去帳』東京美術、原著私家版一九三五年、新訂初版一九七一年、一〇五七頁、沼田哲「〈史料紹介〉明治六・七年の青森県情 北代正臣『上陳及び諸伺書』他」、『弘前大学國史研究』八五号、一九八八年一〇月、二三頁以下。

(226) アジア歴史資料センターRef. A09054276600 『職員録・明治四年十二月・諸官省官員録(袖珍)改』同Ref. A09054277800 『職員録・明治五年五月・官員全書改(司法省)』。なお、増淵の本籍地は東京府であることから、旧幕臣の可能性はある。

(227) アジア歴史資料センターRef. A09054276600 『職員録・明治四年十二月・諸官省官員録(袖珍)改』。大塚も、本籍地が東京府であることから、旧幕臣の可能性はある。

(228) このように民部省廃止後、司法省に転じた民部省官員は少なかった。しかし、これとは対照的に、明治四年八月の東京府聴訟・断獄事務の司法省への引渡後、東京府で聴訟・断獄事務を担当していた職員が多くが司法省に転出していったことは注目される(藤原明久「二九八六」一〇〇一頁)。

(229) 神崎正誼編『官員名鑑』第二冊、弘道軒、一八七七年七月、一三〇頁。

(230) 『明治人名辞典Ⅱ』上巻、日本図書センター、一九八八年、かノ三四。